始

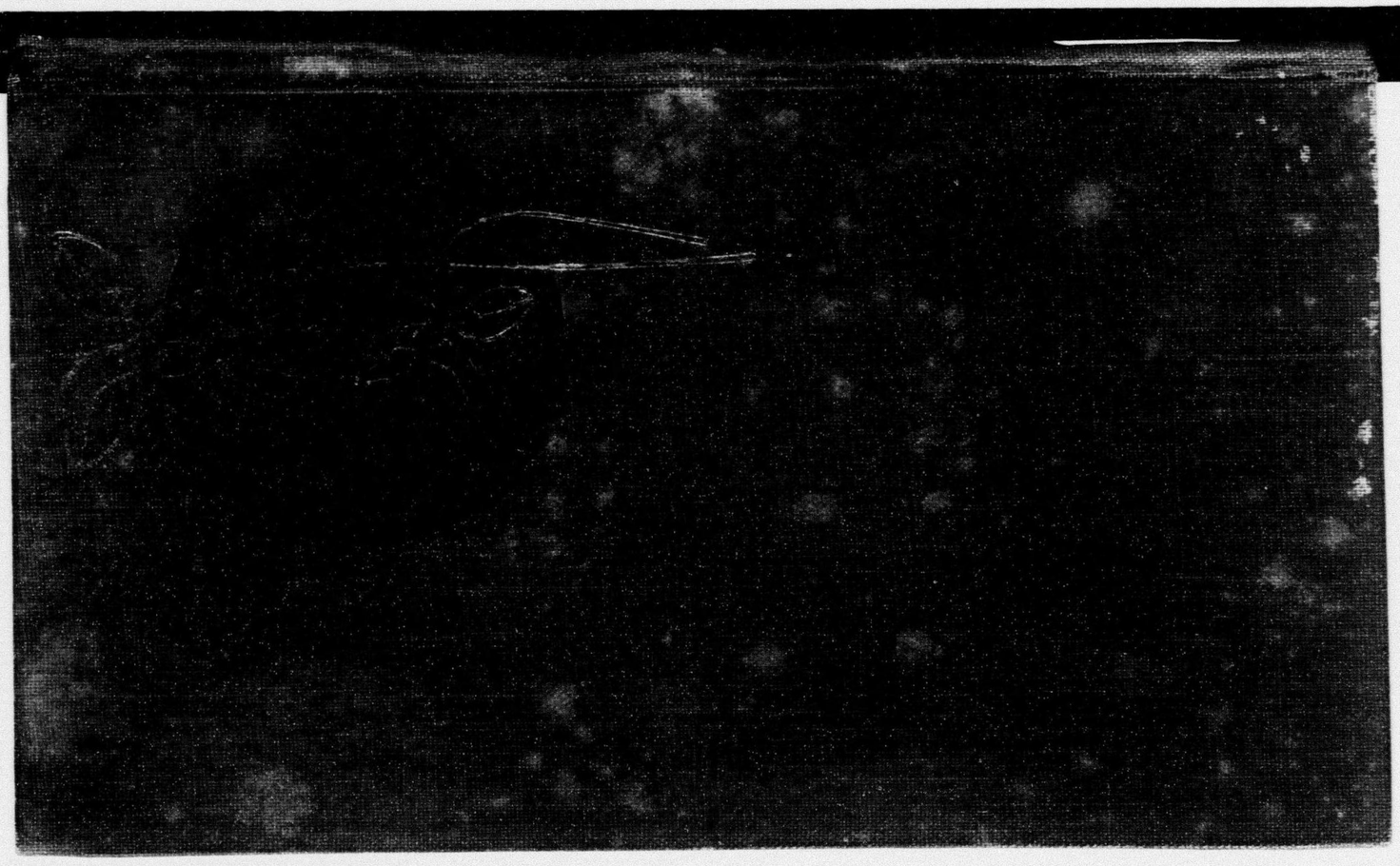

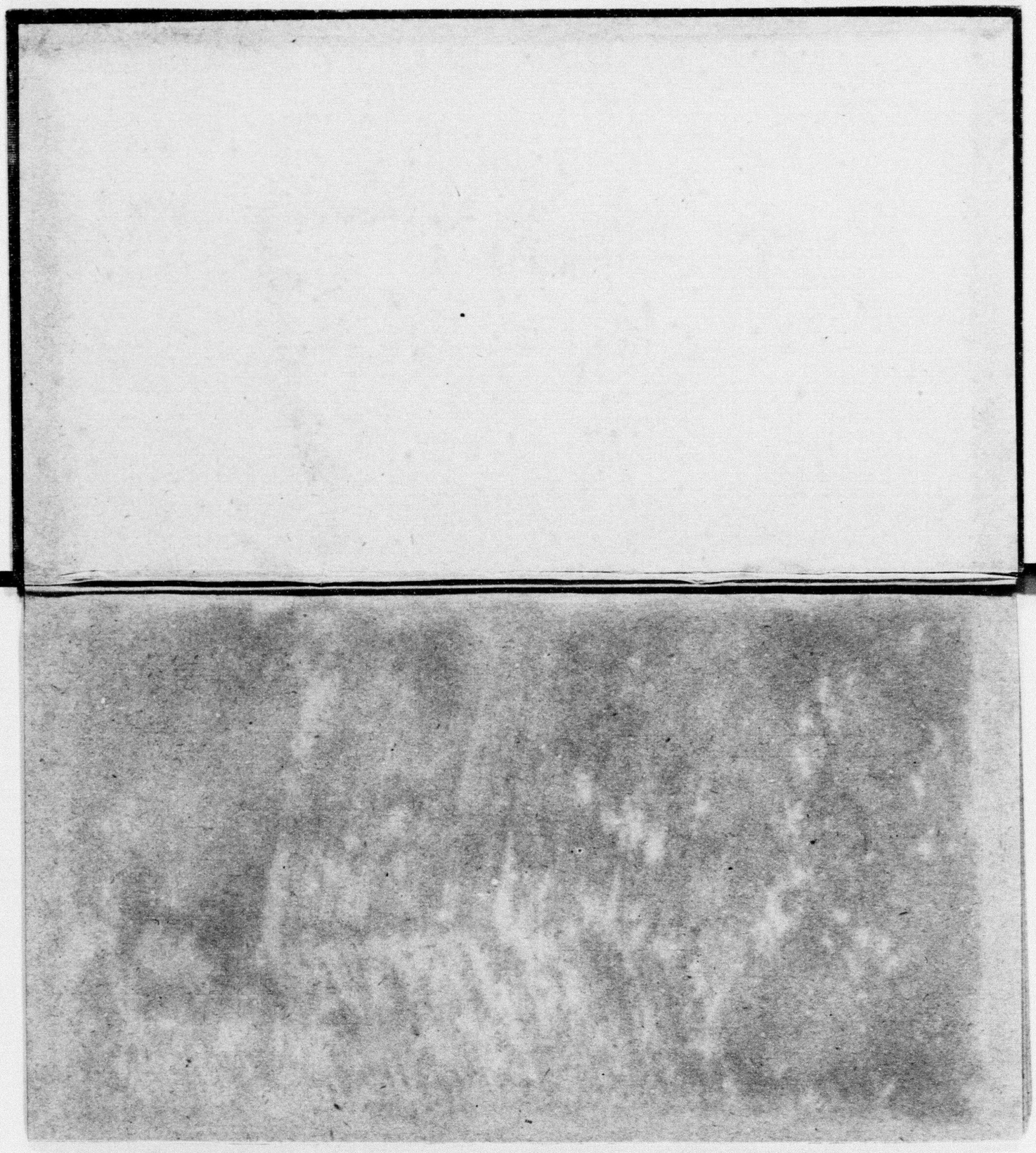

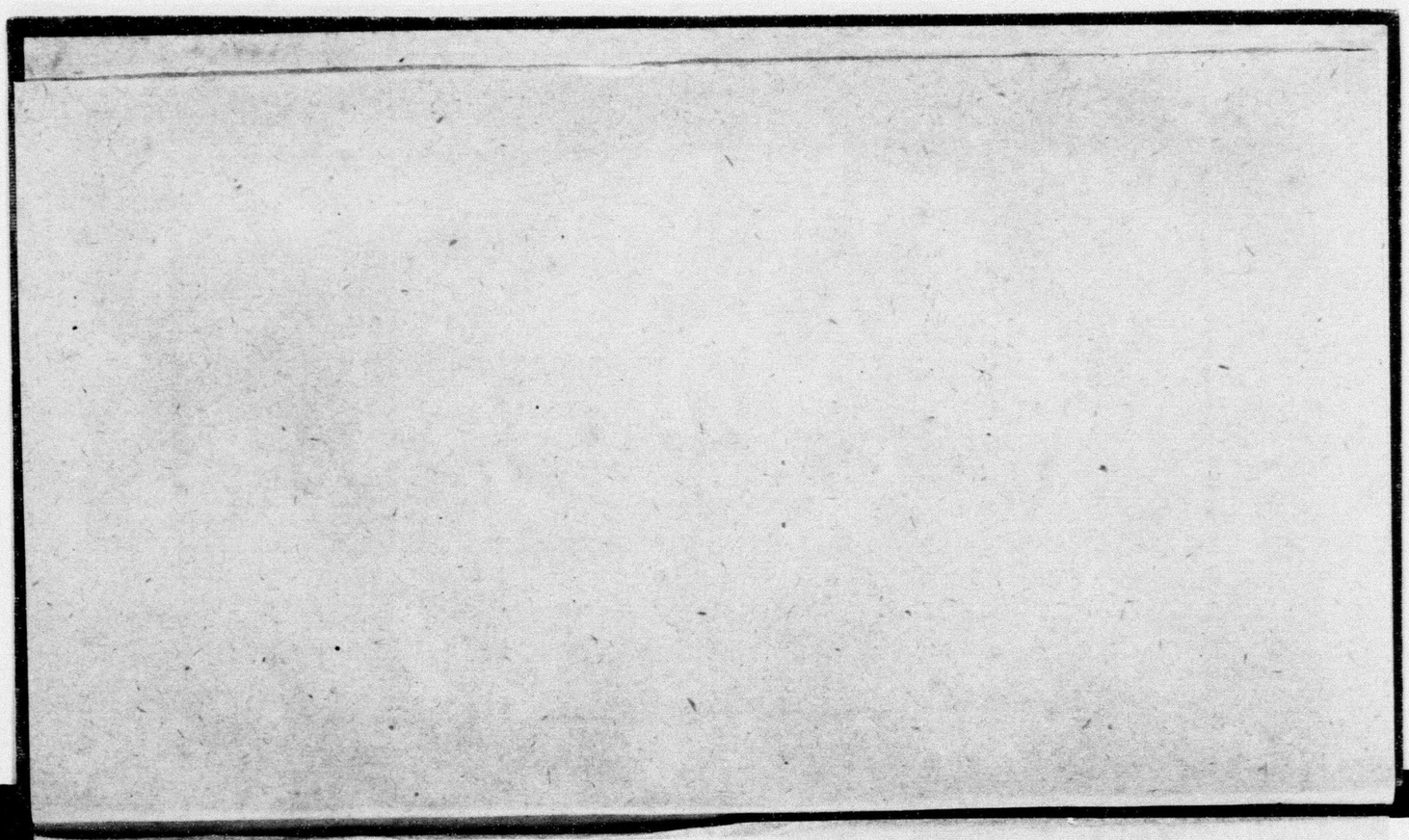

特100
286

樂眞子 池田晃淵著

大奥の女中

東京

富山房藏版

緒言

史を繙きて理亂興廢の蹟を原ぬるに、其政績の良否は一に宰臣の忠奸に存せりとなす、理素より當に然るべしと雖も、是唯外面成敗の蹟に就て、これを褒貶するものにして、其由て來る所を究むるに於ては、猶盡さざる所あり、吁人誰か忠を欲せざらん、然れども能く忠なる能はざる所以のものは、他に誘導する所ありこれを採て政策の上に施すに至りて、遂に成敗忠奸の蹟を遺すのみ、而して他の誘導の最も強勢なるはこれを女流の内助となす、其甚だしきに至りては忠も忠たる能はず、其盛んなるに於ては奸も亦奸たる能はざるに至る、故に苟も理亂興廢の蹟を究めん

51.10.-8
1086072

と欲せば、獨り外面に止らず、深く内部の如何を盡し、始て褒貶の案を斷ずべきなり、余去歳女人某氏と史を話して、談會ま此事に及ぶ、友人これを筆せん事を勸む、余乃ち匆卒筆を執て徳川幕府政局の裏面を略叙し、大奥の女中と題し、一章成る毎にこれを讀賣新聞に揭載して、遂に百餘回に及ぶ、頃日書肆冨山房これを纂輯して、大方の一粲に供せんとす、余即ち更にこれを刪補訂正して、篇を全うするに及び、聊か起稿の事由を一言すること爾り。

樂眞子識

大奥の女中　目次

大奥の一般……一
春日局の勢力……一〇
於萬の方の勢力……四三
四代將軍の大奥……六八
　矢島局の勢力
　御臺所の淑德
　久世廣之の謹愼
　飛鳥井、姉小路の勢力
五代將軍の大奥……七九
　桂昌院殿の迷信
　奸僧の妄言生類御憐み
　柳澤の跋扈
　悪貨の濫造
　於傳の方
　右衞門佐、大奥侍局の勢力

大奥の女中　目次　終

目次

紀伊殿と水戸殿へ御縁組　甲府殿の假病附元寶莊子、
護國女太平記等の辨妄
六代將軍の大奥……三七〇
御臺所の京都風　近衛大閤の江戸滯留
新井白石と林信篤の軋轢禮式の改正　左京の方と於すめの方の勢力

大奥の女中

樂眞子　池田晃淵著

◎大奥の一般

柳營大奥女流の主裁は、卽ち御臺所にて、猶表向に於る、將軍家の如くなれば、其御威勢の赫々たりしは申までもなく、表向に對しても、御臺所の仰とあれば、大老、老中を始め　謹でこれを奉體せり、加之、大老、老中、御側御用人、若年寄、其他御側近く奉仕せる輩の外は御臺所に拜謁する事など、絕てなき事にて、是等人々の拜謁といふも、亦たまさかの事なれば、中々御容貌を見上げ得ぬは、勿論の事、始終拜伏したるまゝにて、退出すといへば、其崇敬の樣子は、將軍家よりも、一層重きに似たり、されど此御威勢と崇敬とは、單に表面上、其品位に對し、儀式的の事にて、所謂虛威、虛禮に過ぎず、猶語を換へて、之をいへば、神が佛のごとく、唯敬して、これを遠くるのみ、故に其御威勢赫々たるに、拘はらず、實際（敎事の局面）に於て、毫も其反應を見ず、（但し稀にある事は末に出す）そを、いかにといふ

に、徳川幕府の軌典に於て、婦人女子の、政務に容喙するを許さず、されば、御臺所に在ても其淑徳を示さんがため、其品位を保たんがため、此軌典を、固守するを、肝要となす、既に政務に容喙する能はざれば、其威は唯敬して遠く、勢いかに熾盛なりとも、何かあらん、故に大老、老中以下、政務に與かる人々に在りてのみにて、毫も畏怖の念を懐かず、而して此人々、常に大奥に對して、畏怖の念を懐く所以のもの、畢竟これ（御臺所）に非して、彼にあり、彼とは何ぞ、請ふ次項を看よ。

大老、老中は、幕府政務の全局に當りて、内外の樞機を統轄すと雖も、常に將軍家の左右に在りて、機密の顧問に備るものは、御側御用人にて、（但し表向は顧問などいふものにあらずして唯將軍家と、老職の間に在て、機密にかゝる下命、及び言上等を取次役なれど、内實は決して此制に拘らざりしなり）位は從四位下、席次は老中の次席若年寄の上にて、直接に政務の局面に立ざれば、外見には、一の閑職の如く見ゆれど、内實は將軍家の顧問なるが故に、老職の人用人の執成、悪しざまならんには、何某（老中、若年寄など）事、明日より登城に及ばずとの人、窃にこれを畏怖する事甚し、何となれば、いかなる賢相出て、いかなる良政策を布かんと欲するも、彼側御用人と相提携するにあらざれば、決して行ふ事能はざるなり、萬一御側御

内命下るに至る、是に至つて餘儀なく病氣と披露して、其人は引籠ると、やがて輕ければ、御役御免の願を、差出されよと、内命あり、若重ければ、思召これあり、御役御免差控と、仰出されし上に、追て又減祿、若くは轉封、隠居、蟄居などゝ、種々の御譴めに遭ふ事まゝあり、これに反して、能く提携する時は、言として、聽れざる所なきに至る、彼天明の末、寛政の始に當りて、松平定信朝臣（世に白河少將といひ又は隠居後の號を稱して樂翁公ともいふ）が、治圖の成績の如き、即ち是なり、是御側御用人本多忠籌朝臣（彈正大弼、後に老中となる）と、内外相提携したるに依れりしなり、さりとて、滿朝擧りて、御側御用人を畏怖するのみにて、これと提携するの方を失する時は、政局は變じて、御側御用人政治となる、彼貞享、元祿の柳澤時代、明和、安永の田沼時代、文政、天保の水野（出羽守忠成朝臣）時代など、皆是御側御用人の時より、政局の實權を執りたるが故に、老中となるに及で、彌威權一人に歸したるなり、（但し柳澤は、御側御用人より老中格、又大老格と進みたるが、こは名義のみの事にて、實際は猶御側御用人と同一に、將軍家の顧問として、政局の實權を掌握せり）されば、御側御用人が、隠然政局に權力を有する、斯くの如くなれば、誰憚るものもなきかといふに、猶老中が、自身を畏怖するが如く、窃に畏怖するものあり、即ち將軍附中臈（侍妾なり）の眉斧

これなり。

元來中臈には、將軍家附と、御臺所附の二派ありて、御臺所附は、將軍家附に比すれば、大奥に在ては、大に威權あり、そは彼ら自身を綽名して、御清と云にても知べし、御清とは、縦ひ主君たりとも、人の妾となりて、枕席に侍するを以て、勤と爲は、婦人の道にあらず、自身等は、節操清白を以て、君に仕るものなりとの、自負心より、斯は云るにて、其意を解釋すれば將軍家附の中臈（侍妾）を指て、婦道を汚せるものと、冷評せるにて、實は嫉妬の情より出たるなり、そは御臺所附の中臈は、多く御清たらざるを欲するも能はざる容貌（稀には美人もあれど）にても、しられたり、さて彼らは、御臺所を笠にきて、大奥にては、我もの顔に振舞ふとも、表向に對しては、何等の反應もなし、これに反して將軍家附の中臈は、大奥に在ては、長局にても、自身部屋を構ふる事能はず、上臈（こは御臺所に附添居りて、何かの御介添を申上ぐる役にて多くは堂上家の姫君なり、其名姉小路、花町、飛鳥井、萬里小路など稱す、但し是は其生家の苗字にあらず、四代將軍以來其役に附來れる稱號なり）又は御年寄（こは多く旗下士の女にて、表向に比すれば、若年寄に准じて大奥一般の政務を統轄す）などの内に、合部屋となり（同居にはあらず、別に居間もあり、休息所もあれど、此輩の監督を受くるを以て斯い

ふ）先は日蔭ものらしき、有樣なれど、常に將軍家に親侍するを以て、表向に對しては、隱然權力を有せり、されど、縦ば十人あれば、十人皆悉く然りといふにあらず、先づ概してこれをいへば、容色にも依ると雖も、其監督者、合部屋の主）の如何にあり、將軍家の乳母、若しくは幼年より、奉仕したる婦人の御年寄となれる人の許に、合部屋せるものは第一の寵を得、そをいかにといふに、乳母若しくは幼年より奉仕せる婦人は、將軍家の氣質より、飲食衣服の嗜好等の瑣末に至るまで、能く熟知せるを以て、斯る時は喜ぶ御樣子は怒らせたまふにて、斯る御樣子は、子細に指教するに依り、自然と色びたまへるなど、喜怒哀樂の、表に顯るべき態度までをも、子細に指教するに依り、自然と色を見て機を察し、巧みに將軍家の、意思を邀ふるを以てなり、是卽ち御側御用人の、最も畏怖する所といふ、次は姿色あり、才藝ありて、寵を專らにするもの、多くは堂上家の姫君より出づ、こは例して上臈の合部屋となり、其指教を受ると同時に、將軍家の生母、若しくは前代の中臈（侍妾）にして、二の丸に住居し何々院と稱するものを、極祕密に、師匠番と賴みて、能く奥向の風習を始め、將軍家の氣質嗜好等をも、知り得るといふ、此種の人に於ては、獨り宴席に於て、寵を得るのみにあらず、平生、文藝及び圍碁双六等の如き遊伎に於ても、御相手を勤むるを以て、常に左右に親侍するに至る、是亦御側御用人の畏怖する所といふ、況んや此等

の輩にして、世子（若君様、徳川氏は多く御妾腹なり）を生みたらんには、卽ち其御子は、御臺所御養と、表向披露の上は、其生母は卽ち御部屋様と稱せられ、一躍して御臺所に亞ぐ程の、御取扱となり、御三家を始め、諸大名よりも、參勤其他の事に付、將軍家へ獻上物あらん時、御臺所へも獻上すれば、必ず此御部屋様へも獻上す、斯く內外の崇敬加るに付て、附々の女中等も多く、さながら第二の御臺所を出せる如く、殊に其附從ふ女流の勢は、殆ど御臺所附を凌ぐが如し、されど決して、御臺所は申に及ばず、其附從ふ女流にだも、歡心を失はざる如く勤むるなり、何となれば、萬一罪ありて罰せらるゝ時には、必ず御臺所の仰として、彼もの、格別御懇ろに召使はれたりとか、又は常々思召にも叶ひたるものなれば、御不憫に思召さるゝ間、能々心得てと仰出さるゝ時は、老中も謹で旨を奉じ、幾分か法を寬うするに至る是等の用心よりして、內實はとにかく、表立ては、寵に誇りて、御臺所を凌ぐ如き形蹟を見せざるなり、又御臺所の、政務に容喙さるゝも、かゝる時のみなり。

されば御側御用人としては、常に謹愼を以て自ら守り、彼女流をして、敬伏の念を起さしむるは、最上乘の手段たりと雖も、能くこれをなし遂げたるは、僅々一二人に過ぎず、中には、謹愼の餘りに、方正に失して、彼女流の憚る所となり、遂には將軍家にも憚られて、將軍家と、

老中の間に立て、俗にいふ板挾みとなり、此を得ず、自ら職を退くに至るものあり、故に多くは、冥々の中に、彼女流と輔車相頼り、俗にいふ持れ合なるもの、み、猶甚しきに至りては彼女流と相提携して、君寵を固うし、以て威權を政局の上に振ひ、漸く威福を恣にするものあり、彼貞享、元祿、明和、安永の大奥は、卽ち是にして、近くは文政、天保、（俗に大御所様時代といふ）の大奥や、これに近し。

さて中臈（侍妾）等が、君寵に誇りて、遂には吏員の私行、施治の可否等、雜話の序に、親しく將軍家に訴ふるを得るとせば、其威勢嚴めしかるべきに、實際左はなくして、其寵愛盛んなる中臈に從添ふ、合部屋の主（上臈御年寄の類）又は御部屋様となれば、其御附の年寄などは、非常の權勢あり、そをいかにといふに、元來中臈なるものは、既に君寵を辱うするに於ては他に望みなきと、御身一生奉公にして、剩へ、後閤の外に出る事能はざる身なれば、自ら世事の如何を聞くに由なきと、且つ斯る事の、表向に知れざらん事を、糞ふがためなり、これに反して、附添ふ年寄などの類に至ては、寺社の御代參より、表向の應對を始め、御三家、御三卿の館、其外諸家の御守殿（將軍家の姬君の緣附たる卽）附人より、大奥出入の諸商人、藝人の類に至るまで、交際應接せざる所なき故、自ら世事の如何を見聞しつゝ、あるを以て、或は自

己らの不便を感ずる政略なれば、直ちに此中臈を利用して、祕密に其の批難を、將軍家の聽に達し、果ては自家の便否に關せざる事までも、他の請托を諾し、此中臈を利用して、上聽に達する等、種々様々の事をなすが故に、表向の諸有司も、此輩には如何とも、手を附る能はざるのみならず、卑屈甚しき輩に至ては、此輩の生家、若しくは親戚に取入り、其勢力を頼みて雲梯となすもの、少なからず、かゝる勢なれば、其下に仕ふる女どもまでも、所謂視眼、嗅鼻となりて、世間の風説私評など、見取り聞取りに密告する故に、老中の邸普請の様子より、會合の節の料理の献立までも、將軍家の聽に達するといふ、されば是時には、いかなる賢相あり て、大に爲す所あらんとするも、決して能はざるなり、制規嚴肅なる大奥に於て、かゝる怪事あらんとは、豈不可思議といはざるべけんや、されど玆に又一種救治方あり、そは何かといふに、御留守居年寄といふ役人是なり、抑此御役たる、大奥全體を管守する役にて、すは籠城といふ時には、御臺所を始め、大奥一般を引請け、警固するの重職にして、役高五千石に、與力十騎、同心五十人宛を附らる、かゝる大任なれど、太平の世には、一種の閑職にて、其人は大抵兩番頭（御書院番御小姓組）大目附、町奉行、勘定奉行、三卿附家老等の、老朽事に耐ざる輩のみなりと雖も、大奥に對しては職責ある を以て、老中若くは大小目附の輩、密かにこれ

を利用して、彼れが増長の鼻をひしぐ事あり、こは素より其時勢と、其人の行爲とに依て、一樣ならずと雖も、例して斯る所業は、公けにせず、先は近來勤向思召に應ぜずといふ事にて永の御暇を下さるゝにて、事濟むなり、されば、此女輩が間接に政局に關係せるは、皆悉く悪しきにはあらず、中にはこれに依て、大に政績上に好結果を呈せしもことなきにあらず、そも其始は何人か此俑を作れるぞといふに、東照公の時、既にこれあり、されど、そは創業多事の秋として、姑く措き、先は寛永の春日局こそ、其元祖なりといふべきか。

◎春日局の勢力

春日局は、美濃齋藤家の族内藏介利三（後ち明智光秀に仕へ山崎合戰の時誅せらる）の女にして、稻葉佐渡守正成朝臣に嫁す、正成朝臣、小早川中納言秀秋卿（世に金吾中納言といふ）に仕へしが、故ありて仕を辭し、久しく浪人にて在しに、慶長九年七月家光公御誕生の時、召出されて御乳人となりしに、やがて又御次男忠長卿（御幼名國松丸後駿河大納言）生れさせられしかば、いかなる故にや、御父秀忠公、御母御臺所（淺井備前守長政の女）ともに、國松君を御鍾愛あらせられ、若君の御事は、萬づ疎々敷おはしければ、局一入に御痛はしく思ふものから、日夜寢食を忘れて養育しまゐらせつるが、いかにも此事心憂く思ひ、内々にて駿河なる東照公の許に、斯と訴しかば、公は以の外の事なりとて、早々將軍御夫婦に仰せらるゝ旨ありて、家光公御世嗣と定らせたまひたり、其後寛永五年、御臺所薨去ありしかば、いよ〳〵大奥向の事は、局一人に仰付らる、（此時御父秀忠公は、西丸に御退隱あり、家光公の御臺所は鷹司攝政信房公の姫君にて、寛永の始御入輿あられしが、いかなる故にか、御間宜しからず、御本丸を去て中の丸の別殿に御住居ありて、御臺所とは稱せられず、中の丸樣と稱したり）、是に於

て大奥の主裁として、萬事を執行しかば、先には將軍擁立の功ある上に、御乳人として、大奥を總轄する故に、其威權殊に甚しかりし、されど局は、資性忠貞にして、男子も及ばぬ程なれば、萬づ愼重にして、大に内外の人に畏敬せられたり、されば幕府大奥向の紀律は、專ら此局の定めたる所といふ、彼中奥と大奥との界に、銅の戸を立て、是より内に男入るべからずと、掲示せるは、實に此局の創めたるなりと、斯る婦人なるが故に、冥々の中將軍家に、内助する所も少からず、時に依ては、直接に政局の一部に當れる事あり、されど、こは皆自家の私情私欲のために非ずして、專ら君家萬年のためにしたるなり、今其一二をいはんに、寛永五年に、金地院崇傳（本光國師と號す、五山僧祿司たり）の訴に依て、京都妙心寺、大德寺の僧侶、紫衣出世の事、年齡戒臘に拘はらずして、勅許を蒙りしは、諸宗法度の制條に背犯せるを譴め、此輩數十人の僧侶の紫衣を褫たるに、數十通の綸旨は其光を失ひて、忽ち一片の反古紙となれり、これによりて恐多くも、時の聖上後水尾帝、幕府が此處置のために、聖德を傷けられしを、御愼りありて、俄に御位を、中宮德川氏（秀忠公の御女東福門院と稱し奉る）御所生なる女一宮に御讓りあらんと、其旨を關東へ仰下され、時の京都所司代板倉周防守重宗朝臣も、京都、關東の間に立て、殆ど困じ果たる折柄、局は秀忠公の内意を含みて、表向は伊勢

參宮、京都清水寺參詣と披露し、京師に至り、參内の上、親しく天顔を拜し奉りて、御慣怒の度合を伺ひ奉り、且は中宮との御間柄の御樣子を視察し奉り、然る上に、重宗朝臣と、御讓位後の善後策をも示合せたり、然るに朝廷に於ては、縱ひ幕府に在ては、大奥の主裁として、權勢あるとは申せ、無位無官の女流が、參内龍顔を拜したる例、曾てなければとて、中々に面倒なりしが、局は堅く請うて屈せず、是に於て遂に關白、傳奏衆など、種々に相談ありて「武家傳奏たる三條西内大臣實條公の妹分として、緋袴を御免ありて、參内あり、龍顔を拜し奉りたり、此時春日局の名を下されたり、それより宮中の御樣子何くれと視察を盡し、重宗朝臣と、諸事を協議し、其事を齎して江戸に歸れり、當時幕府の權勢とは申せ、一個の婦人として、畏こくも朝廷に對し奉てすら、斯の如し、況や其他をや、此時局が、重宗朝臣に對しての樣子にても知られたり、そは局參内の事に付ては、一時堂上家を喫驚せしめたるは、當時公卿中の日記に詳に見えたり、今其一を記さんに、

土御門泰重卿日記に、十月十日江戸將軍乳母、三條西妹分にて、今夜御所へ伺公、御對面之由承及ひ、勿體なき事にてゐ、帝道民の塗炭に落ゐ事云云

斯までに悲憤絶叫せしめたり、實に强盛なる勢ならずや、此時所司代板倉重宗朝臣に對して

の勢力は、一書に

春日局上京、參内など相濟ゐて、一日東山見物に參られゐ、案内者は町奉行喜多見若狹守にて、周防守（重宗朝臣）も後に附添參りゐ、ゆる〳〵と諸所見物仕ゐて、兼て設けの座敷にて休息いたされゐ、料理は角倉與市（過書船支配兼ては山城の御代官たり）前廣持參ゐて色々取持ゐ、其砌此休息所前の小流れにて、足を洗居ゐ出家これありゐを、局はるかに見て早々其もの、前へかけより、偖々久々にて御目にかけゐと、慇懃に挨拶仕ゐへば、彼出家も、誠に久々なり、登られたとは今日此頃人の噂にき、たれど、我ら如き世捨人、逢ふにも及ばずと思つるなど、いと大柄なる挨拶振なり、局は、先々此方へとて、自ら先に立て座敷へ案内仕ゐて、周防守に向ひ、周防よ、この婆が、前かど御恩をうけたる、少將樣に御目にかゝりたり、今程は京都に御座ゐ由、そなたなど無沙汰なき樣、能く心得てよと申されたり、さて色々物語などありて、追々長くなりゐに、其夕刻は東本願寺門主より、局御招待の由にて、門主の御使度々なるに、やがてそれへ參るべしとのみ、返答せられ、漸く黄昏近き頃、本願寺へ參られゐ、此出家は卽ち木下長嘯氏なり（始若狹國主にて若狹少將勝俊と稱せるが、關が原役以後隱遁して僧となる）

とあり、素より朝廷に對し奉りてすら、所思を申張る勢なれば、其以下へ對しては勿論なるべけれど、所司代たる重職の人に向て、家來あしらひに同じき挨拶とは、驚入たる次第なり、此時台徳公御存生なるに、斯までの勢力なれば、ましてれしは、實にもと思はる、其中に付て重なるは、始め台徳公御目鑑を以て、酒井雅樂頭忠世朝臣、土井大炊頭利勝朝臣、青山伯耆守忠俊朝臣の三人を以て、補導の臣として大猷公へ附られたり、其中にも青山は若年より戰功もあり、第一其身方正嚴格にして、假りにも行儀さへ崩さぬ程の人なりければ、我身は本よりの事、他人の上にても不謹みなる事あれば、默止すること能はず、其人を攻ること嚴重なりしかば、時の人一寸扇を置くにも、曲る時は、伯耆守が見ら れなばといふ程なり、台徳公も、此方正嚴格を御賞美ありて、家光公の補導、卽ち直諫の任に擧られしなり、されど、過ぎたるは猶及ばざるが如しとの古語の如く、未だ家光公御若年にましませば、隨分御我まゝの御行狀も多かりしかば、其時々事々しく諫め參らせたりしが、其頃公の御近臣には、阿部忠秋、松平信綱、堀田正盛、三浦正次、阿部重次、久世廣之、稻葉正勝等の諸氏ありて、此人々は何れも幼齡より御小姓に召出されて、公と、もに、局の介抱にて成長したり、中にも堀田正盛朝臣は、局が養子分となり、稻葉は素より子の事なれば、何事ぞ、

青山が申上けて、公にも手持不沙汰にならせたまふ時は、當座遁れに、それは彼ものがと、此近臣の中へ塗付たまふと、青山は更に此人々に向ひ、事々しく叱り懲す事度々なりしかば、遂には此人々も、斯ては何とも御奉公も仕悪しなど、つぶやくを、局は快からず思ひて、縱ひ大御所よりの御附人なりとも、そは餘りなる仕方なりなど、折に觸れては、內々にて青山へ申事度々なり、されど忠俊朝臣は、方正嚴格の人なりければ、更に頓着せざりしが、度重なるに付て、婦人の身として、無用の差出口なりと、いはぬばかりの受答にて、いよ〳〵何かと諫言を申上たり、これよりして局との間、次第に不快に成行き、遂には家光公にも、忠俊朝臣を忌嫌はれ、忠俊朝臣が御前へ伺公せらるゝも、御詞もかけたまはぬ事などもありてければ、老中の人々も、これを氣の毒に思ひ、密かに大奥の樣子を探るに、全く春日局と不快の故なる事、分明せしかど、將軍家の乳母として大奥を統轄し、且は大御所の內命をうけて、窃かに政局に關係せるなど威權旭日の如くなる局の事なれば、憖なる事申出して、反て禍に罹らんも計がたしと、誰ありてこれが調和を謀る人もなく、中にも安藤帶刀直次朝臣の如きは、局が日夜の忠勤は、自餘の及ぶ所にあらずと、常に推服せる程なれば、人々窃に忠俊朝臣の身上を危ぶみける、然るに其後大御所より酒井備後守忠利朝臣を御使として、酒井讃岐守（忠勝朝臣）、を伯

者守相役に仰付らるゝ旨、家光公の御方へ仰遣はされしに、折節忠俊朝臣この仰を承りながら、御前へ披露せざりければ、忠利朝臣氣色を替へ、我らためには子なれども、(忠勝朝臣は忠利朝臣の子なり)大御所よりの仰として、御使を勤めたるに、披露延引に及ぶは其意を得ず、此上は我ら御直に申上べしとて、やがて御前に罷出、右の段を言上申されけるに、忠俊朝臣も引續き御前へ出、讃岐守事、私下役に仰付られ、有がたく存奉る由申上ければ、酒井忠世朝臣これをとがめて、そは伯耆守承り違なり、相役に仰付られ候なるぞと、荒々しく申されける、こは忠勝朝臣を相役に仰付られしは、眞に大御所の御旨にあらずして、實は春日局の方針より出たるなりと、忠俊朝臣早くも推せしに依れり、そは忠勝朝臣の女は、局の養子分、(實は繼孫なり)堀田正盛朝臣の室なればなり、これらの事よりして、彌御前の首尾宜しからざるに一日忠俊朝臣、家光公の御前に出たりしに、公は其頃若き士の中に流行せし吉彌風といへるに、御髪を結せられ、兩の御手に鏡を持せられて、頻りに御覽ぜられたり、忠俊朝臣此御樣子を見ると、例の嚴格堪へ兼ね、殊に近來局と不快の事もあればにや、氣色をかへて、御側へ詰寄、こは勿體なき御事かな、か樣の事は賤しきもの、仕る由は兼て承りて候に、何もの、申上候て、か、る思召にはならせたまひしぞと、申も果ず、御膝元に置せられたる、鑓を取て御庭へ投捨たりければ、公は大に御機嫌損じ、其まゝ奥へ入らせたまひしかば、忠俊朝臣も御次へ退出しけるに、やがて公より、酒井忠世朝臣を召れ、伯耆事存る子細あれば、下城致させ候へとありて、程なく又忠世朝臣、土井利勝朝臣の兩人を召出され、仰に、凡そ臣として君を諫る事、尤其理あり、殊に伯耆事は、大御所より仰付られしなれば、其筈の事なれど、近來我まに募り、諸事權高に振まふ事少からず、されども大御所に對させられ、御差控あられしかど、今日の仕方斯々の事にて、實に無禮至極なり、去ながら無禮の事は一旦の誤として、これを宥めんが、臣として、君に恥辱を與ふるとは何事ぞや、我ら若年なりとも、今日數人の近臣の目前に於て、斯る恥辱を受たり、然るに此狼藉無禮の者を、叱り懲す事もなく、其儘になし置かば、向後誰ありて、我らが申付を守るべき、然らば我ら將軍たるの甲斐なきのみならず、國家大亂の基となるべし、此儀兩人如何存るぞとありしかば、兩人もとかく申に及ばず、素より當然の道理なれば、唯々上意の趣憚ながら御尤に存じ奉り候と、御請申上けるにぞ、公はさらば早々彼ものを、嚴しく申付候へとの事なりければ、酒井、土井の兩人も大に驚きけるが是全く一時の御怒りにあらず、詮ずる所は春日局なるべしと、思てければ、左候はゞ一應大御所の御聽に達し、ともかくも計ひ候べしと申て、御前を退き、西丸なる秀忠公の御前に出て、

事の始終を言上せしに、大御所にも、いかにも伯耆事、近來諸事權高に振まふ由は、聞召及ばれたり、殊に今日の仕方に於ては將軍の腹立尤至極せり、早々彼が所領を取上げ、配所へ遣し候へと仰出されければ、兩人も、彌一旦の事にあらずと思案を定め、一應の執成にも及ばず、御此上は何樣に申上るとも、聞召分けらる可にあらずと退出せられたり、方正嚴格を以て一時聞えたる、青山伯耆守忠俊朝臣も、春日局と受を申て、退出せられたり、方正嚴格を以て一時聞えたる、青山伯耆守忠俊朝臣も、春日局と端なくも反目したる結果斯の如く、脆くも武州岩槻城五萬石の所領を召上られ、遠州小林の地に配されたり、實に寛永二年にて、此時は未だ大御所の御臺所御存生なるに、局の勢力斯の如し、此御咎めの上使に、忠俊朝臣謹で御請を申て後、詞を更めて、上使の人々に申されけるは、上樣御發明に在らせられ候は、今更申上るに及ばず候えども、御政事向に於ては、如何在らせらるべくと、存じ奉り居候所、大御所樣より附させられ候 私 をさへ、か樣に仰付られ候上は、憚りながら安堵仕候、誠に御代萬歲と恐悦に存じ奉り候と、申されしは、名臣の一言實に殊勝に聞ゆれども、偖こそと深く心中に感じたる所、言外に溢れたり、されば此後東照宮の年囘法會、御臺所及び大御所の薨去等にて、非常の赦を行はれし事、度々なりと雖も、忠俊朝臣は遂に赦免歸參の恩命なく、寛永二十年四月十五日六十六歲にて終に配所にて身罷りぬ、然るに此年九月十四日春日局も身罷りて後に、忠俊朝臣の息因幡守宗俊朝臣、御赦を蒙りて召出され、新規三千石を下されたり、されば青山一家の人々、當時局に對していかばかりか口惜かりけん、一書に、

青山伯耆守殿、配所にて死去致され候以後子息因幡守殿配所御免にて、召出され、始て御城へ出られ候節、流石二十年以前の馴染なれば、御役人中何れも久々にてなつかしとて、思々に因幡守殿の前へ參られ、今日の悅を申もあり、中には涙を流して、昔を忍ぶ人もありし其時御大老堀田加賀守殿（正盛朝臣）風と參り合はされ、傍なる人に、何人にやと尋られしかば、青山因幡守殿と答へしに、伯耆が悴にやと申されしを、因幡守殿聞かれて、同じく傍の人に何人にやと尋られしかば、堀田加賀守殿と答へければ、さては勘左衛門が悴かと申されたり、これを聞たる人々、今時加賀守殿に向て、か樣なる事を申さるゝは、爲め宜しかるまじと手に汗を握りたりしが、これを傳聞たる人々は、誠に心地よき挨拶ぶり、偖も能くしたり、伯耆守が悴ほどありと、其頃御旗本中の評判なり。

實に忠俊朝臣が遠州に配されし頃は、正盛朝臣の父は勘左衛門正利とて、僅に千石にて御目付役、正盛朝臣は、將軍家の御小姓なりしに、今十五萬石を領して大老職たりとは、流石は宗俊

朝臣も夢の如くに、思はれたるなるべし、又此挨拶を聞傳て、能くしたりと褒めどよめく輩は何れも當時失意の輩なるべけれど、亦以て局が勢力の熾盛なりしを、快からず、思ふ旗本形氣なり、これのみならず、將軍家光公にも、當時を御追想ありて、大に忠俊朝臣を憐ませたまひしは、宗俊朝臣を追々御登用ありて、慶安元年信州小諸城三萬石を賜はりし時、左の上意ありたるは靑山家記錄に、慶安元年正月十九日、宗俊朝臣を御前へ召出され、信州小諸城主仰付られ三萬石下さる旨、家光公御直に仰含められ、さて上意に、其方これより直ぐ伯耆が墓所へ參り、此由申聞け候へ、伯耆は忠勤のものなりしに、我が若年にて譴め申付、存生の內二度對面せざりし事、今更殘念に思ふなり、其方も、伯耆が我らに仕へし如く、竹千代に忠勤せよと仰られ、御涙を流させたまひければ、宗俊朝臣も恩命身に餘り、面目の程心魂に徹し、思はず感涙を流しけると、是實に味ふべき上意にして、御若齡客氣のまゝに、一旦の御激怒あらせられしを、所謂薪に油を添たりし往時を、御歎息あらせたまひ、婦又局は、將軍家に對しての勢力の一斑は、家光公御壯年の頃は、專ら美童を愛させたまひ、婦女を遠ざけられしを、局は然るべからずと、內々申旨ありしが、とかく御用なきものから、此上はとて、局は所々より美女を召寄せて、自身の部屋子となし、漸々公の美童に遠ざかりたまはん樣に、計ひたり、されど、召寄せたる美女の中には、一向に素性の賤しきものもありて、立居擧動いかにも朴訥なるも、少なからざれば、ほと〳〵困じられたる折柄、伊勢內宮社僧慶光院比丘尼、登城の事あり、此慶光院と申は、代々尼寺にて常紫衣の重き寺格なり、此時の比丘尼は、六條宰相有純卿の息女にて十六歲なりしが、住職繼目の御禮に、江戶に來り登城ありしに、素より比丘尼の事なれば、局も調見せしに、其容貌美麗なりしかば、局密かに此由を公に勸めて、比丘尼を江戶に止め置き、やがて還俗せしめて、於萬の方と名を改め、大奧へ召より全く美童を遠ざけたまへり、されど堂上家の息女なるを以て、此御腹に御出生もあらば、堂上家に外戚の親を結ぶべし、然る時は、幕府施政上に於て、得策にあらずと思惟し、於萬の方懷妊なき樣にと、局の計を以て常に服藥せしめたりと、其勢力の熾なること推て知るべしさて先に公の寵を得たるは、於振の方とて、奧州蒲生家の浪人、岡吉左衞門といふもの、女にて、姬君（千代姬君後ち尾張光友卿簾中）を生み參らせたりしが、是より寵衰て於萬の方御旨に適ひ、從て權勢も日に增行を見て、局は斯ては然るべからずと、內々心を配りしに、或日上野參詣の歸途ふと目にとまりし少女は、於萬の方に酷肖たるをもつて、直ちに其宿所を問糺し、

やがて人を遣はして大奥へ召寄せ、自身の部屋にさし置て、諸事を指南し、程なく公の御附とせしに、果して御寵愛を蒙り、寛永十八年若君（四代將軍家綱公）御誕生あられたり、是即ち増山氏なり（其由緒もあれど、明白に錄せんには憚る所あるをもて略す）然るに斯くと、公は聞召てより、御悦の餘り、御自身產室へ入らせられ、其方は若を生みたりとな、出來したりと、上意ありければ、増山氏（名は初め於蘭といひしを、局より於樂と改めさせたり）平伏したりしに、其ため俄に眩暈して、殆ど人事を辨ぜざりしかば、附添ふ人々すは大變と、上を下へと周章ふためき、やう〳〵に本復せしめてけるが、是より病者となりてければ、寵愛全く衰へ、於萬の方彌出頭したりけり。

局は右の如く大奥の主裁たるが上に、將軍附の婦女は、皆悉く其推薦にて、しかも自身の部屋子なれば、誰ありて其意に逆ふものとて、なきのみならず、實に大奥全體の賞罰は、局一人の手に在る事なれば、是ら女流の尊崇大方ならず、されば局に在ては、内外の事に付て將軍家の上聽に達せんと、思ふ事あれば、是ら女流の口を利用するに及ばず、自ら言上したりし程に、其威權他に及ぶものとてはなかりける、此時表向には大老職たる堀田加賀守正盛朝臣は、局が養子分にて、同じく酒井讃岐守忠勝朝臣は、正盛朝臣の姻戚にて、其他老中、若年寄、御側御用人等の顯職には、松平信綱朝臣、阿部忠秋朝臣、阿部重次朝臣、太田資正朝臣、三浦正次朝臣、久世廣之朝臣等は、皆幼少より御小姓に召出され、局が介抱に依て成長したる人々なり、稻葉正勝朝臣は、局が子なり、是らの人々は實に當時の名臣なるに、其政治上に於ては申までもなく、瑣末の私行上に於ても、局は大奥に在て、常に視眼、嗅鼻を使用してこれを監督し、苟も過ちあるに於ては、因みあるにも拘はらず、聊かも見遁し、聞遁す事なく、將軍家の上聽に達したり、是に於て各々内外公私を論ぜず、諸事愼重謹嚴を守り、只管忠勤を勵みたるをもて、施政の善良なる、徳川氏二百六十餘年間此時より盛んなるはなく、今に至るまで寛永の治と稱せらるゝもの、素より名君賢相と提携したるに相違なきも、實に局が内助亦與かり力あり、殊に家光公の別て下情に委しく、世事に明らかにして、諸有司をして、往々喫驚せしめたまひたるなどは、實に局が内助に因らずんばあらず、其一二を述んに、一書に、

大猷院殿は下々のことまでも、能く巨細に御存あらせられたり、寛永の頃御旗本に山本源左衛門といふ者、名代のあぶれものにて、常々喧嘩を好み、殊に辻切の達者にて、いかなるものにても、此源左衛門に目ざゝれたるものは、なかりしとなり、果は白晝といへども、切取など致しければ、彼が及にかゝらぬものとては、其時御老中方遂に奉行所に召捕られたり、

より、此源左衛門御仕置の儀を、伺上しに、上意に、其ものは能男ぶりにて、向歯二枚かけたるを、銀にて入歯せしと聞しが其通りかとあり、御老中方も、男ぶりは存候えども、入歯の儀は一向に存申さずと、言上ありしに、其者事は八年前に聞召されたりしが、唯今まで汝らが言上を御待なされたるなり、早々死罪に申付け候へと仰出されける。

松平伊豆守殿ある日御前へ罷出候えば、大猷院様上意に、其方は今朝何を音信に貰ひしぞと御尋なり、伊豆守殿はつと思はれけるが隠すべきにもあらざれば、何某より時候見舞とて、何々を送られ候と申上しに、そればかりにやと重て御尋に付、いよ〳〵肝をつぶし、袂より書付をそと取出し、何某よりは何々と委細に申上しかば、それなればよしとの上意にて、何の御汰沙もなかりしが、これよりして伊豆守殿を始め、御老中方いづれも申合せ候や、ふつと音信を受納せざりしとなり。

井上筑後守殿は一生の間、毎朝米一升の價何程、豆腐野菜の類に至るまで、委細に聞届け書付にして懐中致されたり、其始は筑後守殿未だ若年にて、大猷院様の御小姓に召仕れし時、ある年腫物を煩ひ候て、凡そ百日程も引籠り養生せられけるが、全快の上登城せられ御前へ罷出、此間中の御禮を申上げたりしに、上意に、須ひすきと本復の由満足なりなど、御懇ろの上意にて、偖御尋に、此間久々宅に罷在候内、何ぞ變りたる事も聞ずにやとありければ、筑後守殿、別に變る事も承り申さずと、申上しに、今程米一升の價は何程なるぞと、御尋に付、存じ申さゞる由申上しかば、重て豆腐の價は何程ぞと御尋なり、是亦存申さゞる由申上しかば、大に御不興にて、久々宅に罷在、外に勤めと申事もなければ、か様の事など能々聞届け、心得居るべき筈なり、我らさへ此通なるにとて、御手箱の中より御自身に書付を御取出し遊ばされ、何は何程と御讀聞せありて、其方などの小身にては、御用に立まじきぞと、さん〴〵に御叱り遊されたり、それより名將の御一言深く骨身に徹して、今以て斯の如くなりと申されたり。

公はいかに聰明におはせしとて、坐ながらにして、斯る瑣末の事まで知ろし召るべき、よし又時々御鷹野として城外に出させたまふとも、匆々通過の間覚能く綿密の視聽なるべきや、實に局が内助に外ならざるは、右の諸説（此他數説ありと雖もくだ〳〵しければ略す）に徴して明かなり、是しかしながら、後世に俑を作り殘せしにて、局の如き賢婦人に在てすら、いきほひ勢に乗じて遣り過したる形蹟少なからず、況んや凡庸の主に對して、愚痴の婦人が私情我欲のために、此撃みに傚ふに於てをや。

局の勢力右の如くなりしも、猶當時朴實一徹なる旗本形氣ありて、折には局が増長の鼻をひしぎたるは、一書に、

春日局ある日御暇たまはりて、濱町なる稻葉丹後守殿の下邸へ參られ、ゆる〳〵とくつろぎ候て、夜に入りしまゝ、驚きて急ぎ御城へ歸られけるに、はや大手御門はしまりたりしが、局の事なれば子細あるまじと思はれ、春日なるが、今日御暇をたまはり、稻葉丹後守方まで參りたるが、唯今歸りたる間、御門明け候へと申ことわりけるに、御門番は近藤登之助（初名勘助名は貞用）なるがこれを承り、春日にても天照大神にてもあれ、夜中は伺の上ならでは通す事罷り成らず、暫く待れ候へと荒々しく申され候て、開申さゞるに付、據なく數刻の間、御門外に扣居たりしに、やがて登之助罷出、此所よりは通し難し、平川口（今の文部省の向側の門なり）へ廻られ候へと申てければ、局もせん方なく、平川口より歸られけるが早々家光公の御前に出て、今日大手御門番の近藤登之助、私へか樣々々の事を申、御門を開き申さゞるに付、數刻御門外に罷在候て難儀仕候よし申上ければ、上意に、それ故にこそ予は枕を高く寢る事なりとて、御笑ひ遊ばされたり、ざて又登之助が組下の與力同心などは今時春日殿に向て、あの樣に致されし上は定て能事はこれあるまじと、密かに肝を冷しけるに思の外に、春日局より御下男を使にて、菓子など賜り厚く禮を申されけると、（此事に付、諸書に、御門番は大久保彦左衞門とも、又は初鹿野傳右衞門とも、城織部、天野彌五右衞門抔とありて、一樣ならざれども、大久保は御鎖奉行、初鹿野は御使番、二代目、傳右衞門は未だ西丸御小姓組、城は御使番、天野は中宮附にて、名高き彌五右衞門長重は未だ御書院番なれば共に誤なり、又一書に此事を局が麹町なる下り御殿より、夜中急登城の事となして、門外に待せられしを怒り、公に訴たりなどあるは、大に誤まれり。

さるにても城門の開閉は、武門に於ては安危に係る大管鑰なれば、最も制規嚴重なるにも拘はらず、春日なりとの一聲を以て、打通らんとせらるゝ勢とは是なんめり、されど義勇の二字を以て鍛へ上げたる鞭骨、三河仕込の登之助、何とてこれに恐るべき、これ亦後世二人と見ぬ士なり、是ら局が勢に乘じて遣り過したる一斑を知るに足るされば一書に、

天草、島原にて切支丹一揆を起し、追々多人數に罷なり、領主寺澤志摩守（天草）松倉豐後守（島原）より、手に餘りたる樣子度々江戸へ注進あり、又豐後へ遣はされたる御目付衆（こは越前宰相忠直卿、豐後日田へ配せられ、其監督の爲遣はされたる御番衆の事なり）より

追々委細言上ありければ、人々打寄ると唯此物語のみなり、其頃御城にて人々打寄り此儀を申出し、定て黒田、細川、有馬などの内へ、討手仰付らるべし、左候はゞ御目代には誰を遣はさるべきや、但し黒田、細川、有馬などへ御任せきりなるべきやなど申合ひり、折ふし大久保彦左衛門登城ありて、各の申さるゝ所皆當り申さずとありければ、人々偖は左樣に候か、誰々へ仰付らるべきと申しけるに、彦左衛門誰彼と申さんより、討手も御目代も春日局と、南光坊（天海大僧正）なるべしと申されければ、人々大に笑ひ、大切なる軍の場所に、女と坊主が何の用に立申べきと申さる、彦左衛門返答に、さればなり上樣の日頃御目かけられて、大切に召思さるゝはか樣の時の御用に立んためなるべし、今程は春日局と南光坊の外には、上樣の大切に思召れて、御目かけらるゝ人もなければ、我らは左樣に存ずるなりと申されたり。

是素より一場の戯言に過ざれども、亦以て待遇の優渥なりしを知るに足る、されば局が勢力は獨り政局の上のみならず、延て宗教の上にも及ぼしたり、そは始め局が母父の菩提、且は自身の菩提寺として、府下に一寺を建立致したき由、内々願上けるに即ち御許ありて、神田湯島臺に於て五千坪の地と木材若干と白銀三十枚を賜はり、且稻葉、堀田の兩家へも御手傳仰付られ、工就るに及んで天澤寺と號を賜ひ、臨濟宗關東一本寺と定められ、御菩提所に准ぜられ、寺領三百石寄附せらる、是江戸に臨濟派寺院新建の始にて（但し金地院を始め古來在り來れる同派の寺院は格別なり）今の湯島麟祥院是なり。是よりして俄に臨濟派の禪宗、江戸に光輝を放ち大名族本は申すに及ばず、町人百姓に至るまで歸依大方ならず、爲めに增上寺の不斷念佛も、唯其聲のみとなり行き、遂には家光公にも思召を寄せたまひて、臨濟派の碩德を御尋ありし程に、柳生但馬守宗矩朝臣は、當時兵法の奥儀は全く心膽の鍛煉如何にあり、心膽の鍛煉は參禪大悟に如くはなし、某も曩きに、京都紫野大德寺澤菴に參禪して、得る處ありし由を言上し、天海僧正も亦方今禪家の耆宿は澤菴に超るものあらざる由、言上しける、時に澤菴和尚は、寬永六年紫衣勅許の事に付、諸宗法度に背犯したるを譴められ出羽の上山に配流せられしが、是に於て忽ち御免しを蒙り、澤菴和尚及び玉室和尚は陸奥棚倉より、妙心寺單傳和尚は出羽の由利より、東源和尚は津輕より、各歸洛せられたり、中にも澤菴和尚は、特に江戸へ召れけるに、澤菴和尚もさるもの、臨濟派の斯く江戸に盛んなるは、全く權門の餘勢に出でたる事を、看破してければ、御召なら歸り澤菴思へども、武藏うるさし江戸（穢土卽ち娑婆の事なり）はきたなし。

と一首の狂歌を口吟みて遁れんとせしも、公命いかで遁すべき、遂に江戸に出で将軍家のために、禅法御師範となられたりければ、弥禅法流行出し、猫も杓子も参禅悟入と噪ぎ立し程に、澤菴和尚も其始こそ、武蔵うるさしなど、いひたれ、後には将軍家より品川に一寺を建立あり寺領三百石を御寄附ありて東海寺と號し、澤菴和尚を開基となされければ、細川越中守忠利朝臣も、其境内に妙解院を建立して澤菴を開基とし、寺領若干を寄附されたり、又大老職酒井忠勝朝臣も、牛込の下邸中に一寺を建立あり、長安寺と號して、同じく澤菴を開基とせられたり斯る勢なれば澤菴和尚は、さながら生佛の如く鳴響きてければ、畏こくも、後水尾上皇の叡聞に達し、江戸へ御沙汰ありて澤菴和尚を召登され、仙宮に於て原人論を講ぜしめられたりされば此時江戸に於て、宗旨といへば天台か臨濟にて、僧といへば天海、澤菴の外なきもの、如くに鳴渡りたるが、其初をいへば、局が自身の菩提寺を建立したるより、斯る勢となりしなり、又局は元來世話好にてありしは一書に、

春日局は家光公御乳人にて、當世第一の出頭人なれば、諸家の馳走中々申に及ばず、折々休息のためとて堀田家又は稻葉家などへ、宿下り致され候時は、大名衆をはじめ、諸方よりの見舞音信夥しく、中には緣に緣を求めて、妻女、娘までも見舞として行向れたるも多かりし、局は極めて世話好にてありければ、其娘の年頃より容貌までも、能記憶し居られ候て、御小姓衆、御番衆を始め、未だ年若く緣談定らぬ人あれば、局は其人々の親、又は親類などを呼れて何某事もはや年頃にもなられたれば、早々緣談取定られ然るべし、幸ひ何某の女、年頃も相應に候間申合せられてはいかに、など申さるれば、其人々も局の一言とかく申べき樣もなければ、思召寄忝しと申て、さて先方へ參られ、春日殿よりか樣に仰かけられ候間、罷出候、如何御承知相なるべきやと、相談に及ばれ候えば、何がさて春日殿の、左樣に仰られ候上は忝しと、是亦異議に及ばず、大體か樣の樣子にて、緣談相濟みたり、又養子などには、御旗本中に、妻女不緣などと申事絶てなかりしなり、親類中に然るべき人體なき人々は、是亦局が見立にて取極められたり、さるからに、此御代なれど、先は左樣にてありしなりと、或老人の物語なり。

春日局の勢力

是政局に關係せしのみならず、猶個人的の人事の上にまで立入しとは、其勢力の餘焰至らざる所なしといふべし、されば妻女不緣など、申事、絶てなしとあれば、個々家政の嚴肅なりしこと知るべし、是實は局の勢に恐れ、敢てせざるなるべけれども、亦以て世の風紀上大に補益ありといふべし、されど亦此世話好のために、不慮の事を仕出來し家を失ひし者もあり、そは

寛永八年の事にて、其頃御老中井上主計頭正就朝臣に、四人の息女ありしが、其中の一人未だ縁談定らざるをもて、御目付豊島刑部貞方より、相役なる島田越前守の子息へ、縁組の事を取持たれけるに、正就朝臣如何思はれけん、始の返答に聊存ずる子細あればとて、承引せざりけるを、豊島さては島田越前守は、小身なりとての事なるかなと、頻りに彼是と申されければ正就朝臣は、全く左様の存寄にはこれなく、實は我らも御役中なり、其許も御役人又先方島田も御役人なり、然るに其元取持にて、島田と娘縁邊整ひたりとありては、後日御役の手前にて何事ぞあらん時、縁邊故にか様など、人にいはれんも心苦しと存、一應は斯申しもの、左程までに申さるゝ上は、何條異議を申べきと承諾ありし程に、豊島大に悦び、早速此由を島田方へ申送りたり、然るにいく程なく局の内意として、羽州山形城主鳥居左京亮忠政朝臣の許より、舎弟土佐守成次朝臣の方へ、縁談申來りけるが、先に豊島刑部の取持を以て、島田家と縁約の内談整しかば、此由を申て斷るべきなれど、局の内意とある上は、匆々の受答もなし難しと思ひけるまゝ、仰の趣は追付此方より返答申べしと挨拶し、やがて密かに局に謁して、縁談内約仕候えば、仰下され候御内意忝くは候へども、右の仕合なれば是非に及び申さず、然るべき様に鳥居家へも、改めて仰下され候へと申ければ、局此由を委細に聞れ、さて申様は初め刑部より申入られたる砌其元の返答致され候通、御人も多き中に御役々のみにて、縁邊を取定られ候ては、いかにも後日とやかく人口にのるまじきものにもあらず、去ながらそは措くとして、縦ひ承知の旨返答に及ばれたりとも、未だ上様の御聽に達せざれば、唯私の談合ならずや、我ら申所はこれと格別なり、そをいかにといふに、彼鳥居土佐守は慶長五年關ケ原の前、石田治部がために、伏見城に於て討死せし彦右衛門元忠が次男ならずや、そも元忠が討死は當時御家人中に在て、第一の忠死なるは誰としらざるものなし、さればこそ上様にも格別に彼家を思召さるゝものから、此縁談の事も先達て大御所様より御内々にて、我らへ仰られし御旨もありし故我らもとやかく心を配りし折柄其許の事は年久しく忠勤を勵まれ、別して大御所様の御旨に叶ひ、追々結構に召仕はるゝなれば、其許の息女をこそと存、内々御氣色を伺ひ奉りしに、大御所様にも尤然るべしとの御旨なるより、左京亮の許に其由内意を申せしにて、縦ひ内々の御事なりとも、もはや御聽にも達したる上は、是私にして私にあらず、しかるべき、早々承引ありて尤なりと事を分けて申されければ、正就朝臣も途方にくれたりしかど、既に内々大御所の上聽に達したる上は、今更とかくを申べきにもあらねば、左候はゞ別

して忝仕合、いかにも御内意に従ひ申べしとて、それより豊島が許へ人を以て、先達て娘縁邊の儀其元の御取持に任せ候へども、猶別に存ずる子細あれば、先は御破談に及び申度と、申送しに、豊島承りて、こは存も寄らぬ仰かな、成程一旦主計頭殿御存寄の儀ありとて御斷に候所、我ら推て承り候所、主計殿御心中打割て仰下され候故、其儀ならば、何の御遠慮にも及び申まじくと、申候所、御同心下されたりしに、又候や左樣の事仰下され候段いかなる御心底に候や、此儀急度承り申べしとの、返答なりければ、正就朝臣重て人を以て、仰の趣は一々尤も至極に候、去ながら我ら心底何の儀もこれなく候えば、改めて申べき樣もなし、唯唯豫ての縁約は御破談に預かるべしとの事故、豊島いよ〳〵不審に堪へざりしかど、枉て左樣に申さるゝは、何條子細なき事は候まじ、されど申されぬとあるからは、此上何程申たりとも申されまじ、詮ずる所は縁約破談の儀なれば、早々島田越前守に申談じ、御返答申べしとて、やがて島田方へ右の始終を申送り、此儀如何とありしに、主計頭殿それ程に申さるゝからは、いかにも破談の儀相心得候との返答なりしかば豊島も其由を正就朝臣の許に申送りて、此事一旦は落着したり、然るに程なく正就朝臣の息女、鳥居土佐守成次朝臣と縁邊の内談整ひたりと聞えしかば、素より三河仕立の一徹、旗本形氣の豊島刑部大に憤ほり、主計頭の古狸今こそ化の皮を顯はしたり、我ら始て島田との縁邊申入し時、實は小身ものと侮りたるに相違なし、されど我らに、其心根を視ぬかれたるを、隱くさんため、態と御役をいひ立にしたるなれ、それも我らに申破られ、據なく一旦承諾の樣子に見せ、又候や我らを欺き破談を申張り、漸く島田に承諾させたるに、未だ日數も立ざる内、當時上樣御目かけらるゝ、鳥居元忠が二男と縁を結び、これ見よがしに世間に披露する段、御老中の御役を笠に着て、人を人とも思はぬ仕方、實に傍若無人といふべし、我ら愈取持ちしたるために、島田越前守を主計頭に、小身ものと侮らせたるなれば、明日より我ら男はなり申さず、それのみならず島田越前守親子とても、鳥居土佐守に見換られたりとありては、是以て男はなり申さず、よし〳〵此上は理にもあれ、非にもあれ、主計頭に存念申晴さでは叶ふべからず、去ながら何もの、取持にて、鳥居との縁邊申整ひしか、先第一に其ものを承りて、存念を申晴すべしと思立たり、斯て豊島刑部は、井上鳥居婚姻の取持は何ものなるやと、密かに探りしに、實に局が内意なりとの事聞えければ、さてこそ主計頭御老中なれば、折々局に謁見せし事の序に、申合せたるなるべしと思ひ、いよいよ無念止み難く、此上は主計頭を討果し島田親子へ申譯致し、我ら一分をも相立べしと心を決し、八月十日例の如く登城あり、能折もがなと待居たるに、果して正就朝臣下部屋の方より、

奥へ通らるゝを遠に見かけたれば、豊島は天の與へと勇み立ち、駈け寄て主計頭殿々々と二聲ほど後ろの方より呼掛けたり、正就朝臣何者にやと振返らるゝ所を、少々御意得度と申は、御目付豊島刑部なれば、何の心もなく振り向かれ候所を、此間の意恨御覺あるべしと、申も果ず脇差引ぬき眞向目がけて切掛けたり、正就朝臣こは狼藉と仰向きたれば、胸先へ切先下りに切付たりし、豊島こは仕損じたりと、又も肩先へ切掛けたれば、深手にて堪り得ず、遂に仆れるを見て、又も切かゝらんとせしを其所は小十人番所の邊なりしかば、小十人青木久左衛門遙に此體を見て、すは喧嘩狼藉ものと聲を掛けながら急ぎ駈つけ豊島が後ろの方よりしつかと抱き留めたり、豊島は歯がみをなして、己れ何ものこゝはなせとあせりしが、迚も叶はじと思ひてければ、己れと脇差を逆手に持直し胸先ふかく突貫きければ、憐むべし青木久左衛門もともに胸元を貫かれて、同じ枕に斃れたり、此時追々に人々駈寄て此場の様子を見届けたりしに、全く豊島刑部亂心にて、老中井上主計頭を切殺したるを見て、殊勝にも青木久左衛門刑部を抱き留たるに、遂に刑部に突貫かれたるなれば、此由委細言上せしに、早速刑部は所領召上られ家族は親族の内へ召預けられ、又久左衛門は其身相果候に拘はらず、狼藉ものを手放さゞる段尤も神妙の至なりとありて、一倍の加增を賜はりて、二百俵になされたり、實に緣談變替のた

めに、殿中に於て斯る大變を仕出來し、あへなくも豊島刑部、三千石の祿を失ひけるぞ哀れなる。

さて局は斯る權勢なれば、其用ふる所の衣服調度又は食膳などの類、いかばかり華美を盡したらんと思ふに、實は然らず、一書に、

春日局は戰國の中に成長り、殊には小身にてありしかば、大猷院殿の時、諸事結構に仰付られしが、其身至て質素を專らにいたされ、聊も奢りたる事なかりしとなり、衣服は常にべにがら染、又は茜染の木綿に、冬は皮足袋に綿帽子にてありしとなり、其上衣服の仕立て、自身部屋にて召仕の女どもに指圖して、縫せたり、きつと改りたる時ならでは、すり薄などの類、紗綾などは用ゐざりし、常は御前へも右の衣服にて出られ候となり、又食事は常に黒米飯に、ぬかみそ汁、其外赤鰯などの外なかりしなり、さて右の飯汁は夥しく澤山に仕立させたりし故、日々餘ること夥し、それをば悉く御下男などいふ、極めて輕き人々に殘らず遣はされける故、此人々は平生春日局の飯汁にて相濟みけるとなり、此は局が下々の人に、改まりて物を遣しも成がたければ、何とぞして輕き人々の助にと思はれて、態とかくしたるなるべし、か樣の粗末なる樣子、大猷院樣御聞遊ばされ、年寄の入らぬ事なり

何とぞ今少し甘き料理參り候へと、仰られしに、局御受に、私事輕きものにて候所、恐多くも御乳人に召出され候より、日々結構なる御料理のみ下され候、是は私へ下され候には御座なく、上樣の御乳にと存候間、長々の間下され候えども、もはや御乳も御用なく候上は勿體なき事と存、以前より下されつけ候料理に仕候、此方は結句胸につかへ申さず、下され能候と申上ければ、大猷院樣には唯尤とばかり、上意あらせられたりしが、其後は御膳の品の内より、これを婆にとて下され候故、後には局の分も内々料理方にて用意致しけるとなり。

實に大奥の主裁たる局に於て、其儉素斯の如くなれば、其他はいかに質素なりしかは、推知するに足る、されば德川氏二百六十餘年間の久しきも、上下一般に儉素なりしは、實に寛永を第一とす、今其一斑をいはんに、當時旗本の邸は四方に土手を築き、其上に柴、又は竹の垣を廻らす例なりしが、御書院番士河手何某四谷の地（今の大番町の邊といふ）に、新たに邸地を賜はりしに、河手が采地は石の產出所なりしを以て、土手に代るに石垣を廻らしたるを、寛永十七年の春大猷公御鷹野の途次御覽じつけられ、大いに御不興ありて、早々彼石垣を毀たせられたり、又翌十八年御本丸御殿表向改造の事あり、工竣りて八月十九日御徙移ありしに、思召の外に美麗を盡したりとて、更に改造せしめられて、九月にいたり御徙移あらせられたり、將軍家既に斯の如く儉素を用ひられたれば、一般に儉素なりしは自然の勢、是しかしながら主として局が儉素を用ひしに因れりしなり、されば後世の質素節儉の令を朝たに發して、夕べに大奥よりこれを破るが如きにはあらざるなり、（此事は追て述ぶべし）

畏怖の念を起さしめたり、其一二をいはんに、加賀中納言利常卿（後ち小松に隱居して小松中納言と稱す）は秀忠公の御聟にて、別して國持大名の上に、大に又局が觀眼嗅鼻の使用に對しては、諸有司は素よりの事なれど、又子息の中將光高朝臣は家光公御養女（大姬君實は水戶中納言賴房卿の息女）を簉中として、俗にいふ御重緣の御間柄なれども、前田家は織田、豐臣以來舊勳の家柄なる上に、加能越三國百二十萬石を領されしかば、幕府に於て內々油斷ならずと思はるゝものから、局も何くれとなく心を配ばりし故、利常卿いかに心苦しくやありけん、遂に鼻毛を拔かずしてありければ、後には鼻毛延て、口の上左右に一寸程づゝ垂たりければ、一見何となく白痴たる樣子に見えたりける上に、自らも勤てうつけたる樣に、取なされたりければ、追々に世間にても何かといひはやし、果は誠のうつけの如くいひなせしにぞ、家臣等氣の毒に思ひ、何とぞ御鼻毛を拔かせられ然るべしと切に申し、に、利常卿更らに聞入たまはざり

しかば、一人の士涙を流して世上の取沙汰など申、是非に鼻毛御抜あるべしと諫めしかば、卿は笑て、世上の取沙汰其方申如くならば、安堵したりたりと、仰られたりと、又伊達中納言政宗卿は、諸大名中随一の宿将にて、然も仙臺六十萬石の大祿を領されしかば、是亦幕府の大に憚る所なりしに、政宗卿はさるものにて、それと察すれど何氣なくもてなし、常に大角鍔の長脇指を帶して登城あり、やゝともすれば鞘當咎めなどいたされければ、諸人口々にこれをいひ罵りし程に、早くも上聽に達したり、大猷公或時政宗卿を奥の御座の間に召され御酒の御相手を仰付られしに、卿は聊も辭退に及ばず、大盃にて數盃引受々々飲まれければ、大に酩酊して坐に堪らず御次へ遁れ出しを、公御小姓衆に、それ引留よと仰られし程に、政宗卿猶も遁れんとて、御次に置たる彼長脇指をも忘れて、御入側に出しに、遂に引とらへられて、又々一盃を下さる、と、仰を傳へしに、よし〳〵とて十分に引受て飲まれけるを、其まゝ其所に醉仆れ大いびきにきて、寢入られたり、公は此由聞召れ、さすれば彼長脇指持て參れとて、取よせて御覽ぜられしに、柄も鞘も、成程いかめしく作りたるが眞の木刀にてありしかば、公は大に御感心ありて、これより別て御懇ろに遊ばされたりとなりさなきだに當時幕府の政略は、成べく織田、豐臣以來舊勳雄藩の力を減殺せんと勤めたるに、

かて、加へて大奥に局の如き在しなれば、いかばかり蒼蠅集かりけん、百萬石の封を提て一方に雄視し、しかも御緣邊たる利常卿も、千軍萬馬を物ともせず、鬼神をもひしぐべき政宗卿も、太平の悲しさには思々に心を盡して、深く韜晦せられしは、英雄の心事もこゝに至ては亦哀れなり、斯の如く局が内外諸事に付て直接に、間接に關係せしは、毫も私情、我欲（中には これに似たる事もあれど）のためにあらずして、君家萬年の爲めにしたるなり、さるからに大猷公も深く其忠志を御感ありて、別て御懇遇あらせられしに依り、其反應として、威勢當時に冠たるに至る、然るに寛永二十年ふと心地例ならずとて、打臥しけるが、次第に重る由を聞召れ、大猷公御自身湯藥を進めらるべしとありしに、局は固く辭して、私事往年上樣御疱瘡の砌恐ながら御命に替り奉るべき由神佛に祈誓をこめ候上は、もはや其刻一命を差上候故縱ひ何程の病苦に迫り候とも、藥などは相用申まじくと申上げ候もはや御名殘に程あるべしとも存奉らず候へば、是より別殿へ下り申べきにて候、憚ながら死しても、御代萬世と守護し奉るべしと申上ければ、公も御落涙斜ならず、それより局逝去までは、日々三度の御見舞を下され、さて逝去の由披露ありしにぞ、江戸中鳴物停止仰出され、御三家を始め諸大名登城ありて御機嫌を伺ひ御吊詞を申上られたり、將軍家の乳母死去に付てかゝる事ありしは、前後局一人

のみなり。

因に云、世に祕錄など稱せる俗書どもに、家光公實は春日局の所生なりなど記せるは、以上の事よりして揑造したる妄說なり。

◎於萬の方の勢力

春日の局既に病に罹りて後、大奥の主裁は增山氏（四代將軍家綱公の御生母）を第一として、其頃内外崇敬大方ならず、殊に其弟增山彈正少弼正利朝臣は、二萬石を賜りて若君の御附たれば、表向は彌々時めきたれども、大奥に於ては第一、其身病者にて、將軍家の御前へ出る事も稀なりしかば、所謂虛威のみにて、實權は彼於萬の方に在たり、そをいかにといふに、前に述たる如く素性は六條家の姬君なる上に、始より大奥若女中等が行儀躾方を勤め、殊に御中臈として君寵一方ならざりしがためなり、されば將軍家より、以後春日同樣諸事念入申付べしと命ぜられ、御手當として別に百人扶持賜り、剩へ弟六條右衞門を養子に仰付られ、新規召出されて千石を賜はり、其母は戶田采女正氏鉄朝臣の女（實は戶田帶刀の女ともいふ）なるを以て、其姓氏を名乘るべき由にて叙爵仰付られ、戶田中務大輔と更め奥勤めとして、專ら御小姓衆行儀躾方となされたり、是幕府に於て堂上家の子息を召出されたる始なり、是よりして局が時と全く一變し、大奥向は專ら行儀作法の世界（局の時とて行儀作法は專らとせられしが幾分か簡易にてありしなり）となりて、其躾方は於萬の方なれば、大抵局の時代に古參とて時めきた

る女流は、左のみ行儀作方に拘はらぬ擧動の人多かりしかば、漸々に斥け、これに代ふるは自身が仕込みたる輩を擧たり、實に禮節は進退の儀容に在て、進退の儀容如何は尊嚴に反及するを以て、大に將軍家の御旨に應じ、これよりして表向諸有司に對せられても、諸事不作法にこれなき樣と、度々上意ありし程に、各々爭うて行儀を嗜み、遂には諸大名に對して、供廻りがさつにこれなき樣、申付らるべしと、令するにいたれり、されば昨日までは武邊者とか、勇士とかもてはやされ、肩肘張て往來するこそ武士の名譽と心得て、左まで心に掛ざりし行儀作法こそ、今は第一の嗜みとなりてければ、諸大名爭ふて家來の末々へまで、行儀作法を相嗜み進退がさつにこれなき樣にと申付け、それに付ても其道の人を得んとて、是より俄に堂上家と緣を結び、又は緣に便りて、各々京都より師範たるべき人を呼下し、中にはこれを傳に、大奥との關係を親密にせんとなせし人も、多かるべし、又旗本の士にありてはさる事もなしがたかるを見て、早くも世間に小笠原流躾方といふもの出來て、此輩のために奪ばるゝに至れり、殊に正保二年には東照大權現へ、宮號宣下あらせられ、彌〻毎年奉幣使を下さるゝ事になりしより、彌幕府の尊嚴加はりしものから、京都へ遣はさるべき御使の人々も　諸禮に委しき人ならでは叶ひがたく、是までは吉良、大澤の兩家にて重に此御使を勤め、大抵は烏帽子、直垂にて相濟ませしが、是より一層朝廷を崇敬あらんにはと衣冠に改められければ、其禮式も亦重々しく、是に於て於萬の方の養子戸田中務大輔も、其役の中に加へられて、これを奥勤高家衆と稱したり、されど朝廷に於て衣冠の進退と、武家に於て上下姿の進退とは異なるとひとしく、朝廷の禮式、嚴重整肅の作法を、其まゝ幕府に用ひらるべきにあらず、勿論これに擬するも憚あることなれば、斯の如く高家衆とて、武家と公家の合の子なるものを定められ、之よりして京風、江戸風の二樣に區別したるより、諸大名は多く江戸風の行儀作法を專らとせし程に時に勅使御馳走役など命ぜらるゝ時は、忽ちに彼高家衆に手を下げて、京風行儀の指南を受たりしより、遂に彼等に權柄をとられ、其下役の如く彼が鼻息を伺ふて進退するにいたれり、そも大猷公の斯く禮節を講ぜられしは畢竟ずるに、偏武の弊を矯正したまふ盛旨に出たりと雖も、亦大奥の行儀世界となりしに誘動せられ、奥も表も均一の權衡を執らんとせられしに外ならず、さるからに諸有司、諸大名も此旨を體し、正保元年十月十五日毛利宰相秀元卿、西の丸山里の御數寄屋に於て式正の御茶を獻じ、其後御大老堀田正盛朝臣も御本丸奥の御數寄屋に於て、式正の御茶を獻ずる等の事あり、又正保三年六月十二日大猷公、尾張光友卿、紀伊賴宣卿、水戸賴房卿を御同伴ありて、隅田川御遊覽あらせられしに、御老中阿部忠秋朝臣御休息

所に於て、式正の御膳を獻ぜしなど、皆各々其行儀作法の程を、臺覽に備んとの結構なり、されば幕府に於ても正保二年四月廿三日若君（家綱公）御元服の式は、室町家代々元服の古式を御取調ありて、其式を用ひられ長く恒例とせられける、斯の如くなれば自然時めきし人々の様子も思やられたり、されば此時の情況を一書に、

當時は大平とは申せ、俄に行儀沙汰のみ流行し、御先代まで武功の奉公仕候ものは、日かけものの様に片隅にうづくまり、何の様子（武功の事なり）もなき若者、疊さはりのよきもののみ、御賞翫なされ候故自然と出頭し、諸家もこれを見習候と相見え、名もしれぬ者も公儀を勤め世間を推廻し候は、主人々々も賞翫と相見え云々。

とあるは、例の三河仕込の旗本形氣、もはや當世に容れられざるの悲慎なるべけれど、又世態の一斑を知るに足る。

お萬の方既に大奥を取締る役となりしかば、御中臈（侍妾）の勤を御免ありしにぞ、春日局の例に倣ひて自身が部屋子の中より選抜して、將軍家御附となしたりしに果して御旨に叶ひたりそは於萬の方の計を以て第一に附まゐらせしは於國の方とて、太田氏にて輕き御家人の女なりしを、始め御中臈たりし時、側使に召置たりしが、ふと御目に留りしより幸ひと御附とせしにぞ、御寵愛ありて正保二年二月御男子出生（龜松君と稱し程なく逝去あられたり）ありしかば、やがて又一人の女を選て御附となせり、是即ち本莊氏（桂昌院殿追て述ぶ）にて大に御寵愛を蒙り、程なく御懷胎ありて御男子御出生（即ち五代將軍綱吉公なり）あり、德松君と御名を賜ひ、御養育方諸事心添致すべき旨命ぜられしにぞ、於萬の方大に悦び、これより此二人を利用して種々計ふ旨ありたり、其第一は大奥の衣服調度はいふに及ばず、諸事春日局の時代には、萬づ儉素を專らとせられければ、名不便を感ぜしかど、すべき様なかりしが、是にいたりて大に改革したり、其申様は、斯引續き御出生様あらせられ（是より先正保元年五月長松君御出生あり即ち甲府綱重卿なり）候上は、大奥向唯今までの通りにては、不便なりと申上御許容を蒙りて新規御殿建增仰出され、即ち於萬の方に、諸事相談致すべしとの内命なりければ、此所はか様彼所はか様と、自身指圖ありて、やがて工を終りければ、それより衣服調度の類までもこれは然るべからず、彼は斯あるべき筈など、申上て、萬づを改めしかば、春日局の時とはさながら別天地の如く、成替りてければ、婦女子の常として、これも御萬の方御一計かれも御蔭なりと悦びけるまゝ、さながら主君の如く敬ひ侍きけるにぞ、自然と於萬の方の視眼嗅鼻となりて、かにかくと告ければ、聞まゝに委細言上しけるにぞ、諸有司漸くに畏怖の念を懷き

たり、中にも正保三年長松君御移りあるべきため、二丸御殿を建てさせらるゝに、其工事に與りたる人々の勤惰まで、言上したりしかば、工竣て例の如く掛りの人々に御褒美を賜はるべきやと、御老中より伺上げしに、作事奉行の内大島何某は唯見廻るのみにて、何の心添も致さずとはいかなる故にかと、御尋ありしにぞ、何れも驚き入りしに、松平信綱朝臣其もの儀は、別して念入れ相勤候にて、夜中手前宅にて能々申付置候て、右の出來榮を翌日見分に罷越候に付外見には右之通念入れ申さゞる樣相見え候にもこれあるべくと、取なされたりと、されば人々又もや第二の春日局なりと畏れたりしとなり、されど大猷公も、つら〳〵春日局以來の事を御追想ありて、悟らせたまひければ、久世大和守廣之朝臣を、御側出頭人（御側御用人なり）に仰付られ若君御代までも、末長く相勤め申べき由仰含められたり、是實に漸く女流の跋扈を抑制せしめんとの臺慮なり、されどこは實に至難の職なれば、廣之朝臣輙く御受を申上す、再三上意あるも御受せざりしかば堀田正盛朝臣これを見兼、大和守早々御受仕尤なりと申されければ、廣之朝臣は、正盛朝臣をはつたと白睨み、加賀守御邊の知らぬ事で御座ると、荒々しく申されたりと、是流石に正盛朝臣は、養母なる春日局が政局に内助したるの非を、知らざる故なりとの一言なるべし、殊に幼君を預り奉りたらんには、曩きに春日局と青山伯耆守忠俊朝臣との一件もあれば、中々御受申さざるも理なり、其時大猷公御傍の筆をとらせられて、御鼻紙の表に

人多き人の中にも人はなし人人になせ人人になれ人

と一首の道歌を御したゝめありて、廣之朝臣に賜り其の通り相賴むぞと上意ありしにぞ、廣之朝臣今はとかく申に及ばず、感涙にむせび謹で御受申上ける、是より廣之朝臣常に大奥に出入し、謹恪を以て自ら守りけるにぞ、於萬の方を始め、何れもしばしは樣子を伺たり

廣之朝臣御側出頭人となられしかど、例の春日氣取の於萬の方なれば、更に憚る所もなくて在しに、一日將軍家大奥の御座の間へ入らせられし後、急ぎ伺ふべき事ありとて、其由を於萬の方を以て申上しに、此方へとて召れたるにぞ、直に御座の間に伺公せしに、公の御側に二三人の女中罷在しを見て、廣之朝臣先づ其人々に向ひ、暫の間御次へ退かれ候へと申て、きつと控て公の御側へ進まざりしかば、公も大和が申ぞ退候へとありければ、卽ち御次へ罷立しが此由を告たりけん、於萬の方やがて立出、御座の間の二の間へ入らんとせしを、廣之朝臣見るより、御用の席なりしッ〳〵と制しけるが、於萬の方聞ぬ樣子にて、猶も一足二足進むを、公御覽じて御手をふらせられ、しッ〳〵と仰られしにぞ、於萬の方も心づきて御次へ退きぬ、やゝ

ありて御用相濟て廣之朝臣御座の間を退き、御入側に出ると於萬の方を呼出し慇懃に申さる、様、先程は御用の儀にて御直に御沙汰を伺ひ居候此事は未だ御年寄衆（御老中なり）だも承り申さゞる儀にて、至極御隱密の御席にて候間、形の如く制止申候、向後とても某罷出候砌は、右の通御隱密の儀にて候えば、此段御心得あるべしと會釋申されければ、於萬の方心に落居ぬ事やありけん、唯相心得候とのみの會釋なり、其後廣之朝臣前の如く御前へ出けるに、於萬の方を始め數人の女中折節御側に詰居たるに、例の如く廣之朝臣きツと詞を改め、暫くの間御次へ退き候へと申て、さて御用相濟て退く時於萬の方を御入側に呼出して、前の如く慇懃に挨拶して罷出られけるが、一日の中にいく度となく出らるゝ身の、いつも右の如くにて其度々將軍家にも、大和が申程に次へ立てと仰られけるにぞ、後には廣之朝臣の出らるゝと詞を待ずして、女中の輩は御前を退く様になりしかば、廣之朝臣、於萬の方を呼出し、唯今御前に罷出候所拙者よりの挨拶を待ず、女中方御次へ退かれ候、全く其許御申付方行屆候儀と存一段の御事に候と、挨拶せられたり、然るに或日堀田正盛朝臣、酒井忠勝朝臣を奥へ召れたりしに、公は折ふし御庭に下り居させられ、二人の女中御供にて在しが、こゝへとて兩人をも御椽へ招かせられ、御自身も其所へ御褥敷せられ、色々仰らるゝ旨あり、暫くありて兩人退出せられけるを、於萬の方御入側にて對面し佶申様は、今日御兩所に御目に掛り候を幸に承り度儀御座候、子細は大和守殿儀いつも御前へ出られ候砌、か様々々になされ候が、上様御表に入らせ候と違ひ、御奥にては誰ぞ御側に罷在申さずしては、如何と存ぜられ候、既に春日殿御時は、同人いつとても構ひなく御前に罷出られ候、私事も春日同前と仰付られ候上は、右の通にても苦しかるまじくと存候と申ければ、兩人仰らるゝ、所尤には候えども、大和守左様申され、上様にも左様遊ばされ候上は、其通に致され然るべし、元來春日殿事は大御所様（秀忠公）以來諸事御免の身にて、格別の事にて候、但し其許へ春日同前にと仰付られ候上は、右の通にても取締の儀にて候間、其分に心得候へと申されける、斯く廣之朝臣謹恪を以て自ら守るのみならず、公にも、老中にも、共に推重さるゝにより流石の於萬の方も、漸く廣之朝臣に對して敬服の念を起したるをもて、御寵愛大形ならざる身なれども、春日局程の事はあらざりし。

於萬の方の勢力

大奥向に對しては、其威勢春日局に毫も劣らざりし。

元來大猷公は御眩暈を憂させたまひしが、正保二年以後は別て御多病とならせられ、常に大奥にのみ入らせらるゝ事多く、御表へ出させたまふは、月のうちに稀にてありしかば、老職の人人此御病源は、全く大奥に入らせらるゝためならんとて、御病氣御保養と申上常に御鷹野又は

鞭打、乘馬、撃劍等の武術、或は御狩、或時は犬追物などを催したり、是皆御病中の鬱を散じ且は成るべく大奥を遠ざけんとの事なり、於萬の方も御病中の御保養は、御欝散こそ第一なりと御勸め申、奥の御舞臺に於て能樂を催し、又或時は狂言盡しなどを催し、女中の輩にも拜見を御免しありて、何くれと御興を添えたりしかば、是亦大に御旨に叶ひ、老中の人々にも拜見を免されたりし程に、於萬の方後には能樂狂言も、もはや御興もあるまじければ、此頃下々にてもてはやさるゝ猿若放下を御覽ぜられなば、御慰みにも候はんと申上ければ、御許容ありて勘三郎座のものを召よせらるべしとの事なり、老中の人々是はいかにと申せしかど、何も御病中御慰みの事なればとて、誰拒む人もなければ、やがて彼座のものを二丸御別殿の廣庭へ召寄られ、枕返し、放下抔御覽ぜられしに、是亦御旨に叶ひ、其後は總女中の輩にも見物仰付られ老中の人々にも見物あるべしとの御沙汰もありし、是ぞ大奥にて彼御狂言御催しの始なり、さなきだに行儀作法を專らとせしより、次第々々に儉素の風は跡を絶つなるに、斯る有樣なれば大奥の風頓に一變して奢侈を競ふ勢となりしかば、忽ち其風世間に傳播し日一日と華奢風流に成行を以て、老中の人々こは以ての外の事なりと、嚴に質素儉約の令を出し、且御目付の輩をして時々市中を巡察して、嚴に違犯の者を捕ふべしと命じたり、然るにいく程なく公の上意に

此頃目付の輩に市中巡察せしむる儀尤の事なれども、それまでにも及ぶまじければ以來は相止め町奉行に申付候て、其支配のものに巡察せしめて事足るべしとありければ、御目付巡察の事は止みたりしかば、そのために奢侈の禁令は漸く弛み行けり、又御鷹匠頭小野久内は、公が御氣に入の人にて、人々綽名して野讃岐といへり、こは御役人中に第一の御氣に入は酒井讃岐守忠勝朝臣なり、されど御鷹野先にては此久内第一の御氣に入なるをもて、斯は呼しなり、然るに久内慶安二年十二月より病にて引籠りしが、翌三年正月十二日、公は松平信綱朝臣を召れ久内事煩大切の由なり早々醫師を遣はし、樣子を見させ候へとの上意なりければ、信綱朝臣大に驚き退きて老中の人々に、斯の上意と披露ありしに、何れも大に驚き煩の由は存居れども、大切の事は一向承り申さず、いか樣の體なるか早々見舞候て、委しく申上候へとて、新番頭中根二郎左衞門正寄に、奥醫師土岐長元を差副遣はしけるに、果して病氣重體にてありければ、種々手當をなして罷歸り、彼が容體委細に言上してければ、左もあるべしと、上意ありける、是等皆於萬の方より密々に言上したるが故にて、御目付巡察の事は市中の苦情はともかくも、後には自分の身にも及ぼさんかとの意より、これが停止を申上しなるべし、されどお萬の方には亦よき事もありたり、そは大猷公の御臺所は御中不和なるために、中の丸の別殿に御

住居にて、面白からぬ月日を送らせたまふを、氣の毒に思ひ、常々何くれと心に掛て御介抱申上折々内々にて、公へ願上し事も度々なりしかば、後には漸く御取扱も重くなされ、御鷹の鳥を初め、時の初ものなども、御臺所の如く進ぜらるゝ樣になりしかば、中の丸殿も少しは御心も和らぎける、斯く御取扱を重くなされしかど、猶御臺所とは稱せられずして、中の丸殿と稱せられければ、於萬の方内々にて申旨ありしかど、御取上もなかりければ、斯ては御後の事も如何あらんと思ひ、切に申旨ありしかば、大猷公漸く御納得あらせられ、慶安三年十一月中の丸殿御舍弟鷹司信平君を召出され、中の丸殿御養子分として松平氏を稱せしめ、月俸二十人扶持、御合力米千俵を賜はり紀伊大納言賴宣卿の姬君に御緣約あり、後年一萬石を賜り上州多胡郡を領されたり、今の吉井氏是なり、又御徒頭にて奥勤を兼たる岡田淡路守重治といへる人久しく公の御旨に叶ひてければ、世間にて重くもてなすこそ、自ら種々の事は内々にてたづさはりけるが、中にも内藤石見守忠廣朝臣が大坂御定番たりし時、淡路守取持にて渡邊宗左衞門といへる浪人を、組の與力に召抱られしが、程なく此宗左衞門切支丹宗門なる由、訴へ出たる者ありしかば、早速搦捕て糺問せしに、其紛れなかりけるまゝ、御定の如く磔に行はれける。さるにても、何ものゝ推擧によりて、かゝるすれものを召抱しぞと御尋ありしに、淡路守推擧の由申けるに、きらばとて淡路守を評定所に召出し訊問ありしに、淡路守も、宗左衞門は元より知る人にあらざれど、其弟何某を知れるより、彼もの、賴によりて取持たる由申せしかば公聞召以の外に御怒りありて、そも昵近のものは、猥に表向のものに、應對するをさへ遠慮すべき定めなるに、與力召抱などにまで立入しのみならず、其本人の大罪人なるにも心付ずとは言語道斷なり、察する所平生かゝる所業多かるべければ、嚴しく取糺し、以後諸人懲しめのためなれば、妻子までも死刑に申付べしとの上意なり、老職の人々も一言執成べき道もあらざれば畏りて御受を申けるに、於萬の方此由を承り流石に淡路守は、幼少より御側に在て、常に御旨に叶ひしもの、今更斯る事にて御怒に觸れ、剩へ妻子までも死刑に處せらるゝ事、餘りに悼ましく思ひけるまゝ、種々に申むねありしかど、中々に御取上なかりけるが、後には御萬の方寢食を忘るゝまでに、歎き願しかば、漸くに御免しありて、淡路守が死刑を宥められ、妻子と共に保科肥後守正之朝臣の許に、御預けとなりたり、又二丸御殿の廣庭に於て猿若歌舞伎を御覽ぜられ、女中の輩にも見物御免しありしより、彼等が悦一方ならず、寄るとさはるとて其噂のみなり、其頃は早若君の御生母增山氏には、若君に附添西丸に移らせられてければ、此見物の中には入らざりければ、於萬の方これを氣の毒に思ひ、斯る珍しき事は西丸の御方へ

も、一度は召寄られて御覽に備へ度由を、内々公へ申上けれぱ公にも尤とありて、慶安四年二月十三日勘三郎座のものを西丸の芝生に召よせられて歌舞伎二座を仰付られ、若君を始め總女中へ見物させられたり、是等皆於萬の方、唯今こそ斯る威勢にてありとも、若君の御代とならば、忽ちに勢を失ふのみならず、事によりては爲悪しき事もありなん、されば今より若君の御附を始め、人々の歡心を得たらんには、後々も心安かるべしとの遠慮より出たるなるべしさてこそ大猷公の御覺めでたかりしも、誠に故ある事なりける、さて慶安三年の冬頃より大猷公御病とかく御快からず見えけるに、其後は一向に大奥にのみ御座なされ、遂には老中の方方をも、大奥の御病間に召れて御用の事何くれと仰らるゝ程に、いつとなく於萬の方も其御席を退くにも及ざる程になりしかば、猶も勢つきて自然と表向の有司にも怖れられし、然るに此年四月二十日、大猷公遂に薨去あらせられしかば、若君は僅に十一歲にてましませば、諸人こはいかにと暗夜に燈火を失ひたる如く、各々顏見合て唯あきれたる計なり、中にも大奥にありては周章狼狽大方ならず、昨日まではさしも威勢をふるひし於萬の方も、移ればかはる習とて今は忽ち綠の黒髮を切て捨て、隱居の身となりたりけり、時に年三十一、此時大奥の有樣を一書に、

大猷院樣久しく御不例にて御座ありしかば、諸人如何あらんと、日夜氣遣ひ居たりしに、四月廿日遂に薨去の由仰出されければ、諸人餘りの驚きに言も出でざりし、其節右薨去の由大奥へ抱露ありしにぞ、女中方一同は、わつとばかり聲をあけて泣悲しみたる其聲、御座の間の邊へまで聞えければ、折節松平伊豆守殿これを聞とひとしく、急ぎ大奥へ參られ候て、唯今大納言樣は御幼少なるに、斯る大變を承り候上は、いかなる野心の者ありて、世を伺はんも測り難きに、各々左樣に泣悲しみなば、さてこそと存、今にも謀反を企るものあらん、是實に一大事なれば女なりとて免し難しと、居丈高になりて申されければ、忽ちひつそりとなられたり云々。

斯る有樣なれば、此後の大奥はさながら火の消たる如く、全く勢力を失ひて、眞の老中政治となりたり。

◎四代将軍の大奥

御臺所の淑徳
矢島の局の勢力
飛鳥井、姉小路の勢力
久世廣之の謹恪

さて、それより家綱公はやがて御本丸に御移ありてければ、御生母増山氏も共に御本丸大奥に移らせられしが、素より御病者の事なれば萬づの事は公の乳母矢島局に仰付られしが、猶暫くの間於萬の方（時に落髪して常光院と號す）に、諸事心添致すべしと仰付られ、改めて百人扶持を賜りける、此矢島局といふは、寛永十八年公御誕生の時、春日局の差圖として、筋目よきもの御乳人に召抱ゆべき由にて、諸家へ申觸られたりしに、牧野内匠頭信成朝臣の家中に、矢島治太夫とて百石の士あり、そが妻なりしが、御觸の旨に依て罷出たりける、時に掛りの御老中は松平信綱朝臣なりしが、彌召抱らるべしとありし時、局に申さるゝは、其方夫治太夫は、主人方にては祿高何程申受居るぞと、第一に尋ねられければ、三百石にて馬廻り相勤め候と、答へたりしかば、さらば筋目も賤しからずとて明日にも御城より迎のもの遣はし申べき間、罷歸り早々其用意致すべしとて、歸されける、さて局は歸宅早々夫治太夫に申樣は、

今日斯々の樣子、明日にも御迎の御役々參る筈なれば、早々家老衆まで其旨申入らるべし、夫に付今更面目なき事なれども、其方夫は祿何程ぞと御尋の時ふと三百石にて馬廻りと申上たりしに、さては筋目も賤しからずとて相濟たり、然る上は是非に及ばざる間、此儀をも委細に申上られ候へとありければ、治太夫興をさまし、何しにかゝるうつけたる事は申せしぞ、士は百石なれば當り前何恥かしからぬものを去ながら今更らかう申ても詮なし、此上は其通申上て見候べしとて、直ちに頭役の許に至り、私妻儀今日か樣々々の事にて相濟候が、夫に付私祿高の儀ふと三百石と申上候由に候、其段は申違の儀何とも了簡に及び申さずと申ければ、頭も大にあきれけるが、先は御召抱相濟し事なれば、直ちに家老の許に至り委細を申述しに家老中も其儀は先刻御老中方よりも御達ありたり、さて治太夫祿高の事今更申違なりとも申がたければ、早々三百石に申付べしと殿樣よりも御沙汰なりと申されたりしかばやがて治太夫に二百石の加增を申付たり、こは局が生落したるばかりの男子を捨て、一生奉公に御城へ出るなれば、生涯のかたみにとて、態と三百石と申せしなり、然るに其子は嚴有公御乳兄弟の故を以て、公御繼統の初承應元年七月召出されて、三百俵を賜はり、後ち御小姓に進み叙爵仰付られて越前守と稱し五百石を賜はれり、かゝる横着ものなれども、嚴有公御繼統の御年は僅に十一歲

なれば、政務は總て保科肥後守正之朝臣、井伊掃部頭直孝朝臣、酒井讃岐守忠勝朝臣、松平(本氏酒井出羽庄内城主なり此人一代は松平氏を御免なり)式部大輔忠次朝臣等の裁決に出で、大奥は例の謹恪なる久世廣之朝臣監督したり、されば將軍家未だ政務を聽たまはざれば、女中の輩政局に關しては、何事もなし得ざりしかど、將軍家御養育向は、未だ女中の手を離れたまはざるを以て、彼等、公の御慰みにかこつけて、常に奥の御舞臺に於て、能樂狂言盡しなどを催す事度々なり、折には不時に御催し仰出されて、急に其道のものを召寄るなど、混雜を極めし事も多かりければ、後ちには能役者輩の詰所を取立、日々伺公する事となりしに、或日局がふと申上し事より、俄に御慰として席畫を仰付られしに、公にも面白き事に思召れ、夫より日日席畫を仰付られしにぞ、是より狩野家の者、(此時未だ土佐派は幕府になし)兩人づゝ、御城へ伺候する事となれり、又飼鳥を好ませられしが、折節御園中に飼置れし丹頂の鶴いかにしけん二羽ともに斃れたりければ、早々代りの鶴を差上べしとの事なりしに、夏の事にて中々獲がたければ唯今は右樣の鳥これなき由を、廣之朝臣言上せしに、御聞入なかりしかば、廣之朝臣是非なく、局は御乳人にて、素より御相口の事なれば、彼に取成の儀を申入しに、局中々に承引せず、世の中になきものならば、是非に及ばざれど、現に在る物なるを、上樣の左程に上意あらせらるゝに、差上ざる事あるべきや、當時御幼少に入らせらるればこそ、其許にも左樣に申せ、若御相應の年齡ならんには、いかで否を申上べきなど、結句公に一倍して、逆捻に申されしにぞ、廣之朝臣も爭ひ兼、それより老中の人々に申達し、今時かゝる鳥類の在る所は北國なり、さらばとて、松前志摩守公廣朝臣の許に、火急の御用なる間、早々領分中尋求め丹頂の鶴差上べし。申に及ばぬ事ながら、尾羽等も損ぜざる樣、大切に念入れ申べしと仰出され、又松前より江戸までの間御料私領ともに、松前より鶴獻上の筈に付、道中通行の砌は、傳馬にて一刻も早く、江戸着致す樣申付べしとの事なりしかば、松前家は申に及ばず街道宿驛上を下と奔走して、滯りなく丹頂の鶴を差上たり、されば政局に關せざるも、折にふれては斯る事の少なからざれば、老中の人々相談して、御幼少の間の御取扱は、女中に非れば能はざる事なれども、もはや御年も十二歳にならせたまふ上は、御表へ出させられ、女中の手を離れさせらるゝ方然るべしとありて、承應二年二月三日、俄に御表に御住居あらせらるべき由を申上、其夜より表御寢所に御寢あらせらるべしと、俄に御老中御泊番あり、御小姓衆、御側衆代りぐゝ寢ず御番相勤むべしのことにて、やがて廣之朝臣より其趣申上、又局を始め大奥向へも右の趣申達しけるに、局以の外に打腹立、我ら十二年が間晝夜となく心を盡し、御奉公申上てす

ら、上様の御虚弱に入らせらるゝは、各々御存の通なり、然るに今日より御側衆、御小姓衆の手にて、御介抱申上ん事心許なし、去ながら晝の内御表に御座あるべしとならば、ともかくなれど御寢もあらせられんとは其意を得ず、殊に今程は餘寒も甚だしく候に、縦上様御聞濟あらせらるゝとも、そは御幼少の御事なれば、何様にも各々次第の御事なり、我らに於ては此儀堅く御受に及び難しとの事なりければ、廣之朝臣も爭ひ兼、成程其許の申さるゝ所、第一上様御身の上を御案じ申上ての儀尤の事なり、併し御寢の事は、しかと御取定めの儀にもこれなく先々御表へ御座なされ候て、若上意に依て御寢とありては、俄に事調ひ難ければ、萬事は御成長の御格にて右の通に申付たるなれば、必心配無用に致され候へと申て、老中の人々に斯と申通じければ、井伊直孝朝臣これを聞て、いかにも、局が申所尤至極なり、去ながら一旦御表へと仰出されたるものを、局が申條あればとて、御變改もなり難ければ、表向は御表御住居となされ候て、さて今程は餘寒も甚しければ、暖氣の時節までは御寢の儀は、只今までの通と仰出され然るべしと申けるに、一同もこれに決して、右の趣重て大奥へ達しければ、局も此上は安堵仕候と御請申ける、されど御表御住居とは、實に表向のみの事にて、御年十五歳になせたまふまでは、常に大奥に御座なされければ、局を始め御慰みにかこつけて、能樂狂言盡しなどを催す事折々にて、後には彼歌舞伎放下を、御覽あらせらるべき御旨なりと、内々にて廣之朝臣へ、局より申出でけるにぞ、廣之朝臣こは以の外の御事なり、斯るものは賤しきものの見るものなり、但し大猷院殿の御時は、實に御病中御鬱散の御事にてありしなり、然ば不吉の例なり、若も能樂狂言などにては御興なしとの儀ならば、幸若太夫さては琵琶法師など召されて候て、然るべしと申されければ、さらば其幸若など召寄られ候へと申けるまゝに、やがて幸若太夫を召れ舞々數曲御覽ありしに、又々琵琶法師召寄さるべしとありて、上田檢校、進藤勾當など召寄られ、平家數曲を御聞あらせられたり、大奥の樣子右の如くなれば、其風自然と下にうつりて、市中の端々までも、いつとなく歌舞の聲を聞にいたる、諸大名は素より幕府を憚るものから、自然と武邊を捨て行儀作法を刷ひしより、能よ囃子と、もてはやしければ、旗本の若士等もこれに連て、武藝は餘所にして歌舞伎芝居へ出かけ、果は喧嘩口論を仕出來す事度々なり、それのみならず市中に風呂屋といふもの出來たるに、遂にはこゝに垢かき女といふを置て遊樂に資せしかば、若士ら興がる事に思ひて、我も〳〵と日夜に押掛け、果は市中のあぶれものと口論を仕出來す事も度々なり、されば老中の人々こは以の外の次第なりとて、町奉行又は目付衆に令して、嚴しくこれを制しつるが、畢竟かゝる風俗になりもて行は太平の

常とはいひながら、將軍家御幼少の折柄御慰御遊びの風のうつれるなれば、先大奥より嚴しく匡正すべしと、流石は名臣揃の時なれば、明暦元年公御年十五にならせたまへば、彌御表御住居と相定め、御寢も御表にて、御側向の面々寢ず御番など、天晴御成長の御取扱となし、さて數年の間御臺所はおはさず、誰頭の押手なければ、局々が思ふ儘に振舞ひ來りし大奥を、一洗せんには、急ぎ御臺所を迎へ奉り然るべしとて、所司代板倉周防守重宗朝臣の許に達して、東福門院殿の御旨を請ひけるに、其御内意として伏見兵部卿貞清親王の姫君淺宮と御緣約あらせられ、追て御入輿あるべしとの事なりければ、廣之朝臣を以て、大奥向へ、右の趣申達し此上は諸事不作法にこれなき樣、相愼み申さるべし、殊には追付京都より右衞門佐の局、各々へ指南として罷下る筈なれば、其由心得候へと申されたり、されば親王家の姫宮御入輿と聞が上に、右衞門佐局といふ女院御所の上臈、諸事指南として來ると聞ては、いかに負る嫌ひの關東育ちなりとて、これには何れも聞怖してければ、以前に變りて只管廣之朝臣の申旨に從ひたり、其後右衞門佐局京都より下向ありしが、流石は將軍家の大奥向、萬事廣大なるに驚きしか、別に彼是と申出す事もなく、唯應對動作の指南と衣服調度の注文のみなりしが、是よりして一層大奥女中輩の衣服調度類、美麗を盡し平女中の輩に至るまで、櫛笄鏡臺などに蒔繪を用ふるに至れり、やがて淺宮御下向ありて、明暦三年七月十日、めで度御婚禮あらせられ、程なく御本丸御普請成就（此年二月の大火に炎上ありて西丸に御住居あり）ありて、御移りありしに、不思議なる事出來して、一時大噪ぎとなりしは一書に、

家綱公御臺所は、伏見兵部卿親王の姫君にて、明暦三年御下向なり、折節御本丸は未だ御普請最中故、先づ北の丸天壽院樣御住居へ御着、そこより西丸へ入らせられ御婚禮あり、其後御本丸御普請成就して萬治二年（明暦三年の翌年）九月御移徙ありしに、或日御臺所御寢殿に御座なされ、風と御庭の方を御覽ありしに、何ものか年若き男一人、御緣の純帳を揚て内をのぞき居たりければ、御臺所御仰天あらせられ、其まゝ御帳臺の中へ入らせられ、斯と上臈衆に仰られければ、上臈衆より御次へ斯と申されし程に、すはといふ程こそあれ、大奥上を下と騷ぎ出し早々御廣敷御用人へ斯と御達しけれ、是亦大に仰天して、早々御下男等に申付、あなたこなたと尋搜し、御入側の緣の下に、潛み居たるを搦捕てける、されど此事表立ては如何とありて、内々にて町奉行へ引渡し、早々牢屋にて成敗なり、さて大奥を始御門御門などへは、葛西の掃除百姓道に迷ひ、御緣下にうろたへ居たる故、町奉行へ引渡すなりとて事濟たり、實は何方より何のため入しや、又いかなる筋目のものなるや、たしかに御尋

もなかりしと、多分天狗などの所爲にやと申人もあり。

又是より先明暦三年御本丸炎上の後の實況、某氏の覺書に、

明暦の大火後御老中方御揃にて、御本丸炎上跡御巡見ありしに、流石將軍家御座所なれば、其廣大なる事中々申に及ばず、燒瓦を始くすぶりたる木材戸障子疊金物の類さながら大山の如くなるを見て、何れも御落涙ありしとなり、其中に大奥長局の邊に見知もなき、男の燒死人ありしを、御老中方御覽じ付られ、さても見若しき犬の死骸早々取捨候へと御申付なされ何の御僉議もなき間、犬の死骸の由申て、滯なく御門外へ出し、捨られしとなり。

誰頭の押手なく幼君を幸に、明ても暮ても御慰みとて、遊伎三昧なる大奥の裏面は、右の說にても其大略は知られたり、そも制規嚴重なる大奥なるに、しかも御臺所の御座所近くに、男子の佇立居るなどとは實に奇怪至極の事なり、されど此事表立ぬは諸有司の處置宜きに出たるは、申までもなけれど、一は御臺所の賢慮より出たるにもあるべし、そをいかにといふに、御

臺所の御言行を一書に

家綱公御臺所(中略)は常々御多病に入らせられしに、御典藥中も、すきと御療治に及び兼候となり、其故は常の御拜診にも絲脈とて御脈の處に長き絲を御結なされ、其絲を御典藥衆試

みられ候までなりし故、夫にては御樣子一圓相伺ひ兼候と申上候人これありし、上意に我らは伏見家の女、將軍家の御臺なれば、下々に手などふれさすべきにあらず、絲脈にて樣子しれずとならば、是非に及ばずとあり、然るに延寶四年夏の頃、御臺所御腫物とて御樣子唯ならざるに付、御典藥衆是非に拜診の儀を申上しも、御許容なく御腫物の御樣子はか樣々々と上臈衆を以て仰出されしかば、御典藥衆それにては乳癌と申、難症にて御座候間、御脈は絲脈にても然るべく候えども、御腫物の儀は膿の持樣御腫の御色合等、伺ひ奉らず候ては、叶難き由申上しに簾外の者に目通さへ許さぬ我ら、縱ひ腫物難症なればとて、下々に肌を見すべきぞ、其上乳癌は不治の症ときく、然ば腫物見せたりとて、全治すべしとも思はれず、若治する程ならば、見せずとも自然治すべければ、それに及ばずとありて、遂に御許なく、其年八月薨去あらせられたり。

かく賢德ある御臺所にてをはせば、萬づ御愼深く久世廣之朝臣は、先君より特に命ぜられる、御側出頭人といふを以て、殊の外重じたまひ、御懇ろにされければ、廣之朝臣に自然と威勢付て、大奥一般に重んぜられ、これに依て廣之朝臣大奥と老中との間に立て、圓滑に政局を調理したるなり、されど一利一害は數の免れざる所にして、御臺所の萬づ御愼み深き賢德は、

後世盛威を輝かし、敬して遠けらるゝ倫となり、廣之朝臣が斯く大奥を制伏したる餘威を收めて、能く老中と相提携したる技倆は、後世似て非なる輩が御側御用人として、大奥と相提携し窃に老中の權を奪て、所謂御側御用人政治の倫を作りしなり、これのみならず、廣之朝臣偏に老中を重んぜられたる餘習は、いつとなく制規の如くなりもて行き、廣之朝臣去て後は、大老酒井忠清朝臣が下馬將軍など、綽名とる程にいたりしは、是非もなき次第なり。

始め御臺所御入輿ありし時、御介副のため數多の女中供奉にて御下向ありしが、其中に飛鳥井姉小路とて二人の上﨟あり、此二人は中々さるものにて、矢島局が公の御乳母といふをもて、頻りに懇志を加へ、且御臺所へも御執成申てければ、外ならぬものに思召れ、折々御前へも召出され、御物語などあらせけるまゝに、局も二人の執成故と世に嬉しく思ふものから、二人の事をとにかくと、公へ執成申せし程に、公にも御懇志を加へられ、常に大奥に入せたまふ折は御側に召されて京の話など、聞召れけるが、此姉小路の部屋子に於國といへる女ありしが、ふと御目に留り御所望ありて、御附中﨟となされけるより、姉小路いつとなく時めく樣を見て、飛鳥井亦一策を案じ、御臺所の御姉君安宮は未だ何れにも御緣約なきなれば、紀伊大納言（此時は宰相）光貞卿の許へ御入輿然るべしと、内々にて女院御所なる右衞門佐局まで申送り、此方にては矢島局を以て公の御聽に達しければ、女院御所にも將軍家にも、そは然るべしと御許容ありて事調ひたり、其序に飛鳥井も京より部屋子にとて、眉目よき少女を呼下してけるに、果して公の御目に留り、やがて御所望ありて御附中﨟となされたり、是よりして二人は、内にして公の御覺めで度、外にして紀州家の籠中、御臺所と御姉妹の御間柄なれば、同家の馳走大形ならず、名にし負ふ御三家の紀州家、既に右の如くなれば、内外の諸大名旗本の面々、緣に緣を求めて取入らんと奔走せし程に、次第に勢付て、近江、岡野などよべる御年寄あれど、唯名のみ御年寄にして、大奥の事萬づ飛鳥井、姉小路の二人が、御臺所の仰として、諸事を差圖するに至れり、斯る勢なれば、廣之朝臣在し間は、專ら老中を重んじ、假にも其權勢を落さしめず、將軍家をして拱手治を見るの有樣ならしめしは、此女流の內助を抑壓するの手段にて、實に後世二人となき御側御用人なり、然るに廣之朝臣退老して後は、飛鳥井、姉小路の餘勢表向（政局）に向て奔流堤を決するの勢なりしは一書に、

安宅丸御船之儀は、大猷院樣一兩度御乘試遊ばされ候以後、御船手方へ御預切にてこれあり候所、嚴有院樣或時酒井雅樂頭殿を召れ、明日御船御乘試遊さるべき間、早々其旨申付候へと上意ありしに、雅樂頭殿御受申上候は、安宅御船の儀は年久しく、御船手方へ御預切

にて御座候えば、唯今急にと仰出され候ても、諸事手支申べき間、支度相調次第にと仰出され度とありしかば、御氣色何となく御不快なりしにぞ、雅樂頭殿重て先は一同へも申談じ、早々御乘試これある樣仕るべしと申て、御前を退き、偖御老中へ仰談ぜられ向井將監殿を召れ、急ぎ用意致し候樣との事なりしに、將監殿、其段は相心得候、但唯今にても聊手支申樣の儀は御座なく候間　明日然るべからんと申上しに、御老中方それは一段の儀なり、左あらば明日出御相成べき間支度申付候へとありて、やがて御前へ雅樂頭殿出られ、明日御乘試之儀一段然るべき由申上候處、上意に左候はゞ奥のものども矢來門に罷出見物致し度との事なり、其儀も相心得候へと仰られければ、畏てそれ〴〵へ御成御供觸など、急ぎたる事どもなり、さて當日早朝出御にて、先甲府殿芝濱の館（今の濱御殿なり）へ入らせられ、それより御船に召れける、御先船大龍丸六十丁立なり、これに御先御供の面々乘込たり、次は御船天地丸八十丁立御老中若年寄衆以下御側衆奥向御醫師まで乘込、次は龍王丸六十丁立御詰衆以下御譜代衆御供の面々乘込、右三艘とも紫御紋付の腰幕を打廻し、御鎗竝御弓御鐵砲は猩々緋に御紋付たる袋に入れ、御召船の屋形には猩々緋の天幕を打、舳には紫の吹貫、緋の御旗鳥毛の御鎗、御長刀、御立傘等立竝べ、其外御船手方總御船に水主一樣の裝束して船歌を唱ひ、石川大隅守役所（今の石川島）前より沖の方へ漕出したるに、紅白金銀紫色々の御道具御幕など天日に輝き、浪に映じてさながら龍宮城の涌出たる如し、やがて水主一聲の船歌にて漕戻し川の眞中へ御船段々にかけ竝べ、此處にて御膳召上られ、再び漕出し又本の所へ漕戻し、御機嫌能還御なり、此日は大猷院樣以後久しく絶たる事なれば、いづれも拜見せんとて、我もくと群集せり、中にも昔を思出して落涙する老人などもあり、又陸にては御城矢來の御物見にて、御臺所御始御覽との事に付、其邊往來を差留嚴重に御固なり、さて還御の上今日の仕方諸事行屆、殊に俄の事一段の骨折なりと御褒美にて、翌日向井將監殿御前へ召れ、千石御加增下されたり（こは寛文元年六月十日の事なるべし、何となれば嚴有公御船御乘試は此前後になし）

又町奉行神尾備前守元勝朝臣寛文二年十二月御役御免隱居を願はれしに、公上意に、さあらば備前が知行千八百石の內、千石を次男宮內にとらせ、備前が嫡子若狹守に千石を遣し置たればこれに殘り八百石を遣し、宮內に遣したる三百俵は、備前が隱居料に遣せと仰られたり、こは御老中內々の評議には、千八百石の內千石を若狹守に下れて二千石となし、八百石を次男宮內に遣されんかと有しに、早くも公より右の如く仰出されたりと、是等皆二人の上臈が內々にて

申上しに依るなり、斯る勢なれば後には、大老酒井忠清朝臣、老中稻葉美濃守正則朝臣の老輩も、結句内々二人の上臈と相結托せしにぞ其結果として公御病身の故を以て、諸事忠清朝臣に御任せ切とはなれり。

されば忠清朝臣は四代將軍の大老として、威權熾盛を極めしは、素より家柄にもあり、又其人にもありしなれど、畢竟大奥の女流と相提携したる故なり、さるからに人を擧るに依怙最負の多かりしと、彼伊達騷動、越後騷動などに干渉して、毎々不手際の事のみなりしは、彼奸臣等が賄賂請托に、眼くらみたりとの事なれども、實際は彼奸臣等大奥に手を入れたると、同時に忠清朝臣にも請托せしにぞ、所謂内外一致したる取捌きなりしなり、さればこそ其時御老中同列にて、諸事申談ずべしと命ぜられし、松平讃岐守頼重朝臣、井伊掃部頭直澄朝臣を始め、自餘の御老中誰も異議を唱ふる人もなく、例の水戸光圀卿すらも口を閉て居られしは、是故なりさて忠清朝臣に諸事御任せ切とありても、猶左の如き事あり。

寛文の頃大奥上臈衆に腫物にて散々煩ひ候方これあり、御醫師方治療せられしに、彼上臈

願上候は稻葉美濃守家來に、牧野玄朔と申醫師、外科達者の由承り候間治療頼度由申され

しに其節御側衆岡部志摩守（長隆朝臣）殿これを聞れ御典藥衆見られ候上は　忝く存ぜら

るべき筈なるに、入らざる陪臣醫師など相頼候事然るべからず、第一御典藥衆の手前も遠慮あるべき事なりと、噂されしに、いつか其事御耳にたち、志摩守殿は即日御役御免にて、さて彼玄朔早々召出すべき由にて、やがて治療致し候所、藥相應致し程なく全快致されしかば誠に名手の由名をあげ申、公儀より御褒美として白銀十枚下されたり。

此書唯上臈衆とのみにて、名を記せざれども、其勢力の程より見れば、必ず飛鳥井、姉小路二人の内なるべし、さて延寶四年御臺所薨去の後は、專ら此二人にて大奥を統轄し殊に其頃より公は御病氣とありて、常に大奥に御座ありて、老中の人々と雖も御前へ召る、事は稀なり、こは未だ公に御子おはしまさねば、二人はいかにもして先に御所望ありて、御附中臈となりし人人の内に御懐姙あれかしとの結構にて、内々にて紀州家の奥向と合體し、表にては酒井、稻葉の諸老中と合體しての事なりければ、誰ありてかにかくと申人もなかりしなり、されば延寶八年五月、公御病大漸に及ばせたまひしかど、猶御繼統の御定めもなかりしは、飛鳥井、姉小路の二人より、何某は懐胎の樣子なりなど、内々申上しかば、それを待せたまひしなり、されば彌々御大事の期に及て、御老中方御繼嗣の事如何候べきとありしに、忠清朝臣内々承る所は大奥に懐胎の樣子ある女中ありとの事なり、さらば今俄に御連枝方御繼統とありては、他日御

出産の上は事六つかしければ、いつそ京都より親王方の内を申下し、假に將軍に仰ぎ奉り追て御出生の上は、早々京都へ返し上せんの、容易なるに如かずといはれしは此故なり、されどこれが、實ならざるを、早くも察せしは御老中に堀田備中守正俊朝臣（後筑前守）一人のみなれば、憤然として此議の非なるを論破し、遂に館林右馬頭綱吉卿を御繼嗣と定めたり、されど忠清朝臣の愚直なる、誠に御懐胎の様子とは、飛鳥井、姉小路二人が一時の言草なりしを悟らず館林殿御繼嗣と仰出されしに、猶其御子德松君を御殘しありて、館林頓御相續と仰出されたり、それのみならず、公薨去の後御葬送は先きに御臺所も入らせられし上は、上野然るべしと申上御滿足あらせられたればとて、上野御葬送と仰出されたりしかば、增上寺の住持大僧正詮應、そは御宗旨を替させたまひしかなと、申出しを寺社奉行板倉石見守重種朝臣、松平山城守忠勝朝臣を以て、諭さしめたるなどは皆女流の方策より出たり。

◎五代將軍の大奥

桂昌院殿の迷信　奸僧の妄言生類御憐み　柳澤の跋扈　惡貨の濫造　於傳の方　右衞門佐、大典侍局の勢力　紀伊殿と水戸殿へ御緣組　甲府」の假病　付元寶莊子、護國女太平記等の辨妄

五代將軍の大奥は實に錯雜紛亂を極めたり、そはいかにといふに、將軍家は穎敏果斷の餘、苛察を好みたまふがため、大奥にありても例の視眼嗅鼻中々に多く、從つてこれを使用する方々も多かりしにぞ、此間に立て謹恪自ら守り、能政局を調停すべき彼御側御用人が、反て此等女流に附和して、遂に老中の實權を奪ひたるより、許多の弊政を出し、其中には或は將軍家の御眞意にあらざる事も、少からざりしなり、さて其女流は誰々なるやをいはんに、第一は御母公桂昌院殿なり、此桂昌院殿は二條關白家の家司北小路氏の養女、實は本庄氏の女（御由緒を明白に書せん事憚あるをもつて略す）にて、初め於玉とて、三代將軍家の御中臈於萬の方の部屋子なりしに、ふと公の御目に留り御附中臈となり、御寵愛を蒙り正保三年正月八日、御男子出生あり（德松君是五代將軍綱吉公なり）名を秋野と賜ひ、其後慶安元年正月十日御男子出生

あり（此君は御早世なり）し程に、君寵後閣を傾くる勢なり、やがて慶安四年四月に、徳松君へ御賄料十五萬石を賜りしよりは、御母公の故を以て事ら諸事を與かり聞かれ、寛文元年御加增十五萬石を賜り、上州館林城主となされしよりは、綱吉公未だ御年十六歳なるを以て、國政は彌母公の御沙汰たりし上に、綱吉公御養育の事は、一に先君の仰を奉ぜられたりしは、常憲院殿（綱吉公）御實記に、

公御幼稚の御時より、萬づ御發明にわたらせたまひしにぞ、御父公常に御母公柱昌院殿に向はせたまひ、吾は幼年より武藝を好み、且は少壯にして大統を受け繼、萬づ心入の多端なるにまかせ、讀書の暇なかりければ、文藝に於ては力をも入れず、今にいたりまゝ悔る事あり此兒は萬づにさとく生先心にくゝ見ゆ、善師をえらび今より書を學ばせ、聖賢の道に心を用ひしめば、行々物の用に立なんものぞ、汝かまへて心を入れ文よませよと、宣しかば、母公涙をうかべてかしこみたまひ、御幼稚の程より何事よりも、先文よむ道を勸めたまひ（中略）大猷院殿に六歳の御時、わかれたまひしかば、御母公につかへたまひて、至孝を盡し、聊も御暇ある折ふしは、北堂にわたらせたまひ、御自ら御饗の配膳などまで、なさせたまひし事は、近侍の女房など皆しる所なり。

右の御樣子なれば、常憲公將軍とならせられても、往々直接に政事に干渉され事少からず第二は公が御寵愛の中臈於傳の方なり、父は小屋權兵衞とて黑鍬の者（御城内の掃除などする輕き者なり）にて、於傳の方十二歳の時、館林の大奥へ御末奉行に出で御湯殿の事など勤め居たりしが、公の御目に留り御附となりしが、天性利發にて萬づ堪能なりしかば、幼年より公の左右に侍して公が學ばせたまへる學問はさらなり、公は能學に敷寄たまひ、御稽古あらせらるゝを側にて拜見しつゝ、自然と其伎を覺え、且小鼓をよくしたりしにぞ、常々公御謠遊ばさる時は於傳の方小鼓を勤て御調子を合せたり、されば公將軍とならせたまひし後も、折々小鼓を仰付られ彼吹上御苑の御舟遊に、公一とさし舞せたまひて、於傳の方に小鼓仰付らるゝ事度度なり、殊に容顏美麗なりしより、時の畫工英一蝶、當世百美人と題し、其頃名高き美女を畫きたる中に、此於傳の方船遊の圖を畫き、淺妻船の贊詞さへ添て世に出せしより、遂に公けに召捕れて流罪に仰付られたり（俗說にこれを柳澤の室おさめの方となすは非なり）於傳の方の姉は此緣に依りて、館林家老牧野備後守成貞朝臣の養女として、戸田淡路守氏成朝臣の室となりしが、是此人の視眼嗅鼻なり。

第三は常磐井後ち左衞門佐とて、水無瀨中納言宗信卿の御女、初め國母新上西門院殿の御所に

宮仕奉りしに、常憲公の御臺所は鷹司關白房輔公の姫君にて、國母御所とは御連枝にてお
はしけるが、幕府大奥女流の風儀粗野なると、且つは五の丸殿（於殿の方）の權勢甚しきを
抑へんと、御附上﨟萬里小路の計ひを以て、國母御所へ、才智ありて人々の指南をも勤むべき
婦人を、御選みありて、御下しあるべき樣内々願ひ申せしかば、やがて御選みにあづかりて下
向し、名を常磐井と更め、御臺所の上﨟となされしに、程なく公の御所望によりて御附となり
大に御旨に叶ひ、剩へ奥表總女中の支配を仰付られ千石を賜はり、其上々意に依て部屋子に配
合たる京都浪人田中半藏といふものを、養子分に仰付られ新規五百石を賜り桃井内藏助と改め
たり是此人の視眼嗅鼻なり、第四は大典侍局後ち北の丸殿とて、清閑寺大納言熙房卿の姫君に
て、東山帝（時に御寶算十三にて御幼帝なり）の大典侍局たりしに、先に水無瀨家の姫君下向
ありてより、大に御旨に叶ひ總女中の頭として、勢熾んなりしかば、例の五の丸殿、御側御用
人柳澤保明朝臣（後ち御大老職、格松平吉保朝臣）と計り、内々にて所司代戸田山城守忠昌
朝臣の許に申遣し、それより二條家へ内々申入て其御選みに依て下向したるにて、容色といひ
才藝といひ、水無瀨家の姫君の右に出しかば、大に公の御旨に叶ひたり、後ち此の御腹に御出
生のなきを、公も御殘り多く思されて、局の御兄淸閑寺大納言熙定卿の御女竹姫君を召下し、

公御養女として薩州家へ御本丸より御入輿ありたり、德川家に於て堂上家の御子を御養子とな
されし事、前後に唯此姫君一人なり、公の御覺右の如くなれば、其勢力の程推て知るべし、さ
て此人々が勢力を得るに從て、御側御用人これに附和し、各視眼嗅鼻を使用して、將軍家が苛
察を好ませらるゝの機に投じたるをもて、其政局の煩苛なりし事、此御代程甚しきはなかり
しなり、さて首めに公が御傳統の次第を述ぶべし、そは延寶八年五月嚴有公御病大漸に當り
未だ御子おはさゞれば、御繼嗣の事如何あるべきと御老中評議ありしに、愚直なる酒井忠淸朝
臣は、彼の飛鳥井、姉小路などの言草を眞にうけて、大奥女中の中に御懷胎の樣子あれば、其
御出生を見屆奉るまでは、假に京都より親王方の中を御一人申下し、關東將軍と仰ぎ奉
りては如何とありしに、稻葉正則朝臣も其烟に捲れ、尤然るべしとありしを、堀田正俊朝臣、
こは存もよらぬ事なり、正しく御舍弟館林殿御座候へば、此御方を御總嗣と仰奉らんは當然
の事なり、其上にて若も大奥の御懷胎實正にて、□めで度若君樣御出生あらせられなば、共々守
立奉りて、御當家第六代と仰ぎ奉るに何事の候べきと申ければ、何れも尤もと同意してける
が、猶後々の御爲なれば館林殿の御子德松殿は、館林領其儘御相續然るべしと評議一決し
て、其趣嚴有公に申上しに、御承諾ありて早々館林殿を召るべき由上意あり、こは五月七日

の夕刻にて、實は此時もはや薨去ありしなり、酒井忠清朝臣、稲葉正則朝臣などは退出せられ堀田正俊朝臣一人泊番として御城に在しかば、館林殿に、御用の儀これある間早々御登城これあるべしと、正俊朝臣一名の奉書を以て、館林殿家老中へ達せられたりければ、常憲公には何事ならんと、早速御登城ありしに、其時第一の御附家老牧野備後守成貞朝臣他出せられてけるが此由を承り夜中に及で急の御召とは、曾て例なき御事にて心許なしと立歸りしに、早公には御出門あらせられし後なれば、急ぎ馬を飛して大手御門にて追附それより成貞朝臣、公にひたと附添御殿に入りしに、やがて堀田正俊朝臣出迎ひ、こなたへとて奥へ案内しけるに、成貞朝臣猶も心許なしと、公に附添參りしに、正俊朝臣此よりは猥りに入る事を許さざれば、其方は差控候へとありしに、成貞朝臣夜中に急御用とありて、しかも其元御一人の案内にて、奥へ入らせらるゝ段心得難しと申せしかば、正俊朝臣安心致されよ、御慮事で御座ると申せしに、成貞朝臣さ候はば誓言にて承るべしとありしに、正俊朝臣神以て相違あるべからずと申ければ成貞朝臣然ばとて御次へ退きけるに、程なく館林殿へ御相續仰付られしと、殿中詰合の人々へ御沙汰あり、さて公御退出の折、奏者番久世大和守重之朝臣供奉にて、一寸二丸御殿へ入らせられ、夫より一と先館林邸へ御歸館あらせられしに、翌朝御迎として御老中土井能登守利房朝臣、若年寄松平因幡守信興朝臣、石川美作守乗政朝臣始め大目付、御側向など總て將軍家御成の式の如く、打揃ふて罷出御供申て御入城あり、五代將軍とならせたまひ、暫く西の丸に御座ありて、御本丸奥向の御模様替御普請仰出され、是に於て四代將軍の大奥に仕へし女中の面々悉く御暇下され。彼上臈中臈の面々は、北の丸の御殿に移されたり、やがて御普請成就してけるに、安鎭法を知足院住持惠賢へ、仰付らるべしとありしに、稲葉正則朝臣御城内安鎭御修法の儀は、天海大僧正以來上野にて相勤め來り、他寺へ仰付られ候例御座なき由を申上しに、か樣の事は時の將軍の歸依にある事にて、先例などを用るに及ばずと上意ありて、御不快の御樣子なりしに、堀田正俊朝臣、上意の趣憚ながら御尤に存奉る由、申上早速知足院惠賢を召出され、安鎭法を修せしめたり、そも此知足院惠賢は、館林御領地上州碓氷八幡宮別當、大聖護國寺亮賢の法弟なるをもて、御母公桂昌院殿常に御懇志を加られ、折々館林館に伺候、して御修法など勤めしにより、斯仰出されたるなり、是に於て御大老を始め、偖こそ油斷ならぬ將軍家なりと、窃に畏怖せる中に、堀田正俊朝臣は特に御旨に叶ひ、重て御母公御住居のため三丸御殿御修造あり、其總奉行を仰付られ程なく成就しければ、上意に依て護國寺亮賢を上野より召寄られ、安鎭法を修せしめ、さて御臺所を始め館林の大奥を殘らず、御本丸へ御移徙

及び桂昌院殿三の丸へ御移徙の總奉行を正俊朝臣に仰付られ、此時公の御子德松君も御本丸へ御移しありて、若君樣と稱せしにぞ、御母於傳の方の父小屋權兵衞俄に御取立ありて、正俊朝臣の弟分に仰付られ、堀田將監と名を改め三千石を下され、寄合に仰付られたり。

因にいふ、此小屋權兵衞及び悴の權九郎とも、性放蕩無賴にして常に大酒を好み、折々市中に出て喧嘩などする事度々なりしが、何れも館林殿といふ後楯あるに辟易して誰とて制する者もなかりしが、今度若君の御外戚なるを以て、時の御老中堀田備中守殿の弟分として、三千石に後取立あり、殊に小川町御用屋敷に於て、邸宅を賜りしかば彌圖に乘て世間を憚らず横行してければ、諸人の迷惑大形ならず、されど公方家御由緒のものなれば、昔に十倍して誰も手ざすものとてあらざりしを、猶能事にして、其後は博奕を事とし市中の破落戸などを邸に集め、博奕して遊びけるにぞ、自らかゝるものどもにもてはやされ、遂に喧嘩を仕出し又は博奕に負て身の置所なきものは、皆此邸に隱れ居しが、町奉行配下の同心等も當時の御由緒に恐れて誰も捕ふる事能はざりしと。

正俊朝臣が斯までに御覺めで度は、先に御繼嗣評議の席に於て、大老酒井忠清朝臣の議を破りて、館林殿御相續を申行ひしに外ならずと雖も、亦能く公の意を邀て諸事を沙汰せしは前に見えたる如し、それのみならず御母公の御旨にも深く適ひたるは一書に、

三の丸御殿御手入相濟て、桂昌院殿御移徙ありし當日（延寶八年九月十三日）上樣（常憲公）御祝として、三の丸御殿へ成らせられ、桂昌院殿へ御對顏あらせられて、さて其御席へ堀田備中守殿を召出され、此度大奥向御移徙の總奉行仕、諸事精を入れ思召たるより萬事早速に埒明候段、御滿足とありて、御手自御差料の片山一文字の御紋三所物の御刀を下され桂昌院殿へも上樣御直に御詞を添られ、御目見得ありしは何故に未だ雅徒頭（酒井忠清朝臣）を御斥け遊ばされ候はぬにや、あの者事は久方樣（嚴有公）御大切の折に、御跡へは京都より宮方を御下し申、己れ御後見申て、世の中を思ふ儘に致すべくと仕り候を、此の備中守が殊勝にも身上を投出して、御筋目を申爭ひ上樣を御取持申上候由、婆もたしかに承りて候、然らば備中守をこそ御引立遊ばされ候て、雅樂頭など早速にも御斥けあるべき筈、備中守は中々唯今の御刀位にては相濟ざるものをと、仰られければ、上樣も御挨拶に御困りなされ、備中守殿は額に大汗を流して恐入られしとなりさればこそやがて忠清朝臣には、以後登城に及ばずと御内旨あり、程なく御役御免御目通差控を仰付られ、息河内守忠擧朝臣にも御目通差控仰付られ、其上大手前住屋邸（俗に上邸とい

ふを、召上られて、堀田正俊朝臣には御老中上座仰付られ、息下總守正仲朝臣へは向後酒井河内守勤方（後世の溜間詰）の通と仰付られ、剩へ酒井家より取上たる大手前の邸を下されたりさて公は大奥向を既に入替たればとて、又前代召仕れし御側衆以下御小姓御小納戸等悉皆御役御免ありて、館林の時御附家老たりし牧野備後守成貞朝臣に、一萬石加增ありて御側御用人となし、其他御側衆以下は悉く、館林にて召仕はれたる人を擧られたり、これより堀田、牧野の二氏相提携し、傍ら御側衆以下を一味として政局に立、内は母公、於傳の方など、相結托してければ二氏が勢力の程推てしるべし、然るに或日公は正俊朝臣を召れ、小姓組番士小長谷次郎左衛門事、如何申付るぞと仰られしに、正俊朝臣實はいかなる罪科あるやを知らざりしかば未だしかと申談ぜず候えば早々申談候て伺ひ奉るべしと申上しに、何の申談ずるまでもなし改易申付然るべし、但しそれも憐愍なるぞと上意ありし程に、畏りて御前を退き老中の人々に斯の上意なり、次郎左衛門の事何か御聞及ばれ候かと有しに、一同も別に存當る事も候はずとありしが、とにかくに斯る上意の上は先内々吟味致され、然るべしとありて取紕しけるに、此次郎左衛門、實は田澤治左衛門が子なりしが、小長谷彌右衛門方へ養子の約束ありしに、彌右衛門急病相煩ひ十死一生の場合なりしかば、此期に及で急養子の事願上らるべきにあらざれば、（此時の制度にかゝる時に養子するは急養子とて跡目を下されず）實子の由に申なして、跡相續の儀を相願ひ、其後成長に及て、嚴有公の時御小性組に御番入したるなり、こは其頃書院番頭なりし永井佐渡守が、我が組子の、かゝる急場を氣の毒に思ひ、例の大奥に緣ありしを幸ひに、内々に取捗へくれたるなり、こゝに於て次郎左衛門、上を僞りたる罪重しと雖も、當時幼少にて存ぜざるに付、御憐愍を以て改易仰付られ、又此事を取計ひたる永井佐渡守は、此時大番頭なりしを、常々勤方思召に叶はずとありて、御役召放されたり、さて此事いかにして公の御聽に入りしやといふに、彼堀田將監の悴權九郎が仲間、或日小長谷の仲間と聊の事より爭出し、を、權九郎小長谷の許に事六つかしく掛合こみしを、小長谷のため散々に恥しめられたるを遺憾に思ひ、いかにもして其返報をと思居けるに、ふと此事を聞出し大に悦び、早速於傳の方の許へ斯と告しより、さてこそ御聽に達せしなり、又其年七月十六日に、公堀田正俊朝臣を召され、諸國代官の面々の中に、種々不正もの多しと聞く、其方屹度取糺し然るべしと命ぜられしかば、正俊朝臣畏りて御前を退きけるに、重て召れ只今申付たる儀は尤大切の事なれば、能々念を入れよ、それに付て勤定頭（後世の御勘定奉行）のものに、目付大岡五郎右衛門を相加へ候へとありしかば、正俊朝臣直ちに勘定頭杉浦内藏允正昭、德山五兵衛重政

甲斐庄喜右衞門正親及び目付大岡清重に、右の上意を申渡し、それより吟味に及ばれしに、果して下總代官林長兵衞、伊豆相模代官岡上次郎兵衞を始として、所々代官に御收納勘定未濟のもの數多にて、中にも林長兵衞、岡上次郎兵衞は全く內々引負したる高、少からざる事明白せしかば、長兵衞は父子三人死刑に處せられ、次郎兵衞は、其身と手代三人は死刑に、自餘の手代は三宅島、新島へ流罪せられたり。其後又正俊朝臣を召れ、小川松榮事今程は下總中山法華經寺寺中に遁世罷在る間早々召返すべしと仰付られたり、正俊朝臣そは何ものにて候やらんと伺しに、公上意に、此者は元小川松三郎とて、矛が能樂の相手なりしが、ふと致したる事より暇を遣はせしに、外々へは奉行も致さず遁世者となりし上に、內々にて奉公だて致せしものなりとありしかば、早速召出せしに、やがて新規三百俵を賜り剃髮の身なれば、其儘奥醫師並に仰付られ、折々御前へ召れ能樂の御相手を勤めたり、こは幼少より公の御相手を勤めし故、桂昌院殿にも御不便に思召されければ、一時公の御不興を蒙りて遁世せしかど、猶內々にて御不便を加へられ、折もあれば歸參の御執成あるべき由、仰下されしかば、松榮も何がな一廉御奉公だてをなさばやと、窃に思居たるが、諸國御代官の儀は、嚴有公の時寛文二年三月總御勘定の事ありしに、御代官一色藏助豫て私曲の儀これありて、此度御取調の上は必定罪科遁るべからずと、思惟したる折柄、內藏助支配所百姓出入の訴訟ありて、時の勘定頭伊丹播磨守康勝朝臣の役宅に於て、同役岡田豐前守盛定朝臣とともに、これを聽斷すべきため早朝に兩人相會し、內藏助は地元支配の事立合申べしとて、これを呼出したるに、內藏助儕こそと思たりしが、遁るべくもあらねば、康勝朝臣の許に參りしに、果して伊丹、岡田の兩人、內藏助私曲の儀相違あるまじければ、後刻此席に於て取糺し申べしと相談しけるに、內藏助疾くも其色を察して、もはや絕體絕命と覺悟を極め、其席に出て一應の挨拶終るや、直ちに次へ退き刀を拔持來て、物をもいはず伊丹に切付返す刀に岡田へ切付しに、岡田はさるもの、脇差にて受留め、やがて內藏助を肩先より乳の下まで切下げたれば、遂に其場に斃れ、伊丹も深手にて間もなく果られたり、斯る騷動を惹起したる事なれば、自餘の代官肝を冷し取々に緣を求めて彼大奥に取入、其助勢にて總御勘定の期を延られて、其後は總御勘定はいつも緩やかに仰付られたり、これにより諸國御料所の代官私曲の事ありとも、內々大奥に取入て其助勢を仰ぎしかば、嚴しき御取調といふ事もなきままに、各々安堵してける中に、不埒なる徒はこれを能事にして、私曲を働くもの少なからず、されば小川松榮も下總にありて、彼の林長兵衞が所行を見聞し苦々しき事に思ひしかど、當時大奥といふ後楯ある事なれば、せん術もなかりしに、御

代替りとなり、殊に大奥も總替りとなりし上に、日頃御不便を加へたまはる桂昌院殿、今は御母公とて時めき給へば、これぞ幸ひ御奉公の一端ともなり、歸參の種にもやと便宜を求めて、己が日頃見聞したる事ども、落もなく書付て上りしに、やがて桂昌院殿より公の台覽に備へければ、忽ち右の御汰沙ありて、私曲を働きたるものどもは重き刑に處せられ、佞松榮は願望の如く、歸參を仰付られたる上に、一廉の御奉公だてとありて、御取立なされ、それより母公にも一入松榮を御賞美ありて、公折々三の丸なる母公の御住居へ成らせられ御自身御能を遊ばさる時は必ず此松榮に御相手を命ぜられたり、斯く御親子の御旨に叶ひければ、公は美童を愛させたまふものから、松榮に御内意ありてければ、旗下士を始め輕き御家人、又は能役者などの類までも、選みに選みて言上してければ、やがてそれら美童を召出されて、桐之間御番を置れしが、いづれも少年のものどもなれば、松榮に其介副を命ぜられたりしに、松榮元來其道のものなれば、此桐之間番士に能樂、小鼓、大鼓、笛の類などを指南して、遂に美童の能樂を取立て御覽に入し程に、いよ〳〵御旨に叶ひければ、これよりして奥も表も、諸有司の年若なる人々は、皆能樂を習ひしかば、何がさて將軍家御能數奇と聞からに、諸大名爭ふて、能樂をもてはやしければ、それより俄に能役者は勢つきて、彼らは士大夫をも凌ぐ事度々なり、さ

れど此松榮自身として公へ何事も言上する事なく、常に見もし聞もしたる事などは、内々桂昌院殿に申て、それより公の御聽に達する樣仕なしてければ、結句自身云よりも、其申所行は れたり、されば元祿四年に日蓮宗悲田派御禁制（此事は後に述ぶべし）ありしは、桂昌院殿の御口添には相違なきも、其内實は此松榮前方下總の中山法華經寺にありて、日蓮宗徒の内幕を熟知せしかば、委細に桂昌院殿に申上たる故なり。

さて又護國寺住持亮賢は、三の丸御殿安鎭法を修せし後、在府仰付られしに、桂昌院殿より亮賢のために府下に一寺建立下さるべき由を、將軍家へ内々御申ありしかば、公は早速御聞屆あり て、御老中土井能登守利房朝臣に、早々府下に於て一寺建立致すべき程の地所を、見立候へとありしに、畏てとやかくと吟味に日を延ばされける内、桂昌院殿もどかしくや思しけん、重て先達て願上たる寺は、何れに御建立下さるにやと伺ひしかば、公は其事は能登守に申含置たれば、追付取極め申べしと御答あり、さて利房朝臣を召て、先達ての寺地はいかにと上意ありしに、利房朝臣、今以て相應の地所も存當り申さずと、御答申上しが其樣子何となく惡くや ありけん、其日利房朝臣下城ありしに、追付明日より登城に及ばずと御内意ありて、翌日能登守事常々物忘れ仕、御役勤兼候樣思召る、之に依て御役御免仰付らると、御汰沙ありしにぞ、

本人はいふにも及ばず、流石御旨に叶ひ我一人の如く振まふ、堀田正俊朝臣にも、此事のみは夢にも存ぜざりしと、人に語られたりと、是正しく寺地の見立延引に及びしを、桂昌院殿の深く御憤りありて、公へとやかく申上たる故なり、

それより公は御側御用人牧野備後守成貞朝臣へ、心當りの所地もあらば申出よとありしかば、成貞朝臣か樣の事は、内々にて申定むべきに候はねば、年寄中へ申聞候て、然るべき地所を見立させ候はんと有しに、公はいかに急がせたまひけん、それまでもなし、高田藥園の地を遣はし然るべしと上意ありしかば、成貞朝臣さらば其由を年寄中へ申聞候はんとて、堀田正俊朝臣へ此由傳達せしに、正俊朝臣成程高田御藥園の地は、其後御手入等もなく、荒地同樣の有樣なれば、上意の趣一段御尤の由御請申せしにぞ、公は左候はゞ早々普請申付候へ、其恰好は大略淺草寺程にて然るべしと仰出されたり、そも淺草寺抔は、公の委しく御存知あらせらるべき筈なきを、斯上意あられしは、例の亮賢法印より内々にて、桂昌院殿へ申上し故なり、何故に桂昌院殿斯亮賢法印を御懇遇あらせられしやといふに、亮賢未だ仁和寺（京都）の伴僧にて在し頃、桂昌院殿御幼少にて、或日母に伴はれて仁和寺に參詣し、ふと亮賢に對面ありしに、亮賢つく〴〵と桂昌院殿の御容貌を見て、大に驚き、不思議の事もあるものかな、我頃日人々の相

を見ることを習ひたり、今此子の相を見るに、後々は威勢天下に竝ぶものなく、申さば國母御所とも仰がれたまはん事疑ひなし、されど夫程の身分にもなき人なれば、實に不思議といふの外なし、さらば出家ともなしなば、天晴高德の人ともなりたまはん、長く親の手許に置たまふべき人にあらず、去ながら相構て他言する事なかれ、萬に一も斯言他言あらば、幸は反て禍となり、非業の死をも遂られんぞと仰られたり、（此事を元寶莊子、護國女太平記などいふ俗書どもに、彼護持院僧正の事となすは非なり）されば兩親（但し父は養父なり）は此言を聞しより、何となく底氣味惡しく、殊に斯る言口外する時は、非業の死を遂んなど聞上は、いかがはせんと思ふ折柄、六條家にて江戸大奥に勤らるゝ御女於萬の方より、部屋子として相應の者もあらば召抱ゆべしと、申越れたりとて所々を尋られしかば、是幸ひと思ひ、六條家へ申入て江戸へ下向せしめしに、いつしか將軍家の御目に留り、程なく懷胎ありけるにぞ、於萬の方大に悅び、内々にて諸寺諸社へ平產の祈禱など致されける、其中に知足院（眞言宗）住持は彼亮賢にて、祈禱を修しけるが、此度の御懷胎こそ實に柳營の御慶事、正しく大將軍にそなはりたまふなりと、内々にて申されければ、於萬の方は申までもなく、桂昌院殿にも末賴母しく思され、けるにぞ、總ての御祈は此知足院へ御賴ありしに、後ち館林三十萬石を賜はるに及び、彼地碓

氷八幡宮別當大聖護國寺へ、彼亮賢を招請して第一の御祈願所となされしに、果して先きに亮賢が相せしに違はず、御子綱吉公五代將軍にそなはらせたまひ、御自身にも御母公として、三の丸御殿に御移ありて、申も畏こき事ながら國母御所も御同前に、威勢肩を竝ぶる人なき身となりしにぞ、實に亮賢は古の弘法大師にも劣らざる碩德なりと思され、深く御歸依あらせられ、猶も此上府下に一寺を建立あり、亮賢をして彌御代長久の御祈を修せしむべしとの事にて、斯御代替の始に於て、何事を措きても此事を急がせたまへるなり、斯る次第なれば公にも殊に御心を入れられ、萬づ御自身に御指圖ありて、さて老中以下の諸役人は各々其勤向の事ありて、暇もあらざるべければ、奏者番兼御側御用取次（公の時奏者番にて御側御用取次を兼しめし人數人あり）板倉内膳守重種朝臣に、右普請向時々見廻り、念入れ申付べしと仰付られたり、されば板倉重種朝臣は、堀田正俊朝臣、牧野成貞朝臣等と心を合せ、護國寺建立の事に與かりて、日夜に出精する由、桂昌院殿の御聽に達しければ、大に御賞美ありて内々にて　賜物などありしに、やがて翌天和　元　年正月十三日、公は三の丸桂昌院殿の許へ年　頭　御祝として成らせられ、其席へ堀田、牧野及び老中大久保加賀守忠朝朝臣、若年寄松平因幡守信興朝臣、石川美作守乘政朝臣以下御側衆、御小性衆等を召出され、御例の如く御自身御講釋ありて論語

爲政の篇を御講じにて、彼の犬馬に至るまで皆能養ふ事あり敬せずんば何を以て別たんやの章に於て、殊に御自身の上に當て、仰られ、又直きを擧て諸々の枉れるを措ときは、則民服すの章に於て、是汝らと共に謹で守るべき所也と上意あり、それより御自身能樂猩々船辨慶の二番を舞せられて、後御宴を開かれ式の如く御席の面々へ、桂昌院殿より御盃を下されける中にも正俊朝臣へは、御相續に付てより以來の勤勞を御賞美あり、又板倉重種朝臣護國寺普請心入厚き由御賞美ありてければ、公にも尤の由御挨拶ありしにぞ、やがて還御ありけるが、果して、此年二月二十日に正俊朝臣へ五萬石加恩ありて八萬石となし、上州安中城より、下總古河城に移され且筑前守と更むべき由上意あり、重種朝臣へ一萬石加恩あり、やがて西の丸老中職を仰付られたり、されば各々より例の如く將軍家を始め御臺所、御母公、若君、五の丸殿（於傳の方）へ夫々御禮の獻上進上などありし中に、正俊朝臣は五萬石の御加恩なれば、其進上も夥しかりしかば、桂昌院殿にも悦びの餘にや、凡そ上として下々に有難しと思付るるは、恩を施すに如くはなしと、將軍家へ仰らるゝ事度々なれば、公は實尤の事なり、去ながら、賞罰ともに其當を失ふに於ては、國家大亂の基なり、賞すべきは賞し、罰すべきは罰すること誠の道にて、古人も信賞必罰と申置れたりと仰られければ、桂昌院殿も涙を流して御悦

びありしとなり、これよりして公は信賞必罰といふを以て、施治の大方針と定められしにぞ、先きに嚴有公の時延寶七年に、越後高田城主松平越後守光長朝臣の家老、小栗美作私曲甚しく遂には己が子の大六は光長朝臣の姪といふを以て、其養子となさんと企て、密に幕府大奥に手を入れて應援を求め、又時の大老酒井雅樂頭忠清朝臣に取入て、既に其事成就せんとせしに光長朝臣の異母弟永見大藏長良、及び家老荻田主馬など此事を探知し、こは容易ならぬ一大事なりと、寄々に相談して遂に幕府へ、美作が非義を訟へ出しかど、元來大奥より表向にいたるまで、皆美作が方人の如き有樣なれば、いかで理非明白の裁判あるべき、忽ち大藏、主馬などは夫々の大名へ御預けとなり、美作は舊の如く家老職となり居る事を思召れ、正俊朝臣に其頃裁判の次第を御尋ありしに、素より忠清朝臣の裁判不當なりしにぞ、委細に言上ありしかば、公にはさては捨置べきに非ず、予代始に自身其訟を聞き、理非明白に申付べし、さらば越後守が家老とも、双方ともに呼出せと仰出さる、よりて老中連名の奉書を以て、家老小栗美作儀早々出府いたすべしと仰出され、又大藏、主馬御預けの大名へも、同じく奉書を以て兩人を差出すべしと達したり、かくて何れも江戸着ありければ、正俊朝臣に右の總奉行を仰付られ、天和元年六月二十一日大廣間御下段に出御ありて、大藏、主馬、美作を同所三の間板椽に召出され、正俊朝臣三の間中央に出座ありて、双方の申分を聞、一々に御前へ言上し、又御不審の上意を承りて双方へ申渡されたり。

さて大藏、主馬の二人と美作と二三の問答ありし末、（此騷動の實說は他日詳に述ぶる事あるべし）大藏、主馬の二人へ御不審ありしは、美作事彌兩人申如く、我儘奸曲の取計ひのみならば、何故に一度も美作へ、異見差加へざりしぞとの上意なり、兩人御請に、憚りながら御尤の御不審とかく申上べき樣も御座なく候、去ながら常々主人越後守の申事さへ、取用ざる美作にて候へば、私式が異見申候とて何條聞入候べき夫故恐多き事には候へども、上へ御訴申上御裁許を願ひ奉りたるにて候と、恐る〳〵申上し詞の終らざるに、公御大聲に夫にて此儀分明したり下れ、と仰られし御聲殿中に響き渡りてければ、御前伺候の御三家、甲府殿を始め思はず恐入て平服しければ、直ちに奥へ入御あらせられたり、こゝに於て三人の者を退席させけるに、やがて御側御用人牧野成貞朝臣を以て老中へ、美作事罪科重疊せり、依て父子とも死罪申付べきなれど、憐愍を以て切腹申付べし、又大藏、主馬は主人を大切に存ずるに於ては、外に取計方もあるべきに、押て訴訟に及ぶ段不埒なれ、其他のものもこれに準じて遠島申付候へと仰出されければ、翌二十二日評定所へ右の者ども召呼

れ、美作及び悴大六は、御預け先松平越前守綱昌朝臣の許に於て切腹を仰付られ、又大藏、主馬の二人は八丈島へ、岡島壹岐、本多七左衛門は三宅島へ、小栗兵部、同十藏、安藤治左衛門は大島へ配流せられ、其他御預け又は追放されしもの數人あり。

それより公は堀田正俊朝臣を召れ、一册の書を御示しあり、斯る書物仕りたるもの早々取糺し、急度申付べし、儲又越後守儀中々の國仕置など致すべきものにあらざれば、早々領知取上け然るべからん、此儀如何思ふぞと有しに、正俊朝臣、上意の通越後守事中々大國の仕置仕るべき器には御座なく、既に家老共數年來奸曲の取計致し候にも心付ず候儀とかく申上る様も御座なく候、殊更御代始に恐多くも御直御裁許もあらせられ候に、其まゝに御差置候はゞ御一門の故を以て、御緩るめありしなど、諸大名の存ずる手前も如何なれば、此後の御仕置に差障り申事申上るまでも御座なくと存奉る由申上ければ、さらば其通り早々申付候へとの上意なり、此書とは越後記と題せるものにて、彼岡島臺岐が家來の某といふもの、主家を暇取りて虚無僧となり、後ち黄檗派の僧となり、名を一普と更めしが、小栗美作が奸悪の所業を憤ほるの餘、彼が所業に尾鰭をつけ、ある事なき事出放題に書散したるにて、そを彼の小川松榮ふと手に入しより、密々公へ呈せしなり、又正俊朝臣が越後家領知取上の儀を然るべしと申上しは、

故ある事にて、此越後守光長朝臣は天性倨傲なる人にて、己れは越前家の嫡家なりといふより人を見下す僻ありしが、彼堀田家は俄大名なりとて、常に挨拶能からざりしと、一は於傳の方は當時若君の御生母なるを以て、諸大名何れも崇敬せる中に、光長朝臣は何の黒鐵の者が女とて、一向にさしたる奔走もなかりしかば、彼是に付て斯は申上たるなり、是に於て公はさらば此一卷其方取調早々申付候へと有しにぞ、其月廿六日光長朝臣を、井伊掃部頭直該朝臣の許に召れ、老中稻葉美濃守正則朝臣を上使として、其方儀常々仕置方宜しからず、先年來家老共申分の儀今度御直に聞召され候處、小栗美作事數年の罪科分明に付御仕置仰付られ候、此儀前以心付も無之其上身持不宜趣重々不埒に思召され、城地被召上松平隱岐守（定直）へ御預仰付られ御合力として一萬俵これを下さると申渡され、又光長朝臣の息三河守綱此朝臣を酒井修理太夫忠直朝臣の許へめされ、寺社奉行水野右衛門大夫忠春朝臣を以て、前同樣の趣を以て、水野美作守（勝種）へ御預仰付られ、御合力として三千俵下さると申渡され、小普請渡邊大隅守綱貞父子及び僧一音を評定所へ召され、綱貞へは、其方儀大目付勤役中松平越後守家老共申分の儀、酒井雅樂頭、久世大和守等申旨に任せ、不法の裁許に及び候段、不埒の至これに依て八丈島へ流罪申付る、子の半左衛門廣綱は、父の科に依て相馬彈正少弼（昌胤）

へ御預け、僧一音は越後記と申書物取調へ、根もなき事柄品々書認め、世間へ出し候段不埒に付八丈島へ流罪申付ると、右にて巖有公の時大奥へ手を入れ、紀州の奥向の助勢を頼み、大老酒井忠清朝臣などに結托して、内外に蜘の巣の如く糸をひき、越後高田二十五萬石の政事を、勝手自儘に取行ひし小栗美作が大獄も、僅か二日も立ぬ間に處刑なしたる、疾雷耳を覆ふに遑なき程なるに、さしも越前家の嫡々として、官位は三位中將をかけ、世に時めきたる光長朝臣も城地を收められ、幽囚の身となられしにぞ、人々此果斷に肝を消したるに、猶も正俊朝臣の計ひとして、三河守綱國朝臣は失心の由いふもの、早々見屆け來り候へとて、翌日御目付藤堂主馬（良直）田中彌十郎（友明）の二人を水野家へ遣はせしに、こは全く例の於傳の方の鼻息を伺ふ徒が、越後家の嚴譴に付込で猶も憂き目を見せて、日頃高ぶりたる鼻をひしぎてんと噪ぎ立たる浮說にて、全くは綱國朝臣の近臣小岸藤右衞門、戸田五郎兵衞の兩人が、主君が今天涯の孤客となれるを見るに忍びず、いかにもして御供に候はんと願しかど、素より供人などは御定の數もあれば叶ひ難しとて、許されざりしかば、さては生て越後浪人と人に後指さゝれんよりはと申て、兩人ともに其場にて切腹したるを、三河守殿此度の御裁許を恨み奉り、家人の支ゆるものを手討にして、自殺を計りたりと申觸らせしなり、さるからに兩人の御目付も

かにかくと、綱國朝臣の樣子を試まれしかど、素より怪しむべきふしもなければ、歸りて此由を言上したり、かゝる勢なれば聊にても先に此事に係れる人々は皆窃かに安き心もなかりしに、果して酒井忠清朝臣、息河内守忠擧朝臣ともに、此事に坐して逼塞を命ぜられし上に、やがて其弟日向守忠能朝臣は、巖有公の時新たに二萬石を賜り、其後御加恩ありて、駿州田中城四萬石を領され、折節國許に在しが、これにも幕府より酒井河内守儀逼塞仰付られ候に付ては、早々參府仕遠慮罷在、其上常々身持宜しからざる趣、旁不埒に思召さる、これに依て城地召上られ、井伊兵部少輔（直興）へ御預け仰付られたり、是所謂妨主る、息萬千代は右の如き父の科に依て松平伊豆守（信輝）へ御預け仰付られたり、桂昌院殿於が憎けりや袈裟までといふ御沙汰なりしかば、人々斯る傍杖の禍を遁れんと、あらはれたる如し、されば彼紀州家の奥向に於ても巖有公の時大奥向とは密接の關係有り、從て間接ながらも政局に勢力を有せし事なれば、此際には尤も安き心もあらざりき、されど流石は御三家の事とて、決して他の輩には企て及ぶべからざる、所謂死中に活を求め、禍を轉じて幸となすべき一種の良策ありてこれを行ひしに、果して公の御覺、諸大名中に冠として猶も

時めきたまひけり。

此時公の御子は唯二人おはしまして、第一は鶴姫君（延寶五年の御誕生）第二は徳松君とて即ち西の丸に御座なされ、若君様と仰がれたり、（ともに御母は於傳の方なり）されば御兩所ともに、公は申に及ばず、桂昌院殿にも只管掌中の名玉と御愛育あらせられしを、紀州家にては唯今より、鶴姫君を中將（後大納言）綱教卿の許へ御緣約の儀を願ひ置なば、再び御親密の御間柄となりて、既往の事は素より憂ふるに足らず、將來に於て彌々めでたかるべしと内議一決して、やがて御側御用人牧野成貞朝臣の許へ、内々使を以て、中將殿追々御年頃にもならせられ候間、鶴姫君めで度御入輿相成樣にと内々願、思召所なり、其許より御序を以て此由能樣に申上御内慮を伺ひたまはるべしと申遣られ、又桂昌院殿の方へも紀伊殿御廉中安宮の御方より、内々使を以て此由仰入られ、如何思され候ぞ、もし然べしと思さば折を以て能樣に計らひたまはれと御頼ありしかば、何がさて紀州殿の御頼み、宮の仰といふものから、とり〴〵に此由公の御聽に達せしかば、公にも或人々は黒蹴の者の子など、、窃に嘲けるものもあるに斯く懇ろに願はる、事殊勝の事と御悦斜めならず、やがて七月十八日（天和元年）紀伊大納言光貞卿御父子に御登城あるべしとありて公は黒書院へ出御あり、御兩所を召れ、鶴姫君御事中將殿へ御入輿あるべき由、御直に仰含られ御手自御熨斗鮑を賜はり、御兩所退出せらる、と、堀田正俊朝臣大久保加賀守忠朝朝臣へ右御入輿御用掛相勤むべき山仰出され、さて向々へも右の趣達せられしにぞ、公御愛子の鶴姫君御緣約の上に、老中堀田大久保の兩人御用掛と聞くものから、諸大名も何がな御調度類を獻じて、公の御覽に預らばやと、我も〳〵と兩家へ使者を馳て内意を聞もあり、又は自分に出向もありて、兩氏の門前はさながら市の如く、やがて此御祝として將軍家を始め、御臺所、若君、桂昌院殿、於傳の方及び其附々の女流にまでも獻上進物は、金銀錦繡調度の類夥しく（今一々に其品目人名を記せんはくだ〳〵しければ略す）殊に紀州家にては姫君御入輿の事、表向仰出され、さて向々へも右の趣達せられしにぞ若君の御生母として威勢を輝し、上に、今又紀伊殿御廉中の御生母として、同家の崇敬格別なるより、一層勢付てけるが、これより紀州家の奥向と大奥向との親密は以前に一倍して、猶も間接に政局に勢力を振はれたり、そは一書に、

常憲院殿の時寺社奉行たりし水野右衞門大夫殿（忠春朝臣）は、諸事滯る事なく最も理非明白に取捌かれて、人々に頼もしく思はれけるが、俄に御役召上られ閉門仰付られたり（貞享二年三月十八日なり）其故を聞に品川の或寺に、中性院とて修驗者あり、此者元來御當地（江

戸）の産なりしが、幼年より上方に上り醍醐三寶院御門跡の院家の弟子となり、段々出生して後には御門跡の御役者の中に加へられたりしが、いかなる宿世の業にや大酒を好み、果ては出家にあるまじき博奕喧嘩など度重りしかば、遂には御門跡の御聽に達し勘氣を蒙り、寺を追出され、身の置所なきまゝに、忍びて御當地へ歸りしが、幼年の時上方へ上りし身なれば、親許とてもしらざりしにや、小普請組に山崎大助といふ人聊の由緣あれば、それを尋ねて身の落着を賴みしに、大助も外に致し樣もなくて、姪は山崎とて紀州鶴姫君樣に御奉公申居たるを幸ひと、此事を話せしかば、山崎も氣の毒に思ひ、內々にて水野右衞門大夫殿の家來の內に知る人ありしかば、しか〴〵の由申て相賴み、さてとかくして今の所に差置きたり其頃出家などの御當地に本寺、本山、又は憚なる請人證人などなきものは、御制禁なりしが右の筋目故に中性院何事なく罷在しなり、其後三寶院御門跡江戸御下向ありて、御歸洛の時ふと彼中性院御共先に行掛りたるより、御門跡の御目にとまりたるより、此もの儀は宗法を背き不如法なるに依て、衣をはぎ寺中を追拂ひしなり、然るに御當地に於て衣を著し徘徊致し候は、何方よりか御許ありての事かと、彼家來より寺社御奉行所へ訴へ出でしによりて、御吟味になり、右の樣子委細相知れ中性院は八丈島へ遣はされ、右取持れたる山崎大助竝に

姪の山崎も追放仰付られ、さて水野の家來も追放せられ、右衞門大夫殿は知らざる事なれども、家來のために越度となりて、右の通御咎めあり、然るに不審なるは追放せられたる山崎大助も、姪の山崎も三四日過て全く御吟味違ひなりとて召返され、剩へ山崎は元の如く鶴姫君樣に御奉公申されたり、去ながら右衞門大夫殿は御役上り切り、又彼家來の追放御免の事も聞えず、實は右衞門大夫殿差圖にて品川へ召置たる故、御憎しみの深きにや申合へり。同御代山田內藏丞とて七百石を賜り、小普請組にて居られしが、俄に評定所へ召れ御吟味の上流罪仰付られたり、其故は內藏丞或日早朝に御支配の神保內藏頭殿へ參らるゝとて、飯田町を通られしに何故か馬にも乘らず、徒にて若黨草履取を召連れたりしが、四辻の所にて橫合より坊主衆、是も一僕の體にて行當りさまに、いかにしけん彼坊主衆、內藏丞へ突當りたるはづみに、內藏丞仰けさまに倒れたり、折節雨上りのぬかるみなりしかば、衣服上下さんざんに泥に染たりしかば、內藏丞大に腹立、己れ何奴なればかく狼藉を振舞ふか、我は神保內藏頭組の山田內藏丞なりと申も果ず、散々に打擲せしに、彼もの左樣に手込の働いたされずとも、尋常に御斷ありて然るべし、我らは御小納戸に相勤め候宇佐淸宅と申ものにて、唯今御城へ罷出候に付、心急ぎのまゝ、誰殿御通りとも心付ばこそ、殊にこれは互の行當りにて

申さば五分々々の誤りに候ぞと申されしを、此方は腹立の折なれば、己れ坊主の分として我らに狼藉をいたすのみならず、結句過言を申張段重々憎き奴なりと、散々に悪口して其まゝ歸宅あられしに、此清宅が叔母は、岡島と申せしにや、やがて岡島より姫君の御聽に達したりと見え、此事忽ち上聽に達し、やがて内藏丞評定所へ召呼れ、品々御吟味の上、途中に於て口論に及び、剩へ輕きものながら御扶持人を打擲致し、其上右の始末上より御尋これあるまで、押隱し罷在候段重々不埒とありて、三宅島へ遠島仰付られたり（元和三年三月十三日なり）

是等の説にても其の勢力の一斑は知られたり、そも將軍家の大奥の女流ならば未しもの事なれど、縱へ御三家にもせよ、大名の奥向に仕ふる女流が、天下の寺社奉行に請托して宗法を紊し又天下の寺社奉行たる人が、斯る女流の請托を諾して職責の在る所を顧みざるは、奇怪至極の事なれども、蓋しこれを否まば、いかなる所よりいかなる不意打を喰ふも計られざれば、斯る事もなせしなるべし、又山田内藏丞が途上に於て、他人を打擲したるは亂暴の所爲なれど、一時の忿激に出しなれば深く咎むべきにあらず、殊に彼清宅は斡き坊主輩の分として、粗忽を謝しもせず、逆捻に理口を竝べ立たるものを、そを免して獨り内藏丞を嚴譴に處し、堂々たる旗下士を以て、坊主輩に劣らしむるとは、實に驚入たる事ならずや。

さて前に述たる如く嚴有公御代に、大奥と結托したる輩は大奥の總替りと共に、勢を失ひ、中には嚴譴に處せられしは右の如し、これのみならず、其餘勢遙かに京都に波及し、畏こき御上の御事に付て、一椿事を惹起せり、恐れ多き御事ながら、筆の序に左に錄すべし。

靈元帝の皇后宮（當時は准后宣下のみにて、立后の御事はなけれども、謹でかくものせり）は、鷹司家の姫君（常憲公の御臺所と御連枝）にておはせしが、皇子御降誕なく、第一の皇子は小倉大納言實起卿の姫君の御所生にて、卽ち一の宮と稱し奉りしが、皇后宮を憚からせたまひしにや、御出生の始より御外戚たる實起卿預り奉りて、御養育申上しに、其後第二第三第四と皇子御降誕あらせたまひしかど、皆御庶腹にてましくければ、實起卿も、一宮こそ正しく春宮に備はらせたまひなんと、心に悦び彌々大切に守立奉りしに、年月を過させたまへれど其御沙汰なければ、こは必定御内々にて申傾くる方のあるならんと、安からぬ事に思ひ、いかにもして一の宮を春宮に備へ奉らんと、種々に心を盡してけるが、幸ひ關東の大奥に在りて時めける彼飛鳥井、姉小路の二人は由緣ある方々なれば、密かに此二人の許に一の官は御順序の上より申も、正しく春宮に立せたまふべき御事なれば、何とぞして其御沙汰あらせらる、樣内々奏し

奉ると雖も、今に其御事なく過させたまふは、察する所御左右に、此宮の御事を申傾くる方方もあらんと思ひ、種々に心を苦しめてけるに、果して准后の御方を始め、此宮の御事は日蝕の日に御降誕あらせたまひたれば、九五の御位には立せたまふべからずとの御事にて、自餘の皇子を春宮に立たまはん思召と承りて候、あはれ此事關東へ仰遣はされん時に、そは御順を替させたまふ御事然るべからず、縦ひ日蝕の日に御降誕あらせたまはんこそ、人倫の道にも叶ひ然るべふに於て何事か候べき、同じくは御嫡庶の順を守らせたまはんこそ、人倫の道にも叶ひ然るべからんと、勅答あらんには、准后のいかに思召たまふとも、御力に及ばせ給ふべきにあらねば、めで度一の宮春宮に立せたまはん間、いかにもして此事計らひたまはれと、御頼みありしに、果して延寶六年三月年頭の勅使として、武家傳奏衆關東へ下向の序でに、御内々にて仰下されしは、近々の内に立坊(春宮を定めたまふ事を斯いふ)の御沙汰あらせられ度叡慮なり、夫に付一の宮は御順序より申せば、當然の御事なれども、日蝕の日に御降誕あらせられたれば、御繼體に備へがたし、されば第四の宮こそ御器量と申、御母も松木大納言實條卿の女なれば然るべしと思召る、所なり、此儀如何あらん、將軍家の思召所聞し召るべきとの御事なりければ、大老酒井忠清朝臣此旨を承りて上聽に達し、重て御返答申べしとて直ちに公の御聽に達しける

に、衆々飛鳥井、姉小路の二人より内々申所ありてければ、そは叡慮次第の御事なれども、同じくは一の宮立坊の御事然るべからん、第一上御一人よりして嫡庶の御順を替させたまひなば、下々も自らこれに倣ふに至るべし、又日蝕の日御降誕の御事なれば、御位に即せたまふべからずと承れど、斯る事は何事か候べき、若准后の御所生にわたらせたまはゞ、それにても御位に即せたまふべからずと申べきか、此儀いかに思ふぞと、常に替りて發輝としたる上意なる上に、忠清朝臣も亦々飛鳥井、姉小路の二人より申されたる旨もありしなれば、誠に御尤至極なる上意と悍ながら奉存り候、左候はゞ此旨傳奏衆へ申渡すべきにて候と、御前を退き、やがて傳奏衆歸洛ありて御内慮に付て御内慮の趣に付て斯の上意に候と傳奏衆へ申聞られ、やがて傳奏衆歸洛ありて御内慮に付て關東の御請を委細に聞え上ければ、畏こき御あたりにも御本意なくや思されけん、其後は立坊の御沙汰もなかりける、これに引替て實起卿は關東御請の次第を聞かれ、大に悦び一の宮立坊の御事今日か明日かと待れけるが、其事は絶てなく其年も暮て翌年になりしかど、一向にさる御沙汰もなくてければ、彌もどかしく思ひて、關東大奥へ密かに此事を申送り、何とぞして其御方より内々にて立坊の御事聞え上たまはれかしとの事なりしが、此時嚴有公御病氣にて、しかも日に〳〵重らせたまひ、未だ若君もおはさぬ御事なれば、人々に寢食を忘れて御全快の程

を祈る中なれば、中々さる御事など計ふべき暇もなくて過行く程に、公には遂に薨去あらせられ、さて館林殿御相續となりてければ、前代の大奥は皆々退隠御暇などになりて、館林殿の奥向と入替りとなりしにぞ、實起卿も賴の綱の切れたるかゝり船の思して再び便るべき岸もがなと思ける、又准后の御方にはこたびは五代將軍の御臺所と御連枝の御因みにましく、ければ、萬づに使りよくて、やがて將軍宣下の勅使宣下の時再び立坊の御内慮を仰進ぜられ、先には一の宮立坊然るべからんと、關東の御返答なれど、一の宮は日蝕の日御降誕あらせたまへれば、十善の御位には備はりたまふべきにあらず、殊に准后の御方には皇子おはしまさず、何の宮も皆御局の御所生にてましませば、强ちに嫡庶の順など申べきにもあらず、唯御器量をこそ第一と思召るゝなれば、第四の宮をこそ立坊あらせらるべき御内慮なりと、事を分ての仰事なりしにぞ、將軍家にも御内慮の趣、誠に然るべく、存じ奉りて候えば、ともかくも叡慮に從ひ奉るべしとの、御請なりしかば、傳奏衆歸洛あり、此由奏聞申てければ叡慮斜ならず、さらば第四の宮を立坊あらせらるべしと、内々御定めありしにぞ、實起卿の驚惑大形ならず、いかにもして再び此議を翻し度とは思ひつれど、大内、關東既に御一致の上は又せん樣もなくてけるに其頃大覺寺御門主性眞法親王より、皇子の御中御一人申下し、御附弟となされ度内々願ひ申されければ、大内にも聞召屆られ、やがて一の宮御入寺あらせらるべしとの、御事なるにぞ、實起卿今更の樣に驚き悲しみ、度々大内より一の宮參内あらるべしと、仰下されしかど、かにかくと詞を設けて、曾て參内なかりしかば、大内にも殊に逆鱗ましくて、傳奏衆を以て所司代戸田越前守忠昌朝臣の許へ、小倉大納言事一の宮を御養育仰付置れしに、今度大覺寺御入寺に付參内あらるべき由度々仰下さるゝと雖も一向御請に及ばず、其都合御手筈をかき、御不快に思召さるゝなり、依て關東へ申達し嚴重御咎めあらせらるべき、御内慮に候との仰事なりしかば、忠昌朝臣そは以の外の御事に候、小倉大納言御咎の儀は成程大樹公（將軍家の事）思召を伺ひ候上の事に候えども、一の宮御入寺の儀は既に關東へも御沙汰濟の儀に候えば、早速にも御計ひあるべき所、度々の御沙汰を承引申さずとて、其儘に成置れん事然るべからず、此儀に於ては關東へ伺ふに及ばず、私一分として、いか樣にも申付べき間、早々一の宮御參内の御催あるべしと申けるにぞ、傳奏衆罷歸りて此由聞え上しかば、やがて實起卿の名代として、中園宰相季定卿を召出され、議奏衆高倉大納言永敦卿出座ありて、一の宮參内の儀度々仰下さると雖も、追々延引に及び毎々勅諚違背の罪輕からず、依て關東へ仰下され、屹度典刑を正さるべきに付、謹愼罷在るべき旨御沙汰候事と仰出され、右に付一の宮御事は早々御參内あ

らるべき爲、追付御迎として罷向ふべきとの御事なり、それより實起卿の許に一の宮御迎ひとして、永敦卿を上首として、公卿殿上人數人を遣はされ、特に所司代戸田忠昌朝臣の差圖として御附武家の輿力同心を差副、威儀嚴重に刷ろひ、さて御迎に參じて候よし申入てければ、實起卿は今更とかく申べき樣もなければ、畏りて謹しみ居たまひつれど、宮の御歎きは一方ならざりしは一書に、

大覺寺へ御入寺遊され候一の宮は、小倉大納言殿御女の産奉りたる御由緒を以て、大納言殿預り奉りてけるが、御十一歳の時大覺寺へ御入寺あるべしと、御所より御迎の人々大納言の許へ參られけるに、大納言殿を始御乳人以下御附の女房達も、御果報拙く生れさせ給ひたれば、一の宮に御座しながら御出家を遂させたまふいたはしさよと、歎き悲しみける、宮も此詞を聞召れ候てか、麁呂はいつまでも斯てこそ在るべきぞ、外へは得參るまじと、むづからせたまひしかば、御迎に候ひける公卿殿上人も、此御有樣に思はず袖を濕したりしが、いつまで斯て御座候べき、とく〳〵と勸めたてまつりしも、とかく御座を立せたまはざりしかばやがて抱き奉りて御乘物に乘せ奉りしに、猶も得參るまじとて、御座敷の御檐の障子にひしと取付、むづからせたまひしを、人々つとよりて、心强くも御手を取離し、やう〳〵にして御乘物に入れ奉りしが、道すがらも絕ずむつからせたまひしかば、人々も涙に咽びて御供申たりとなり。

さるにても宮は御年十一にもならせたまひ、殊に彙々御外祖父實起卿の計ひ申旨をも聞召せしなれば、やがて立坊とこそ待たまひつらんに、忽ち實起卿は謹愼の身となり、御自らは、はかなくも世外の御身とならせたまはん事、いかばかり口惜しと思召けん、御心の中推量り奉れば中々筆にも述べがたし、斯て程なく一の宮御落飾あり濟深法親王と更めたまひ、後ち一品にまで叙したまへり、さて又實起卿は度々勅諚違背の事、幕府へ仰下されてければ、其年（元和元年十一月二十一日、實起卿及び御息宰相公道卿御次男竹淵刑部大輔公種朝臣の三人佐渡島へ配流せられ、御近親なる藪大納言嗣孝卿、中園宰相季定卿の二人はこれに連坐して閉門を命ぜられたり、右の如く一の宮御參內、實起卿等處罰の事など取行ひ、逆鱗を宥め奉りしは一に所司代戸田忠昌朝臣の計ひ宜しきに依れりと、畏こくも叡慮斜ならざる由、內々御沙汰ありしかば幕府に於ても其功を賞美ありて、忠昌朝臣を老中職に陞せ、且山城守と更むべき由上意あり、跡役には寺社奉行なる稻葉丹後守正往朝臣仰付られたり、是より先一の宮小倉家におはせし頃青侍に瀧勘右衛門といふものありしが、宮の御入寺は大內の御沙汰なれば素より誰怨むべきにあらねど、

あらねど、實起卿父子三人流罪の事を聞より、酷く驚き歎き、縦ひ一二度勅諚違背の事あればとて、數年の間宮を預り奉り、御養育申上けたる功勞少き事にあらざれば、之に免じても御赦を蒙るべき筈なり、殊に宮にもめで度御入室もあらせたまひしなれば、彼是に付ても御憐愍あるべきに、父子三人遠流に處せらるゝとは餘りに御情けなき事なり、こは必定何人か内々申構へたる故なるべしと思ものから、當時御咎めに係はりたる方々を考へ合せ、さては高倉大納言殿こそ始て謹愼の御沙汰仰渡されより、一の宮御入室の御事まで、議奏衆の職を以て一人として取扱はれたれば、此卿にこそあらんと思ひければ、いかにもして此鬱憤を晴さんものと思ひ立しは、愚かにも亦不便なり、かくて勘右衛門傳手を求めて、高倉永敦卿の許に青侍として仕へけるが、萬づまめ〳〵敷ふるまひければ、卿にも常に又なきものと思して、日に〳〵懇ろに召仕れ後には御身近くに候はせけるにぞ、勘右衛門大に悦び折もがなと伺ひ居たるを、神ならぬ身の永敦卿斯る野心あるべしとは夢にも知らねば、或日勘右衛門を御椽に召れ、庭前の植込餘り茂りたれば、とせよ斯せよと仰られしが、折節御側に人のなきを、天の與へと勘右衛門忽ち卿に飛付、隠し持たる短刀にて胸元深く差貫きける、此時卿は何事をかすると呼はしり聲の聞えけるまゝ、次なる人々立出て見るに、斯る有樣なるにぞ、大に驚き騒ぎしも、流石長袖の事とて誰一人當の敵討留んともせず、唯周章ふためくのみなり、さて勘右衛門今は本望を遂たれば急ぎ立退れんとせしに、此事疾くも訴し人の有けるにや、京都町奉行配下の同心共走來り、難なく勘右衛門を搦捕て、後ち嚴刑に處せられたり。

さて又江戸にては、兼て大塚御藥園の地に建立有し新寺落成してければ、やがて桂昌院殿御持念佛の觀世音の靈像を以て本尊となし、寺號を護國寺と賜はり、京都仁和寺の末寺として、關東眞言宗の大檀林と定られ寺領三百石を御寄附ありて、御祈願所となし、さて堀田正俊朝臣は公御相續の事より越後家々老共の爭訟裁許、鶴姫君御入輿、御祈願所新建等、諸事滯る事なく取計ひし事御感ありて少將に進め大老職を仰付られたり、是皆桂昌院殿の常に公に對して堀田は是非重く御用ひあるべき筈と仰られしと、彼於傳の方の父を弟分としたる由緒に依て、於傳の方よりも常々にかにかくと執し申せしに依れり、是のみならず其弟對馬守正英朝臣は西の丸若年寄仰付られて、若君の御守役となされ、伊豆守正虎朝臣を御側衆となされてければ、一門各々權職に列なりて、威勢肩を竝ぶるものとてはなかりける、されば西の丸には板倉内膳正重種朝臣、御附老中として在られけるが、いつしか權勢を若年寄堀田正英朝臣にとられ、何となく心面白からずありしに、彼の護國寺建立成就して、入佛供養一七ケ日執行ふに付きては、

幕府より白銀千枚米三百俵御寄進あり、其の他御内々桂昌院殿、御臺所、若君、於傳の方等よりも品々御寄進ありてければ、寺中の莊嚴法會の盛んなること、實に花を散らし玉を敷きて、前代未聞の事なりしが、此由桂昌院殿および於傳の方の聞に達してければ、やがて御内々にて仰出されしは、護國寺は格別の御祈願にて御建立のことなれば、入佛供養結願の日は、御結緣のため御參詣あらせられ、いかがあるべきとの事なりしに、正俊朝臣、そは御尤もの御事に候御遠慮に及ばるべきと、御請申てければ、さらば、早々用意候へとの事にて、正俊朝臣より此由を老中の方々へ申達せしに、板倉重種朝臣そは甚然るべからず、入佛供養と申は寺法一通の法會にて、縱ひ公儀より御寄附を以て執行仰付られたりとも、公儀より更めて仰付られたる法會にも候はず、さるを雜人原同樣に御結緣のため御參詣とは、勿體なく候へば、入佛供養相濟て後御心靜に御參詣あらせられ然るべしと、堅く執て申張りければ、自餘の老中方も、いか樣入佛供養と申は貴人共群參いたすなれば、其中へ御母公御參詣とありては、彼らが參詣を止め申さずしては叶ふべからず、さて折かく斯る大法會の場に參詣して、結緣せんと願ふ者どもに本意なく思はせ、結句御怨みがましく思ふ心得違の者もあらば、御憐愍の事にあらざるのみならず、法會の趣旨にも外るゝなれば、内膳正申さるゝ通、先此度は御延引あらせられ、追て御

參詣あらせられ然るべしと、一決してければ、正俊朝臣も理の當然に爭ひ兼、やがて斯と言上したり、されば公にも老中の方々評議の趣を聞召れ、尤と思されければ早速此由を御母公の御聞に入れて其事は止みたりしに、いく程なく板倉重種朝臣より、先達て拜領の御加增一萬石返上を願はれ然るべし、十二月十六日）且大老堀田正俊朝臣より、尤も右御加增の儀は上樣思召を以て下され候へども、内實は桂昌院殿にも厚く御詞を添られ候故なり、然るに御加增後間もなく御役御免なされ候上は、其まゝ拜領候ては御不興にも思召さるべければ、上より御沙汰これなき内返上願差出さるべし、此段は我ら是までの好みに、内意を申入るなりとありければ、重種朝臣とかくに及ばず其旨に任せ、御加增返上を願はれしに翌年正月願の通り一萬石牧公せられ、剩へ武州岩槻より信州坂木に移されたり、こは重種朝臣が正俊朝臣の何事にもあれ御母公の仰など聞時は、一も二もなく其旨に從ひ或時は自分より御母公於傳の方などの意を迎へて沙汰する事もありし程に、彌々御覺めで度一族の輩までも權職に擢でられて、我は顏に世に時めくを快からず思ふものから、護國寺入佛供養參詣の事に付て至當の理を述て正俊朝臣の鼻をひしぎたりしに、疾くも此事御母公の怒に觸て、かく御加增を收められたる上に、轉封の憂目にさへ逢しぞ是非なけれ、斯て二月十一日桂昌院殿護國寺御參

詣あるべしと仰出され、扨其日になりければ巳の上刻御出門にて、先御先には御留守居内藤出雲守正方朝臣其外御目付御徒頭など数人相越、御供には御老中戸田忠昌朝臣、若年寄内藤若狭守重頼朝臣、御側御用人牧野成貞朝臣其外御留守居御目付、御徒頭等各配下を率て供奉し、辻固め人拂等總て將軍家御成に異らず、そも徳川幕府に於て庶母（御部屋様の事）たる方の出行に、御老中、若年寄、御側御用人など御供に候ひしは、前後に唯此桂昌院殿御一人のみなり、是にても平日御威勢の熾盛なりしを推知するに足れり、やがて御輿護國寺近くに成らせければ、住持權僧正亮賢衆僧を従へて門外に迎へ、御先に立て先書院に請じ奉り、それより本堂へ御案内申て簾中に着座あらせければ、亮賢禮盤に登り衆僧と、もに法會を修す、畢て御拜あらせられ再び書院に入らせられ、住持へ御對顔あり次に役僧ども御目見仰付られ、畢て白銀五百枚、時服三十を住持亮賢へ、白銀千枚を衆僧に賜はり、直に御立ありて歸途住持御案内にて寺中境内殘る所なく御見物ありそれより小石川藥園へ立寄せられしに、公より先達て御側衆朽木和泉守則綱朝臣を以て、御菓子御肴等を進ぜられてければ、此所にて御膳など召上られ、夕刻に至て御歸城あり、同じく十三日に於傳の方護國寺參詣有べしと仰出され、其日になりければ先御廣敷御用人曾根平左衛門、御目付、御徒頭等相越、さて巳の上刻出門にて御側衆大久保佐渡守忠方朝臣、御留守居杉浦内藏允正昭朝臣、其外御目付、御徒頭等配下を率て附從ひ、辻固め人拂等御母公の時の如く、やがて寺近くなりしにぞ住持亮賢、衆僧を率て門外に迎へ、先に立て案内する等悉く御母公の時に異ならず、白銀三百枚時服二十を住持へ、白銀七百枚を衆僧へ贈られ、歸路寺内を見物ありて後ち小石川藥園へ立寄られければ、公より先達て御小姓淺岡伊豫守直國朝臣を以て、菓子肴など賜はりければ此所にて食事したゝめ、夕刻に至て歸城せられしが、此日公より御使に差されたる淺岡直國朝臣は、翌日俄に職を奪れて、阿部志摩守正方朝臣の許に御預け仰付られたり、こは何故といふに、其日於傳の方に對して公の御口上を述べ畢て、自分の挨拶を述ぶるに當り進退頗る高ぶりたりとの事、忽ち公の御聽に達したるに依りしなり、こは於傳の方自身が未來の御母公たるべき我らなるを、御小姓如きの分として横柄に擧動ふとは奇怪至極と立腹の餘、公の御聽に達したるに相違なし、又其頃（天和二年六月二十七日）大目付坂本右衛門佐重治朝臣に、常々諸事念入申付る段奇特とありて、七千八百石を加恩ありて一萬石となし、寺社奉行仰付られ、御小姓喜多見若狹守重政（天和三年正月十一日）前と同樣なる上意にて、六千八百石を加恩ありて一萬石となし、御側衆の上座に仰付られたり、此二件は實に公の思召より出たるにて、彼御覺めで度堀田正俊朝臣だも、曾て此仰の下るまで

は知らざりしと、さて重治朝臣の俄に斯る恩榮を蒙りしは、いかなる故ぞといふに、彼堀田將監父子は例の放蕩無頼の徒を聚めて日夜博奕などを事としてければ、俸祿は三千石を賜はる上に於傳の方、及び正俊朝臣の許よりも内々にて、時々金銀衣服など贈らるゝも、斯る不身持の事なれば、常々家計窮困なりしかば、重治朝臣も今こそは將監僅に三千石の寄合にて有とも、若君の御代ともならば、必ず大名に御取立あるべき身なりと思ふものから、諸事に付て何かと心にかけて成るべき丈は、世間に斯る窮困の體を知らすまじと、世話したるなり、又重政朝臣はいかにといふに、此人の弟に茂兵衛重直とて三百俵を賜はり、小普請組にてありしが此茂兵衛、兄には似ず放蕩無頼の者なりしかば、いつしか堀田將監父子と懇意を結び、常に彼が許に訪問て共に放逸三昧に日を送りけるが、同じ遊び仲間のものども折々喧嘩口論を仕出かし、或時は將監が召使の仲間など、市中に出て喧嘩など仕出來し、町奉行配下の輩の手にかゝる如き事となる時などは、いつも茂兵衛罷出て扱ひけるに、元來利口のものなれば、其度々滞りなく無事に扱ひ濟しけるにぞ、將監父子が放蕩無頼は知らぬ人とてはなけれども、遂に一度も表沙汰にならざりしは、畢竟此茂兵衛が扱故なり、こは茂兵衛が將監父子今は斯て在るとも、末は大名に御取立あるべき者なればと、其時を頼みに斯世話したりしに、此事疾くも於傳の方に聞えしまゝ、所謂魚心あれば水心ありの諺の如く、偖こそ内々にて公の御前をかにかくと執成せし故なり、されば始は兄重政朝臣も弟の放埒を見て様々異見を加へしかど、今思も寄らざる恩を蒙りしは、全く弟が將監父子の許に出入する故と、思ひてければ、其後は異見に及ばず過行しにぞ、遂に身の禍となりてける（此事は追て述ぶべし）又其後（貞享二年六月二十六日）書院番士曾根平兵衛頼久とて、八百五十石を領せしもの斬罪に處せられ、剰さへ男子二人も切腹申付られたり、其子細は、其頃飯田町に相撲興行ありて、旗本の若士ども我も〳〵と見物に出かけたり、彼將監父子に、茂兵衛も寄合又は小普請組の身にて、別に勤めもなき閑散の上に遊び好の事なれば打連て日々見物に出掛けたりしに、或日曾根平兵衛も見物に行きて將監等が隣桟敷に居たり、さて追々と相撲番組も取上けてける中に、鬼若と御所車といふ力士の取組になりしかば、茂兵衛は頻に鬼若に聲を掛け、踊り上りて勇狂ひけるが、平兵衛は御所車に肩を入れ、是も我を忘れて踊り上り、聲を掛つ、ありしに、やがて御所車は物の見事に鬼若に勝たりければ、平兵衛餘りの嬉しさに、様々の廣言を吐散しけるを、茂兵衛は口惜しき事に思ひけれど、せんすべなければ、悄々として一人桟敷を下りて立出たり、程なく其日の相撲も取盡してければ、平兵衛も諸人と共に木戸口を出て、家路をさしてもぢの木坂の半ばを通りける時、

後の方より聲をも掛ず棒を以て、したゝかに打据たるものあり、其時平兵衛振返りさま、已れ何奴なればと飛付てければ、彼もの振離して逃んとせしを、手もなく組敷てとみれば、喜多見茂兵衛なりしかば、平兵衛大に怒り、我ら其方に意趣あらざるものを、理不盡なる振舞殊に聲をも掛ず暗打とは武士に似合はぬ卑怯ものなりと散々に罵りけるに、茂兵衛とかくをいはず、人違なり御免あれと頻りに詫けれども、平兵衛中々聞入すして、思のまゝに打擲して立去たりこは茂兵衛晝の程相撲場にて平兵衛が廣言を無念に思ひ、其恨みを晴さんとせしに、脆くも彼がために返り打にせられしなり、されば彌無念やる方なく、其場より小川町なる堀田將監方に至り斯る不覺をとりたり、いかにもして此恨を晴らすべき術もがなと申せしに、一座のものどもゝ、憎き平兵衛が擧動かな、よし〳〵必ず近き内に此返報を致すべければ、心易く思はれよといひ慰めけるが、元來此曾根平兵衛も身持宜しからず、ために家計も窮困なりしかば、町人どもより夥敷借財してけるが、これを償ふ事とては絶てなく、中には堪兼て嚴しく督促するものあれば、過言なり慮外なりなど、罵り立て、手討にもせん勢なれば、皆這々の體にて遁れ歸るより、平兵衛彌闇に乘りて後には押借にひとしき擧動も多かりき、されど此頃は市人の旗下士を相手どりて金銀貸借の事に依て上へ訴ふる事をゆるされざりしかば、何れもせん樣なく

泣寢入となりてける、然るに一日將軍家御老中戸田忠昌朝臣を召れ、是迄は町人ども武家に對し、金銀を貸出して後、返濟なき者もありて、いか程難儀に及ぶとも奉行所へ申出して、裁許を受ることならざる定なれども、こは以の外不仁の至なれば、向後は事實相違なく全く難儀に及ぶものは、奉行所へ申出し裁許を受くべき樣申付べしとの上意なり、忠昌朝臣誠に以て御仁政有難く存じ奉ると御請を申、やがて其趣向々へ相達し、市中へも斯と觸示させければ、今まで泣寢入をかこちたる市人ども、我も〳〵と訴出たり、されば彼曾根平兵衛もこれに依て、忽ち評定所へ召呼れ品々御僉議ありしに、日頃不正の所業、悉く發覺してければ、其方儀常々身持宜しからず、勝手向必至と差支候とて、町人どもより借財いたし右返濟の儀、町人ども申出候都度不當の返答に及び、又は手荒の致方等も度々これあり、今度右町人どもより裁許願出候に付、吟味に及び候所前後不揃の申立致し、公儀を申掠べきとの心底御旗本にこれあるまじき所業、重々不屆至極に付斬罪申付る、又子供の內男子の分は、父の科に依て切腹申付られたり、是實に平兵衛が日頃の所業、士にあるまじき事のみなれば、深く御憎しみありし故なり、されどいかにして公の斯市人が貸借訴權のなきを憐れみ、これを免されしかといふに、彼喜多見茂兵衛が平兵衛に仇を報ぜんため、彼が日頃の不正を算へ立て、內々にて堀田將監の手を經て、

於傳の方に吹込しが、疾くも公の御聽に達し斯る事とはなりしなり、右の如く將監父子が隱然政局に勢力を有せしかば、これに賴みて青雲を欲望する徒も多かりし中に、尤も可笑しきは信州川中島の鄉士に、松本夢爲といふ者、先祖松本某は東照公未だ三河御在城の頃より、武田家の領内に在て御忠節を申上たるをもて、公より度々御懇ろなる御書を賜はり、武田家滅亡の後某は老病の身にて、士の勤めなりがたきを憐みたまひ、五百石程の田畑を無年貢作り取と仰出されたりしに、其後年月經るに從ひて、松本が身上次第に衰へ、今夢爲が代となりては、殊の外に零落してけるまゝ、或人の勸めにより江戸へ出て、幕府へ救助を願ふべしと決心して府下に來れり、されど松本夢爲は何れへいかにす可とも知らざれば、彼方此方を聞合せるに何方にてか聞けん彼堀田將監の許に至り、此の次第を語り何とぞ能樣に計ひたまはれと歎きける、將監も面白ずとは思ひつれど、否み難くやありけん委細承知してけるが、他人の讒訴などゝは事違ひ、いかにも穴づかしけなる事なれば早速於傳の方の聞にも入れざりしに、思も寄ぬ不慮の事こそ出來しけり、そは將監父子いかにしてか、夜中に人手にかゝりて果たるなり、されば幕府に於ても容易ならぬ事なれば、何ものゝ、所爲なるやと、八方に手を配り草を分けての穿鑿に、漸くして御家人小山田彌一郎を召捕て嚴しく僉議ありしに、果して博奕の上の爭より、浪人天野十左衞門、坊主氏家宗朴、出家元什の三人と申合せ、殺害したる由白狀してければ、忽ち何れも搦捕て磔に處せられ、さて將監事外に子もなければ、跡目仰付られず斷絶となりてけり、されば彼夢爲は今日か明日かと賴もしく思ひ居たるに、斯る大變になりしかば、所謂木から落たる猿の如く、途方にくれてけるが、豫々將監父子が物語に御城の女、又は御城の姉など聞てければ、此上は右を因みに御城なる女の許に、ともかくも願て見んと、おぞくも思立十月十五日(貞享二年)の朝、唯一人にて西の丸御門を罷通りしに、折節此日は御禮日にて大名旗本の歷々、何れも登城あるなれば、別して御門々々の警衞も嚴重なりしにぞ、忽ち見咎められけるに、夢爲申樣、私聊も怪しき者に候はず、信州川中島の鄉士松本夢爲と申ものにて候が、堀田將監殿の御息女に御目に掛り度間、御取次下され度と申ければ、御門番の面々あきれ果、堀田將監殿の御息女とは、當時苦君樣の御腹にて、汝ら如きものに御對面あるべき筈なし、正しく狂人と見えたり、さればとて情なくもいましめて、やがて町奉行へ引渡されたりと斯て町奉行所に於ても、假にも於傳の方の名を申出したる事なれば、捨置べきにあらざれば、早速吟味ありしに、全く先祖御忠節申上たる筋目を以て、御救助を願度と堀田將監へ內々其手寄を賴置しに、不慮の大變に依て、途方にくれたる次第明白せしかば、此旨言上に及ぴけるに

公にも御不便に御召れ、御城中へ闖入したる罪輕からずと雖も、全く樣子不知案内の事なれば其罪を宥められ、祖先の功勞を思召れ新規二十人扶持を下され、領主の許に召預られたり、これ亦於傳の方が父將監が等閑置しを氣の毒に思ひ、公へ執成申せし故なり、さて又堀田正俊朝臣は大老職として、御母公、於傳の方などゝ相結托して益將軍家の御旨を邀へ諸事一人として取捌き、威勢肩を竝ぶるものもなかりしに、圖らずも貞享元年八月廿八日、其從兄弟なる若年寄稻葉石見守正休朝臣の爲に殿中に於て殺されたり、こは素より親族の間柄、殊には正俊朝臣御旨に叶ひしまゝに、石見守正休朝臣も若年寄となり、世に時めきてければ、私の意恨とてはあらざりしかど、正俊朝臣漸く公の御覺めで度に增長し、よからぬ擧動ども多く、殊に四月十七日は東照宮の御忌日にて、將軍家に於ても深く御愼みあるを、正俊朝臣大川に船を浮べて網を打せつるなど、上をも憚からぬ體此まゝにして過行なば、いかなる事を仕出來さんも計られず、天下のため是非に及ばずと、さてこそ斯る事をしたるなり、其時の形況を記さんに、此日御禮以前に正休朝臣、御用部屋の椽側に、正俊朝臣を呼出し、つと側近く居寄て何か申さん樣子なりしかば、正俊朝臣も何心なく近々と居寄しに、正休朝臣天下の御爲尋常に御覺悟候へと、申も果てず脇差(兼房の新身なりと)を拔て、右の脇の下より左の肩先まで突貫きければ、正俊朝臣石見亂心といひしのみにて、息絕たり、自餘の御老中遙かにこれを見て、大に驚き駈來り各々脇差を拔より早く正休朝臣を斫斃したり

斯て此由公の御聽に達しければ、大に驚かせたまひ、筑前は不便の由上意ありて、家督は相違なく息下總守正仲朝臣に賜はり、稻葉正休朝臣は亂心とは申ながら殿中に於て大老職を殺害に及びし段、不屆至極とありて領知沒收せられたり。

因みに云、此一件の起因を堀田家の記錄等には、稻葉正休朝臣は年若の僻として、常々僅の事をも氣に掛て、何かと一人にて取捌んとせられけるを、堀田正俊朝臣一族の好みとて、毎毎然るべからざる由異見せられしが、遂には正休朝臣これを憤ほり、何となく不和に成行ける、然るに貞享元年、上方筋洪水にて、諸所破損夥敷に付、正休朝臣右見分仰付られ罷越候所歸府の上右川々提防破損の儀、容易に修繕覺束なき由言上に及び候所、重て御代官格河村久太夫(瑞賢)差遣され目論見仰付られ候所、存之外御手輕に御修繕相屆き候由に、御老中方まで言上致し候に付、八月二十八日久太夫歸府御目見申上候後、右の段上聞に達すべき御評議の所、正休朝臣其前夜堀田家へ詣り、此度久太夫目論見の通、上聞に達し候ては、先達て私差遣はされ見分の儀、不行屆と相成り何とも迷惑仕候間、是非此儀は上聞に達せざ

る様と相頼みしが、元より天下の御爲には、私を挟むべきにあらず、勿論其元不行屆と思召れ候とも、其段は氣の毒ながら是非に及ばず、しかし久太夫は御普請向に巧者のもの、憚ながら其元は我ら同様、か様の儀不案内の事なれば、上にもさして御咎めあるべしとも存ぜざれば、先其分に致し候へと申されければ、いと不興げに座を立れしが、此事を餘りに心配せしと見え、遂に取逆上て二十八日御禮以前に斯大變に及びたり。

とあれど如何あるべき、そは第一上方筋洪水に依て、川村瑞賢を遣はしたるは元祿三年八月にて、貞享元年よりは七年後なり、さて又正休朝臣が此大事を行ひしは、一夜半夜の思付にあらざりしは、當時の覺書及び近衞攝政家熙公の御話を醫師山科道安が手錄したる槐記等に稍葉石見守殿が堀田筑前守殿を殺害致され候は、餘程久しく思立れしと見え、石見守殿に一人の老母ありしが、其方へ參られ候て、石見守殿申様は私儀追々結構に御取立下され候に、又々近々の内御加增成下され候、御内意を伺ひ候、左候はゞ此屋敷などより一層手廣き屋敷をも下さるべし、然ば引移りの砌とかく女共が調度取方付に隙入り、延引仕候もの世間に多く御座候、それのみならず、見苦敷雜具など取散し候を、私も度々見掛て候が、何卒左様の儀これなき様唯今より御用意成れ候へとありければ、老母も實尤の事なりとて、夫より自身差圖ありて、今にも引移る可迄に用意いたされ、又石見守殿、家老用人中へも右の内意を申され、右引移の際は公儀より夫々請取の役人參るべければ、諸事見苦しからぬ様、唯今にも引渡すべき支度整へ置べしと申付られしかば、是亦形の如く用意致せしとなり、さて二十八日登城の前、例の如く老母の方へ參られ、今朝夢見悪く候由噂いたされ、人間は老少不定と申候えば、今にも私身に何事か候とも、必ず御歎きあるまじと申て、女關へ出て駕籠に乘る時、家老中を見返り、若御城より急に使を以て、書物を取に遣す事あるべくも圖り難し其時は我ら居間の机の上に白紙にて封じたる一卷あり、それを渡され候へと申付、其まゝ登城ありしに、果して殿中にて筑前守殿を殺害し、其身も卽座に斬斃されければ、家來ども右の死骸を請取來り居間にかき入れたり、さて何も寄て見るに太刀あと七ケ所、皆後ろより切たる疵なり、脇指の切先は五分ほど折れてなし、是は筑前守殿を杉戸に突付て、ゑぐられしにより折たるなるべし、家老ども死骸へ向ひ、當時筑前守殿と申は、誰ありて指をも差べくも御座なく候を、御忠義の御志に御身を捨られ、御殺害候事古今稀なるなされ方恐ながら感心仕候、併御爲と申ながら斯の仕合、申上べき様も御座なく候と落涙に咽びしとなり、やがて屋敷御役宅の事故、早々明くべき由にて役人中來り、表門裏門を堅め出入を改められ

しが、兼々石見守殿申付置れたれば、支度整ひ居て早速引拂はれたりしは、尤も美事なりき又堀田家は流石御大老職の事とて、諸家より見舞引も切らず門前市をなせしが、稲葉家は誰ありて訪問る人もあらざりしに、水戸殿（中納言光圀卿）御一人は、御自身に御行向あり老母を御呼出しありて、石見守一命を捨ての御奉公だてさりとては感じ入たり、必ず愁傷あるべからずと、懇ろに仰置れたりとなり、又此朝殿中にて石見守殿、筑前守殿を殺害と聞くや奥も表も一同に噪ぎ立しかば、御側御用人牧野備後守殿御前の様子心許なしとて、奥の御休息の方へ入らんとせし時、柳澤出羽守未だ彌太郎とて、御小姓なりしが走り寄て、備後守殿の前へ立塞り、何故に奥へ走り入らるゝやと咎めたり、備後守殿御前心許なき間罷出るなり、何故遮ぎるかと荒々敷申けれは、彌太郎それは何事ぞと備後守殿の腰のあたりを指さしけるまゝ、心付て見れば脇指を帶し居たり、備後守殿ふと心付ず誤り申たりと、脇指を取て遙の後の方へ投やりしかば、彌太郎さらばとて、先に立て御前に導きたり、將軍家遙に此體を御覽じ、彌太郎聞しき中に落付たる仕方神妙の由上意あり、備後守殿も誠に負ふた子に淺瀬を教へられて候、末々御用に立べきものに候と、御取合申上たり、是彌太郎立身の糸口なり。

此書に據れば正休朝臣が、隨分前方より心に掛られたる事明かなり、殊に其身は二萬五千石を領し、しかも若年寄の權職に在りしを斯家をも身をも投捨ての事は中々尋常の事にあらず、必ず深き子細ありしに相違なし、（勿論世に傳ふる俗説は採るに足らざれど）されば此こそ縦ひ或部分よりは、奇僻ある人なりと評せらるゝにせよ、當時賢者の聞え高く且御三家の貴きに居らるる、水戸光圀卿が御自身に鷲を枉て、これを吊せられたるなり、此時正休朝臣が懐中に左の一通あり。

私親伊勢守先年駿府に於て不慮なる横死（こは家來安藤甚五左衛門松永喜内の二人に殺されたり、其由はくだ〳〵しければ略す）仕候所に、家督相違なく仰付られ御厚恩成下され、且當御代に罷成猶御加增御役儀等仰付られ、生々世々有難き仕合、御高恩報じ難く存じ奉り候、之に依て筑前守を討果申候以上。

されど此書面は祕して上覽に備へざりしとなり、然るに正俊朝臣存生の日は、斯はあるべきにあらず、こは餘りの事なりなど思ふ人々多かりしも、威勢に恐れて誰ありて口外する人なかりしかど、これよりしては日を追て各々其非を算へ立てけるに、疾くも公の御聽に達しけるにぞ是畢竟大老職を申付たる故に、威權一人に歸して遂に種々の我まゝを振舞しなれ、此上は老

中として心をゆるし難ければ、諸事予親ら急度申付べしと御思慮ありて、此後は大老職を置れず、さて御側御用人に牧野成貞朝臣の外に、松平伊賀守忠周朝臣、喜多見若狭守重政朝臣の両人を仰付られ、外に昵近衆として諸大名旗本の中より、公の御目鑑を以て擧用せられたり、是に於て政局は全く御側御用人政治となり、又御側御用人の多人数なりしは、此御代に限れり。

それのみならず御側御用人は、向後上野及び増上寺諸御靈屋御代參等、總て老中の通相勤むべしと仰出され、又諸大名への御内書は是まで大老職の署名なれど、其職を置れざるに付、向後老中の署名たるべしと仰出され、其上諸大名は是まで譜代、外様と家柄の差別これあると雖も既に一般の領地の御朱印を賜はる上は、其差別あるべからず、名其器に依て御役儀をも仰付らるべしと定められたり、凡そ是等を改革の初として、種々の新政を行せられ、即ち御側御用人以下御側向の人々を、視眼嗅鼻となして、公は例の信賞必罰を以て方針となし、諸事決行ありしにぞ、苟も是らの人々より彼は斯る事ありしと申上れば、そは奇特なりとて忽ち恩典を下し又何某はか様の所業ありと申上れば、そは不屈なりとて忽ち嚴罰に處せられしは、いかに賢明の君なりとも、雲深き九重の中にありて、偏に左右侍臣の言を信ずるに於ては、古今同一の弊攻なり、中にも御母公の仰とありては、一も二もなく御信用ありし程に公が恩刑の原素は、實に大奥の女流にありて、其決行の迅速なりしは、御側御用人以下御側向の人々が我一と爭ふて公の御覺に預らんとの、欲望より出たるなれば、恩刑往々其當を失し、政局の錯雜にして且混濁なるは、此御代程甚しきはなかりしなり、殊に去歳（天和三年五月二十八日）若君逝去ありしより、公は申に及ばず御母公、於傳の方とも、御愁傷止む時もなかりしかば、事に觸れて公の御喜怒常ならぬ事も、折々なりしかば、老中の方々も只管唯々諾々として、御旨に從ふのみ、これに反して紀州家にては、今は公の御子としては、鶴姫君御一人の事なれば、何かに付て折々御城へ召れ、御話の友として憂を慰めたまひけるにぞ、今にも西の丸へ御移りの御沙汰あらば、紀伊綱教卿こそ六代將軍と仰がれたまはん勢なりければ、世に諛ふ人心の淺ましさは大奥御側向に取入るも猶飽足らで、我もくと紀州家へ緣を求て取入けるまゝ、殆ど若君の如き御威勢なりしが、其頃甲府中納言綱豐卿は、ましませば、萬一公に御世嗣なからんには、綱豐卿こそ正く御相續あるべき御筋目なるを、勢に靡く習とて、誰ありて、此卿をと思奉つる人もなきのみならず、結句大奥などよりは世の邪魔ものと見做されたりしが、貞享三年正月元日、年頭御禮として諸大名出仕ありしに、其頃御三家方在江戸の中にて、尾張大納言光友卿は官位年齡ともに、上首なるにより、御登城

ありて御三家方控所なる、松の大廊下上の御部屋に入り、第一の席に就せられたり、次は水戸中納言光圀卿、次は甲府綱豊卿、次は紀伊綱教卿と着座の順なりしにぞ、其如く着座せられけるが、此日光圀卿後れて登城あられ、御部屋へ入り先尾張殿に向ひ、久々で御座るいつも御健でと一通の挨拶あり、さて甲府殿の前に至り下の方へ下り慇懃に會釋ありて、彌御安全の段珍重に存じ奉ると申され、さて是まで私儀も失禮を仕居候えども、今日よりは存ずる子細も御座候間、先あれへ御着座なされ候へと、強て上座にのぼせ、さて自身は其下に着座ありて、次なる紀伊綱教卿に向ひ尾張殿へ申されし如く、一通の挨拶あられけるに、此樣子見聞したる人人、肝を消し、中には水戸殿狂氣にても致されしかなど、密かに私語合けるが、心ある人々は實に尤もなる御事と感じ入りしも、少なからず、されば此樣子疾くも大奥へ聞えけるにぞ、女の淺ましきは、若も彼親仁が若君の御座なきを幸ひと甲府殿を執し申さんかと、内々憂へて公へ折々申上けるに、公にも流石に鶴姫君をとは仰られ難きまゝ、とかく鬱々として在らせられしかば、御側御用人牧野成貞朝臣は、公が御幼年の頃より附添參らせし人なれば、此樣子を見て別て心を痛めいかにもして公を慰め奉らんと、頻に心を配り、常に公の好ませたまふ能樂をすゝめ奉り後には自身を始め御相手として、能樂を勤め、御母公を始め大奥向へも、見物をゆるされ然るべくとありければ、是までは御側衆御小姓衆などは、御相手能は度々なりしが、斯る權職の人々の御相手は始ての事なれば、公もいと興ある事に思され、別て大奥向は絕てなき見物なれば、俄にどよめき渡りて、忽ちに愁傷の眉を開かれたり、やがて十一月二十一日（貞享元年）二の丸御殿に於て、先御母公御饗應のためとありて能樂を催したり、其番組は翁は公御自身に遊ばされ、高砂は御手代りとして御小姓黒田惣左衞門（後ち豐前守）直達、箙は牧野成貞朝臣、櫻川は奏者番松平備前守正信朝臣、殺生石は御老中阿部豐後守正武朝臣、船辨慶は新番頭神尾市左衞門元清、外に御好にて融は高家上杉下總守義里朝臣、熊坂は若年寄太田攝津守資直朝臣猩々は公遊ばされ、大奥向一同に拜見仰付られたる上に、御老中以下の諸有司にも拜見仰付られければ、其盛會なりし事言ばに述難し、さなきだに公は能樂に數奇たまひしに老中を始め御相手を勤むる事となりしにぞ、いよいよ興に入らせられ、これよりして折々斯る御催（其度々の番組など枚擧し難ければ略す）ありしにぞ、諸大名も公の意を邀ふるものから我も〳〵と能樂稽古を始しかば、其事疾くも御聞に達して、御三家、甲府殿、加州綱紀卿などを始め、追々に召出されて能樂の御相手を仰付られ、遂には例年々頭の勅使として、武家傳奏衆下向ある毎に、以前は四座の能役者に仰付られて、御饗應の御能を催されしが、此後は四座

の太夫は御後見をのみ勤め、能樂は御側向の人々に仰付られ、公にも御自身必ず一二番は舞はせられて、見物を仰付られたり、されば此事いつしか京都にも聞えてければ、時の上皇（靈元帝）にも專ら能樂を御賞翫あらせられしかば、公は斯と聞召て能裝束其他金帛を獻じて、御能天覽の御用に供したり、斯る勢なれば大奥向にはいつしか、若君逝去の愁傷などは夢の如く醒はて、けるを、公には是皆牧野成貞朝臣が計ひに依れるなりと、深く感じ思されて、やがて牧野家へ御成あるべき由仰出されたり、そも將軍家諸大名の許へ御成の事は、台德院殿、大猷院殿御兩代には度々ありしかど、何れも御三家又は公達、左もなくば國持大名兩三家に過ず、まして御譜代衆にては井伊、酒井、堀田などの外、絶てなき事なれば、如何あらんと成貞朝臣も恐入て早速の御請にも及ばざりしを、公は何條仔細あるべき、とく〳〵と再三の仰事なりしかば、畏て御請を申てける、こは於傳の方が、牧野家にて今樣風流を取立ける由を聞出し、これを見んものと、さてこそ公に勸まゐらせし故なり、さて貞享三年二月二十一日彌御成と仰出されたり、今其日の樣子を略叙せんに、當日早朝御迎として成貞朝臣登城あり、仰に依て御先に罷歸り待受奉り程なく公成せられければ、成貞朝臣御先着の御老中以下の人々と共に門外に出迎ひ御先に立て書院へ請じ奉り自身慰斗鮑を捧ぐ、時に公これを御取ありて御手自

成貞朝臣に下され、御懇ろの上意ありて信國の御刀、綿三百把、朝日山と名付たる名馬に、鞍置たるを、御馬役美濃部三十郎庭上に引立て賜はり、次に内室息女二人（内一人は養女にて於傳の方の妹なり）へ御目見仰付られ、内室へ黃金十枚、縮緬三十卷、二種一荷、息女二人へは黃金五枚、縮緬三十卷づゝ下され、次に家老用人へも御目見仰付られ、畢て式正の御膳を獻じければ、成貞朝臣及び内室、息女等召出され、御盃を下され、成貞朝臣へは御手自眞宗の御脇指を下され且二萬石御加增下さる旨御直に仰含られ、内室へは白銀百枚色羽二重五十卷、息女へは白銀五十枚八丈縞三十卷、家老用人へは時服を下され此時成貞朝臣より御禮として、長光の御刀、狩野元信筆三幅一對の御掛物三種二荷を上り、やがて能樂を催しけるに、公にも御自身橋辨慶を遊ばされ、仰によりて成貞朝臣金札を勤め、夕刻に至りて還御ありけるに、やがて御母公にも、成貞朝臣の許に入らせらるべき由仰出され、同じく二十五日早朝より御出あり成貞朝臣を始め家老用人に至るまで、金銀錦帛の類數を盡して賜はり、成貞朝臣より純子三十卷、綿三十把に御樽肴を添て進上あり、御慰として操り人形の雜劇を御覽に入れたりしかば大に悦び時を移し夜に及びて還られたりし程に、重て御臺所及び於傳の方にも御餐應まゐらすべき由、仰出されければ、成貞朝臣面目身に餘り畏て御請を申上けるにぞ、さらば三月十

一日二の丸の御別殿に於てもてなし奉れと仰出されたり、さて其日早朝より成貞朝臣、及び内室、息女ともに、二の丸御別殿に出仕あり、何かの取繕ひありて、此度は内室大奥へ御迎のため参上し御先に立て二の丸へ請じ奉りたるに、是亦金銀錦帛種々の賜物あり、成貞朝臣より も純子三十巻、綿三十把二種一荷を御臺所へ、純子二十巻、紗綾二十巻に御樽肴を添て、於傳の方へ送り例の如く能樂を催しけるに、於傳の方より内意として大奥總女中代る〳〵見物如何あるべしとの事なりければ、成貞朝臣もそは忝き由挨拶ありしにぞ、何れも花を飾りて御席へ罷出たりしに、重て於傳の方より其許小姓共に、今樣風流の取立ありと承りたり、いで今日の馳走に、そを見まほしとありければ、何がさて御望とあるからは、辭退せんこと恐ありと、早々屋敷へ迎を遣し小性どもを呼寄せ、十六人一樣に紫綸子に金銀を以て、柏の葉を縫たる廣袖の衣服金作りの大小に眞紅の下げ緒をつけたるを帶し、鼓太鼓笛の音につれて、踊り出でたる有樣、あたりもまばゆきばかり、輝きわたりて花やかなりければ、上下擧りて、あつとばかりに褒めどよめき、さて夜にも入しかば、各名殘惜しげに還られたりけるが、さるにても此今樣風流いかに面白しと思しけん、於傳の方より重て成貞朝臣へ内々にて、紀州鶴姫君樣をも御招請申然るべしとありしかば、成貞朝臣畏て此月(三月)二十五日鶴姫君御入りを願ひしかば、

大いに悦び早朝より參られ、成貞朝臣以下家老用人まで、種々の贈り物あり、成貞朝臣純子紗綾御樽肴等をまゐらせ、やがて能樂を催されける時、俄に於傳の方まゐられたりければ、成貞朝臣早速に門まで出迎へ請じけるに、猶追付上樣にも御成あらせらるべき由傳へられければ、上を下と奔走してけるに、程なく公成らせられて、成貞朝臣へ御所望ありて半部を舞はしめ、公にも老松を御所作あり、さて例の小姓どもに風流を申付よと上意ありしかば、早速取立て御覽に入れたりしかば、深く御悦びあらせられ、種々御懇ろの上意どもにて、夜に入て還御あらせられたり、斯打續て御遊びに興ぜさせたまへれば、いつしか偏急なる御氣象も寛がせたまひしかど、又漸く逸樂にのみ耽らせられ、御自らも御小姓衆の美童を選みて、今樣風流を御取立あるべしと思され、内々彼小川松榮に仰含められ旗本中の美童を選ませ、扱成貞朝臣に内々右の心添致し候へと仰含られたり、其頃御先手弓頭に左久間讃部勝親といふ人、極めて昔形氣の一徹ものなりしに、其友に植村外記と云四千石を領し寄合にて在しが、是も左久間に劣らぬ昔形氣の人にて、同氣相求る中とて、常々互ひに親しく行通ひ打語合けるが、公を始め諸大名まで皆能樂に耽ける樣子を見て、いかなる世の有樣ぞ、公も老中も本氣の沙汰にはあらずなど密かに眉をひそめけり然るに織部、外記ともに男子ありて、しかも容貌も見にくからざる由御

聞に達しければ、卽ち御小姓に召加へらるべしと、御側衆牧野伊豫守忠貴朝臣、桐之間番頭宮崎善兵衞重清の二人を以て、織部、外記の兩人へ其旨内々申達しけるに、兩人は兼てより公が御側向の人々に能樂の御相手を仰付られて、殆ど猿樂者流と同樣の有樣なるを、不快に思ふ折柄なれば、御内意の趣は其意を得奉り候へども、拙者共怜らは乍憚能役者の弟子となりて、御機嫌を取申樣なるうつけとも存ぜず候間、御免なされ候へとの、御受なりしにぞ牧野、宮崎の二人呆れ果て、其許など縱ひ能樂は嫌なりとも、假にも上樣の御内意なるに、左樣なる御請あるべきぞ、篤と相考候て御請申さるべしとありしに、兩人いや〳〵いか樣に仰聞られ候とも怜どもに能役者もどきの御奉公は、仕らせ間敷と申切てければ、二人も肝を消しいかに平生聞えたる一徹ものなりとも、斯色艶もなき申狀を言上なるべきぞ、さらば病身にて迚も御側向の御奉公勤めおほせ難き趣に申上べしと有しに、兩人何となりとも能役者の弟子にさへ罷なり候はずば、能候と答へたりと、此兩人の如きは元和寛永等の武士道靡勵の時代にありては、必ず屈指の人なるべきも、當御代の如き世には、いかで人の免すべき、果して右兩人の怜共は病身にて、御側向の御奉公相勤め難き由言上に及びて、一旦は其通にて相濟たりしが、例の大奥にて今樣風流の取立を急ぐものから、彼所の怜と聞くがまゝに、公の御聽に達しけるが、彼の佐久間織部、植村外記の兩人が牧野、宮崎の二人より御内意の趣を達せしに、御請に及ばざりし次第を、委細に探りて斯と内々御聽に入しかば、公大に怒らせられ早速御側御用人喜多見重政朝臣を以て、牧野、宮崎の二人へ事の委細を尋問ありしに、二人も包むべきにあらざれば、か樣々々と始終の樣子を申陳ぜしにぞ、卽ち御聽に達しければ十月八日佐久間、植村の兩人評定所へ召出され、其方怜共儀御小姓に召加へらるべき、御内沙汰の趣申達し候所、昵近の勤を免かるべくと存、病身の趣申立上を傭り候段不埒の至、これに依て織部は丹羽若狹守（長次）外記は前田宮内（利廣）へ御預け申付ると罪され、牧野宮崎の二人もこれに依て御役召離され、逼塞仰付られたり、又同時に御小姓組番士三村喜兵衞といふものへ、若年寄内藤若狹守重賴朝臣より、御小姓組番頭内藤筑後守信有朝臣を以て、怜儀桐之間御番仰付らるべき由内命ありしに、此桐の間番は旗本、御家人、能役者の類に至までの子に、容貌美しきものあれば召出して、彼小川松榮介副して亂舞皷笛を指南し、能樂御相手を勤めとするなれば、喜兵衞は斯る勤は武士の道にあらず、殊に諸事松榮如きが差圖を受るなど、口惜しと思ひければ、御請に御内意の趣有難く存じ奉り候えども、私儀元來勝手向必至と手支候て迷惑仕候所、怜御側向の御奉公申上候には、第一衣服其外取繕ひ候はでは相勤難く候に、其儀いかにも辨じ兼申

候、去とて並々に劣り候ては、私恥辱此上なく候えば、所詮彌御側向へ召出され候に於ては、私切腹仕候より外御座なく候と申けるまゝ、信有朝臣も如何敷御請かなとは思ひつれども、愍ひに取繕て言上に及ぶとも、日ならず大奥より事實を聞出されなば、牧野、宮崎の二の舞すべしと思ひ、ありのまゝに重頼朝臣まで申出してければ、重頼朝臣、上様には何事も取捌て申上候えば、御怒強く候、ありのまゝの言上尤の由返答あり、さて委細言上に及びしに、喜兵衛は常々身持宜しからず勝手向差支候より、此度御内沙汰御請の申様不埒の至とあり、西郷美濃守（延員）へ御預け申付られ、信有朝臣はこれに座して逼塞にて事濟たり。

右の如く於傳の方常に公の左右にありて、政務に容喙し、此人の喜怒は直ちに公の喜怒となる有様なれば、老中を始め諸有司の崇敬一方ならず、従て大奥をも我一人と切て廻し、御臺所は在れどもなきが如くなりしかば、御附上臈萬里小路窃にこれを憤ほりいかにもせばやと獨り心を痛めしが其頃御側御用人松平伊賀守忠周朝臣は、公が新進の士を御寵任ありて、專ら苛察を用ひたまひ、政刑厳峻に流れ行くを見て、何卒してこれが矯正を謀らんと思ひ立ぬるに、御老中戸田忠昌朝臣も、公が能樂に數寄たまひて、今や大將軍の御身を以て、能役者にひとしき御擧動なるが上に、又もや今様風流を取立たまはんと、内々御結構あるを見て、斯ては奥向の風俗日に〳〵鄙猥に赴きなんと苦々敷事に思ひけるが、此三人の慷慨は品こそ異れ、時弊を矯正せんとの目的は同一なりしかば、いつしか思中に在ては色外にあらはるとの諺の如く言はず語らずして意氣自然に投合したり、中にも忠昌朝臣は屢きに京都所司代たりし時、御臺所の御里方なる鷹司家へ折々參上して、別て御懇遇ありしにぞ、御臺所にも御老中の中に、別て此の人を御懇ろに思されけるまゝ、常に萬里小路とも親しかりしが、一日萬里小路より松平忠周朝臣へ内々にて申さるゝ樣は、御臺所には常々御稽古事を、此上なき御樂みと遊ばされ候が、何分にも總女中の中に然るべき御相手を仕るべき人もなきまゝ、これのみ御心ゆかず思召れ候間、京都へ仰遣はされ、然るべき者を一人御下しあらせ度思召さるゝなり、如何候はんや、先づ内内にて其元などの存寄を尋ね、且は老中の中にても、これへも右の御内意を其元より申傳へ、いか樣とも存寄の程聞し召れ度との事なり、忠周朝臣は兼てより於傳の方が、我一人の如く振舞ふを憚からず思ふ所に、今御臺所より御稽古事の御相手に、女中を一人召下し度との御事を承りて、さても恐多き御事かな、將軍家の御臺所にてましませば、女一人位の事は何の御遠慮にか及ぶべき、然るを斯まで事を分て仰下さるゝは、勿體なしと思ひ、委細畏り承りぬと返答し、直ちに忠昌朝臣へ斯と通達しけるに、忠昌朝

臣も何條仔細候べき、早々京都へ仰遣はされ御尤に候と返答しければ、やがて其由を萬里小路へ申てければ、さらば御序を以て公の御聽に達し候へとの事故、直に此由を御聽に入しかば、ともかくも心次第たるべしとの仰なりけるにぞ、重て萬里小路まで斯と申入れしかば、早々萬里小路より、御臺所の仰として、御連枝たる准后御所（後ち新上西門院殿と稱し奉る、鷹司關白房輔公の姫君にて御臺所の姉君なり）なる權中納言局の許へ、常々和歌及び物語もの、御讀合せ（講釋なり）又は香花など遊ばるゝも然るべき御相手もなく、殊には此地のものどもは、大方は不骨ものにて、御徒然に堪させたまはねば、哀れ何人にても候へ、才學勝れ且は容貌なども賤しからぬ女を一人御選みありて下したまはるべし、旅中其外の儀は、老中より其地所司代まで申含め遣はしたれば、武家傳奏へ御沙汰候はゞ、早々所司代へ申通じて、萬づ滯りあるべからずと申遣はし、又鷹司家へも同じく御臺所より細々と仰進ぜられけるにぞ、御兩所ともに此由を聞し召れ、關東御臺所より才學勝れ、容貌賤しからぬものをと仰越れし上は尋常のものにては結句御所の御名にもかかはる事なり、さて誰か然るべからんと、種々に御選みありしに、やがて准后御所に仕へまゐらせて、常に御相手に候なる、常磐井の局こそ然るべしとありて、其旨を仰含められたり。

そも此常磐井局と申は、水無瀨中納言信定卿の御女にて、其頃父の卿は世に聞えたる學匠にてありしかば、上の御覽もいとめで度、父祖の卿にも越て官途をもかけたる程なれば、局も幼きより父の卿に付て、和歌を始め學問を勵みてければ、准后御所にありて才學第一と聞えたる上に、容貌も極めて美しかりければ、さてこそ御選みに與かりたるなり、されば父の卿にも、外ならぬ准后御所の仰といひ、且は其御連枝たる關東の御臺所より御相手のためとて、特なる御頼みと承る上は、素より否み奉るべきにあらざれば、やがて御請を申上て、局は關東へ下向ありけるに、御臺所にもまちわびたまひたる御事とて、御悦大方ならず、別て萬里小路は悦ぶ事限なし、さて格別なる譯を以て准后御所より、申下したる事なれば、直ちに御臺所御附の上臈となされ、萬里小路の相役に仰付られて、日々御前に伺公して、和歌又は物語の讀合などを勤め、又は香合せ挿花双六、圍碁何くれと御相手を仰付らるゝに、素より才學勝れたる事なれば、やがて源氏物語の講義古今集の講義などを仰付られて御聽あらせられ、總女中の向々へも勝れ、やがて知るも知らぬも御臺所の御旨を迎へて、聽聞を手に聽聞いたすべしとの事なりしかば、やがて知るも知らぬも御臺所の御旨を迎へて、聽聞を願ひければ、自ら進退立居の行儀なども、謹しみに愼しみけるまゝ、此後は御臺所御附と將軍

家御附とは、平生の嗜なみより進退立居の末に至るまで、格別の様子となり、さながら大奥は兩分せる有様なりしにぞ、於傳の方も此講義聽聞の席に、連なり見たしとも思つれど、御臺所御催しの事なれば、其席へ願て出るも快からず思ひ打過けるが、一日御臺所には此程斯る御催しの候由を、公の御聽に達しけるに、公は元來學問を好ませたまひければ、そは珍らしき事かな予は未だそれらの講義などは、聞し事のなければ、早々彼方へ參りて、聽くべきなりと仰られ、直ちに御臺所の御方へ成せられ、斯る御催しの候は誠に珍らしきことなり、いで予も聽聞いたさんと仰られければ、御臺所悲けなき由仰られ、さて常磐井の局を召出され、始て御目見の御言ば添ありて、源氏物語の講義を仰付られたりしに、素より才學秀でたる事なれば、言簡に意詳に殆ど男子も及ばぬ程なるに、其容貌秀麗にして、しかも進退動止の閑雅なる事、流石に堂上家の姫君にして御所に宮仕へたる人なれば、中々に黑鯀の者の女が、俄か仕込に襲けられたるものと比ぶべくもあらざれば、公は大に感心ありて、其後御乳人岡山の局を以て、御臺所へ御所望の由仰進ぜられけるに、御臺所は否みたまうべきにあらねば、御領承ありける程に、やがて常磐井の局を召出され、將軍家御附中臈になさるべき御内慮の由仰含められしに、異議なく御請を申てければ、公は大に悦びたまひ、大奥女中の總支配を兼勤むべき由仰付られ

賄料として千石を賜はり、且名を右衞門佐と更め女中ども行儀躾けの儀、遠慮なく申付べしと御直に仰含められて、是より御寵愛第一とはなれり、さて於傳の方には、向後小谷の方と申べき由仰付られ、且三の丸の内へ新に居所御取立あるべき由にて、御側衆柳澤出羽守保明朝臣に其總奉行を仰付られ、追て五の丸の別御殿と申べき由仰付られたり、是に至て於傳の方が願ひたる今樣風流取立の儀は、いつとなく御沙汰立消となりて、專ら學問に御心を傾ぶけさせられ、老中を始め諸有司を召出され、親ら論語を講じたまひ、又は御三家、甲府殿、加州綱紀卿等を召れ、親ら御講義あらせられし上に、伺公の方々へも講義御所望あらせられける、されば、これよりして諸大名、我も〳〵と學問に志しければ、公にも彌〻御勵みありて毎月八回づゝの講演を開かせられて、親ら講ぜられ、纏て論語を卒業あらせられければ、周易の御講義を始めさせられ、さて年頭勅使の御饗應にも、能樂の外に請演を開かせられ、或は日光御門主（俗に上野宮といふ）增上寺大僧正を始め、神官僧侶などは御對顏の時も、必ず一座の御講演あらせられたり、是實に右衞門佐の局が學業に秀でたるより、面白き事に思されて、斯までに御心を入れさせられしなり、されば一書に、

桂昌院殿或時增上寺へ御參詣遊ばされ候節、住持說應大僧正（一本に祐天大僧正とあり）へ

御對面ありしに、僧正申上候は、上様には先頃より經書の御講釋を遊ばれ候段、憚ながら感心奉り候、去ながら講釋と申事は其道のものに於ても、中々に六づかしく候て先一座の講釋を仕り候にも、下見と申て數部の書を繙き、古人の論斷をも記憶仕り、それにても猶心に落居申さず候えば、一方ならざる辛勞に候、然るに上様には晝夜御政事に御苦勞遊ばされ候上に、御學問に御精を入れさせられ、學者達、諸出家などをも召寄られ、其道の者に御向ひ遊ばされて、御講釋遊ばされ候事大體の御辛勞にては御座ある間敷と、恐ながら私身に引比べ候て察し奉る事に候、然ば萬一御根氣に障り御病身ともならせたまはんかと御案事申上候、何とぞ今少し御學問御控遊ばされ候樣にと、存じ奉る由申されけるに、桂昌院殿、今の僧正の申樣にては、此尼が了簡とは違ひて候、上様の御學問に御精を入れさせらるゝは、天下を掟させらるゝに、能が上にもよかれかしと思召さるゝ上に、いかにもして下々を、能き道に教へ導きたまはんとの御事にて、天下の御爲にして私事にあらず、されば將軍家が天下の爲に命ちゞまりたまふとも、更に憂ふべきにあらず、僧正は一宗の司として、諸國に末寺徒弟も數多あれば、それらに逢ん時に、今の將軍家館林殿と申せし人、御先代の御養君として天下を掟させられ、天下の爲には命ちゞまりたまはんも

本望なり、いかにもして下々に善き事を勸めんとて、學問を勵みたまへば、まして其道の人人は晝夜學問を勵み、諸人に善き事を勸むることこそ、肝要なりとありたけれと、仰られしかば僧正誠に御尤の仰畏り入候と赤面せられたり。

此一事に據ても公が學問の勤勉と、其講演所說の明確なりしを知るに足る、ざるにても御母公が此一言淨土一宗の學匠たる、增上寺大僧正をして額背に汗せしむるに至るは眞に將軍家の母公たるに愧ざるなり、されど此ためにいかにもと感じたまひけん、其後公へ仰られけるは、御學問に專ら御心を入れさせたまふは、誠に有がたき御事に候、去ながら天下の御仕置に御心を勞させたまふ上に、御學問に斯まで御心を入れさせたまひては、御養生の御ため然るべからず折々は御慰みをも仰付られ然るべしとありければ、公は素より御孝心の御事とて、尤の由上意ありて、其後は數寄させたまふ能樂を御催しありけるが、彼今樣風流などいへる、卑野の事は絕てなく、唯學問の餘暇に能樂を舞はせらるゝ、位の事なれば、大奥の風習も從つて漸々卑野を脫しけるが、これに依て彼御側御用人も、是までの人のみにては然るべからず思されければ、昵近衆酒井左衞門尉忠眞朝臣（羽州庄內城內）若年寄太田攝津守資直朝臣の二人を新たに仰付られたり、御側御用人は五人となり、御老中に比して一人多かりし。

されば是よりして大奥の女流は申までもなく、御側向の人々にも、小谷の方（御母公及び鶴姫君紀州家の奥向も此中なり）附と、右衛門佐局（將軍家は此方なり）方の二派に成行く傾きありて、遂には御側御用人を始め窃に相軋轢し、これに依て不慮の禍に罹る人もあり（次に述ぶ）しが、此中間に立て巧みに双方の意向を迎へて威福を張しも多かりしが、其第一は知足院隆光と柳澤保明朝臣なり。

是より先貞享三年、知足院住持惠賢病に罹り既に危篤の由聞え上しに、御母公の仰として護國寺住持亮賢へ、知足院惠賢大病の由に付、後住之儀は同宗の中にて碩學の聞えあるものへ、仰付らるべしと思召るに付、然るべくと存じ付候もの、早々言上致すべき由仰出されしかば、亮賢御請に、私事久敷關東に罷在候て、上方の様子不案内に御座候えども、衆々承及候は、和州長谷寺塔中慈心院住持隆光こそ然るべしと存じ奉り候、此もの儀は元來同國の産にて幼年の時同國招提寺朝意律師に從て得度仕り、其後私長谷寺に罷在候頃、隨身仕り修學仕て候が、年齢は左程にもこれなく候へども、持戒法徳共に拔群の由、同宗中沙汰仕り候、知足院は御祈願所大切の寺に御座候間、此者の外存じ當りも御座なき由言上しけるにぞ、さらば早々彼れを召下すべしとありて、寺社奉行連署を以て長谷寺、及び慈心院隆光へ御沙汰ありて、

江戸へ召呼れやがて知足院後住仰付られたり、（隆光は大和添下郡二條村の産、慶安二年の出生にて貞享三年は三十八歳、初め隆長と號し後ち榮春房隆光と更む、是世に名高き護持院僧正なり）此年十月二十二日護國寺亮賢と共に御前に召れ、能樂御所作拜見仰付られ、畢て種々賜物あり、同廿五日三の丸御殿へ召出され、御母公御對面あり、其御席へ公も成らせられ重て隆光召出され、般若心經色卽是空々卽是色の文、講義仰付られ、退出の後公は學僧の由御母公へ御噂ありしかば、左なきだに今弘法と思して御歸依深き、亮賢僧正の推薦なる上に、公の斯仰らるにより忽ち深く御歸依あらせられ、亮賢同樣常に護持御祈相勤むべき由仰出され、且公へ御執成ありて直ちに隆光を權僧正に任ぜられたり、其頃若君逝去ありて未だ他に御出生もあらせられず、御子とては紀州家の鶴姫君御一人の事なれば、公にも窃に此事のみは御心憂思され けるが、まして御母公は女の事とて一入歎き思され らずと、或時窃に此事を隆光に仰ありて、いかにもして御子孫繁榮の御祈禱丹誠を凝すべきとの事なりしに、此坊主中々さるものにて、御請に、仰の趣委細畏り奉り候、去ながらこは中々なる大法にて候えば、先づ御願主より御心を始め、萬づ清淨に遊ばされ候はでは叶ふべからざる由申上けるに、やがて此由公へ申させたまひければ、公も尤なる申條なり、さらば先づ

祈願所として一宇建立あるべきとありて、昵近衆大久保佐渡守忠高朝臣へ、然るべき地所を見立よと仰出されければ、忠高朝臣早速隆光を招き仰の趣を内々申聞け、相應の地所見立候へと有しに、隆光、斯る法檀は御城の鎭護なるを以て鬼門と申丑寅の方に當候地に、御建立あるべき事なり、去ながら既に上野寛永寺鎭護の地を占め候上は、それまでにも及ぶべからず、幸ひ神田橋御門外なる御用地は、御城に近く、しかも北方に相當りて候間右の地所へ御建立然るべし、但し土地の儀は、縦ひいかなる場所に候とも、地鎭の修法を行ひ候えば少も苦しからずと、申てければ、此由公の御聽に達しけるに、即ち御許容ありて一宇建立仰出され、其恰好等は護國寺より一倍大きく申付べしとありて、圖面等まで御自身に御指圖ありたり、これにより隆光に五十人扶持を賜はり、大久保忠高朝臣を若年寄上座御側御用人格に陞せ、右普請總奉行仰付られ、やがて土木の功を起したり、然るに隆光より内々にて言上しけるは、此度御祈願所として新規に一寺御建立あらせらるゝ儀、有難き仕合に存じ奉り候えども、一山の開基は古來より法德卓絶のものなるは、諸宗ともに同樣の事にて、中にも眞言宗に於ては別してこれを重んじ候へば、私如き凡僧中々其器に相當らず候、知足院は年久しき御祈願所の事に候間、此度御建立の一寺は、知足院御引移しと遊ばされ候て、知足院内に御勸請申上居候、東照宮を新たに御宮御造營仰付られ、右の御寶前に於て、兼て仰含められ候御子孫御繁榮の御祈相勤め申度との事なり、公此由を聞召され、隆光が謙護の申條さりとては殊勝なる事かないか樣聞召及ばれし如き天晴の法德なり、殊に東照宮御寶前に於て、祈禱を修せんとの願實に尤の事なりとありて、早速御許容ありたり、是一應は殊勝の申樣尤の次第なれども、其實は知足院内に新たに東照宮を造營し、此寶前に於て將軍家御子孫繁榮の御祈を勤めんとは、己れ上野の宮に成替りて、城内鎭護の祈禱の權をも横取せんとの下心なり、是に於て更らに其近傍五萬餘坪の邸宅を取拂ひ、彌御宮を造營あり、御供所御裝束所を始め悉く上野同樣に御造營あるべきなれば中々の大工事なりしにぞ、翌元祿元年三月に漸く知足院の本堂、客殿鐘樓等成就せしかば先づ御母公御參詣ありて御普請の樣子御覽あり、總奉行以下の諸有司へも御對顏あり、念入れ一日も早く成就これあるべき由御直に仰含られしかば、各々夜を日に繼て御宮向の工事を勵みけるにぞ　六月に至りて御宮を始め護摩堂、常行堂以下七堂伽藍　悉く成就ありしかば、七月朔日公御參詣ありて寺中殘らず御覽ありけるに、如何なる故にや知足院本坊の普請は、他の諸堂に比しては木材も粗末に、總て出來榮見劣りてければ、忽ち御不興ありて早々に還御あり、さて總奉行たりし大久保忠高朝臣を召出され、「御直に知足院本坊に、粗材を用ひたる仔細を御

事ありしに、忠高朝臣大に色を失ひ、全く以て粗材を用ひよと申付候儀、曾て御座なく候えども、元來か樣の事には萬づ不案内にて候えば、諸事は御普請奉行堀田甚右衞門、並に大工棟梁小澤筑後取計ひに任せ候段、恐入て申上けるに、公とかくの上意もなきまゝに、御前を罷り退き早々歸宅ありて深く愼み、追ての御沙汰を待けるに、さて公は早速御側御用人喜多見重政を以て、右の趣に付普請奉行堀田甚右衞門、及び小澤筑後を吟味致すべき旨、御老中月番阿部豐後守正武朝臣へ仰付られたり、之によりて直ちに右の面々を評定所へ召出し吟味ありしに、いかにも知足院本坊に用ひたる柱の内五本は、御材木方に然るべき木材なきまゝ、市中より買上けたれば同じく檜木なれども、聊品劣りたる由申せしかば、さるにても重き御祈願所の普請なれば、諸事念入れべきを漫りなる仕方なりとの一言に各々恐入てければ、此由御聽に達しけるに、慳きもの哉急度申付よとありしにぞ、忠高朝臣は常々勤方思召に應ぜずとありて、御役を召はなされ、堀田甚右衞門は、大切之御普請疎略に申付候儀、常々御奉公向念入ざる仕方不埒とありて、三宅島へ、大工棟梁小澤筑後、御材木方山角權兵衞の二人も、これに依て共に三宅島へ遠島申付られ、堀田が子二人は西尾隱岐守忠成朝臣へ、山角が子三人は中川佐渡守久恒朝臣へ御預けとなり、筑後が子一人ありしは追放申付られたり、是實は隆光より内々にて斯る次第なりと、御母公へ申せしより、さてこそ此御沙汰はありしなり、それより知足院本坊改造仰出され、御側衆柳澤出羽守保明朝臣を以て、右普請總奉行となして、日夜にかけて工事を急がせられたり、こは保明朝臣が、先に小谷の方の住居なる、別殿の普請總奉行たりしに、萬づ手落なく、しかも速かに成就あり、其上隆光に安鎭祭を仰付られて、密家（眞言宗の事なり）修法の上より申ふしもあらば、遠慮なく言上すべしとありしに、一言申べき旨も御座なき由申上たる故、今此命ありしなり、やがて改造落成しけるに、其結構壯觀いふばかりなく、流石上野なる宮の御本坊といへども、これには遠く及ばざるべしと其頃世の人いひはやせり、さて十一月十八日公御成あり、御宮へ御參詣相濟で、本坊へ御入、住持隆光御目見仰付られ、小袖十、屏風二双、三種二荷を下され、種々御懇ろの上意ありて、寺領五百石御寄附の上、隆光を大僧正に陞せ、知足院を無本寺として、關東新義眞言の大本山と定められたり、其後ち寺號を改めて護持院と號すべき由仰付られたり、此時上野の宮天眞法親王（一書に執當凌雲院僧正とも、又は增上寺祐天僧正ともあり）知足院本坊普請粗末なりとありて、總奉行せし大久保佐渡守忠高朝臣は御役召離され、其他遠島に處せられし人、數人ありし事を聞召され、密かに御側の人人に仰せられしは、偖も歎かはしき事どもかな、そも佛は衆生濟度を以て本とし、濟度は慈悲

を以て第一とする事なれば、此度の普請に掛りたるものども、縦ひ將軍家が命ぜられしに背きたりと、怒らせたまふとも、隆光いか様にも申なして、御慈悲を願ふこそ、僧たるもの、本分なり、まして如來樹下石上の御事を思ひ奉らば、普請の粗末何かあらん、されば己れが寺ならずとも、精舎造營の事に依て罪蒙りぬと聞ならば、自ら進みても歎き申こそ本意なるに、將軍家の怒り強きとて、是等のものを餘所に見なしつるこそうたてけれ、看よ此寺のために後々罪蒙るもの、出來つらんぞと仰ありしとなり、果して此隆光が勤め奉りて、生類御憐みといふ令出て、多數の人命を害ひたり（委しくは次に述ぶべし）さて又柳澤保明朝臣は、先きに小谷の方住居造營の事を奉行し、其結構善美を盡し、かば、小谷の方の悦大方ならざるに、今又知足院改造の奉行として、其成功壯觀を盡せしにぞ、御母公の悦び例ん方なし、されば此二人より品々公へ申上る旨ありしかば、公にも年來の勤勞を御賞美ありて、一萬石加恩ありて（都合二萬二千三十石）御側御用人となされたり、されど此時右衞門佐局、大奥の總支配として、大に公の御旨に叶ひければ、御母公等が保明朝臣を執し申に付ても、保明朝臣は御取立の俄大名なれば、門地を貴とぶ局の身に、慊からず思ふならんと、例の苛察を好みたまふ御質とて、疾くも局が心を推したまひ、昵近衆なる南部遠江守直政朝臣（盛岡城主南部山城守重直朝臣の三

男にて、一萬千石を領す）を同時に御側御用人となされ、保明朝臣の次席を仰付られたり、是に至て御側御用人六人となれり（但し酒井忠眞朝臣は是より先病を以て辭せり）。

因に云、保明朝臣の父は、刑部左衞門安忠とて、初め三百五十俵を賜り小十人組士なりしが、綱吉公舘林を賜はる時、御家人として附させられ、五百石を賜はりて御小納戸役を仰付られしに、其頃公御幼年なりしかば、日夜左右に奉仕し殆ど御起臥の事までも、御介抱申てければ、常に御心易く召仕はれ、其後は御櫛番を兼て、彌御旨に叶ひたりしかば、其蔭によりて、保明朝臣も九歳の時より、御側近に召仕はれ、殊に公より十三歳少なかりければ、公は素讀をも授けたまひて、御自身に御弟子の初なりと仰られ保明朝臣成長に從て彌御旨に叶ひ、御小姓衆として部屋住料百三十石を賜はり、日夜左右に昵近せり（美童には御寵愛深き故なり）これに依て御母公にも、格別に御目を掛られ、殆ど公の御膝下にて成人せしなれば、能く公の御氣象は元より御母公の御氣質まで、詳悉せしにぞ、常に其意を邀へて奉仕せしかば、公御繼統の後御小納戸役となり、五百三十石を賜り、又刑部左衞門隱居の後は、其祿を合せて千二百三十石となり、後ち叙爵仰付られて出羽守と改め、重て御加恩ありて二千三十石を賜はり、御側衆となされたり、又保明朝臣の室を、世に傳ふる俗書どもには、おさめの方とし

て、町醫師の女なりなどあるは、素より採るに足らぬ妄説にて、實は五百石を領せる曾雌甚右衛門の女にて名は通子と稱せり。

其頃御城内は、明暦三年炎上の後御造營ありし儘なればにや、吹上御苑より紅葉山の邊へかけて、雉子兎狐狸の類年々に蕃息してけるが、御場所柄の事とて、誰捕ふる事もなければ、人を畏るゝ事もなく馴れ親しみ、中にも狐狸の類は、食物の豐富なる爲に、奥の大料理の間より大奥向、殊には長局の邊(ほとり)の椽の下に隱れ棲て、遂には白晝といへども、此所の廊下、彼所の座敷に遊び戯むれ、夜間は別て甚しかりければ數多の女中等これにほと〳〵困じ果、いかにもこの害を除きたまはりたしと、寄々右衛門佐局へ申出けるが、局とてこれを如何ともなしがたければ、種々に考へけるが、そも虎は獸中の王として、諸獸の怖る、ものと聞けば、皮なりとも、などか怖れざるべき、さはいへ、さしも廣き大奥向一般に、虎の皮を用ゆべくもあらざれば、大切なる御座敷向になりとも、此皮を敷置たらんには、彼ら必らず畏ぢ怖れて影を隱すにいたらんと、流石は慾ひ學者だけに、彼の猛虎山中に在れば、百獸震慄すとの文選の章句より考へ出して、斯と公へ申上しに、公聞し召いかにも、尤もなる考へ左もあるべしとの上意にてやがて御小納戸へ仰渡されて、御貯へ置の虎の皮、御用に付さし上べきとの事なるにぞ、上意と申し、且は大奥よりの願出とあるものから、御貯藏の虎の皮、數を盡して差上たる上に、斯る上意にて大奥へ虎の皮を差上切たる由、御老中へ申出ければ、さらばとて急ぎ御用狀を以て、長崎奉行の許へ、今年唐船持渡り候虎の皮の儀、悉皆御用に相成に付着次第に追々差出すべしと相達されける、さて大奥にては願の如く、虎の皮を出されければ、御座の間近くより、重立たる座敷々々へ一枚二枚づゝ、差置れけるに、果してそれよりは、狐狸などの類近づく事もなければ、さてこそと悦ぶに引替て長局のあたりは、元より貴重なる虎の皮など差置るべきにあらざれば、其ためにやあらん、狐狸の害前日に比して一層甚しく、白晝と雖も群をなして遊び狂ひ、食物を竊み喰ふなど、其害甚しければ、右衛門佐局も今はあきれ果、せん術もなかりし折柄、彙て養女として聟養子仰付られて、千俵を賜はり、桃井内藏助とて寄合に列したるが、彼養女局が時候見舞にとて、大奥へ參りたりしかば、様々物語の序でに、局此狐狸の害の事を語り出し、何とかこれを遠ざくる仕方もあらば、聞まほしとありしにぞ、彼女罷歸りて、夫なる内藏助に斯と語りける、内藏助暫し考へて、餘の所ならば、これしきの害を遠ざくる事、いとたやすきわざなれど、大奥の事なれば、何とも思案に能はざるなり、去ながら總じて狐狸の類は、犬を怖る、甚しきものなれば、犬を飼置きたまはゞ然るべしとは思へど、彼如き廣大なる御殿

の事なれば、中々僅の犬にては、結句彼らに仕つけらるべければ、これも無益なるべしと語りたり、妻は内藏助の詞を聞て何はともあれ、あれ程までに仰られしものを、存當りも御座なくとは、申上られまじければ、先は其事なりとも申上んとて、早々大奥へ參りて局に斯と申たりしに局も犬を飼ん事は、いと易き事なれど、此廣大なる御殿に、二疋三疋飼置たればとて、何程の事もあるべからずとは、思ひつれど、先は一同の心ゆかしにと、此事を御乳人岡山、河内の二人を始め、御年寄格小山局などに、斯までに心を盡したる由を物語りければ、局等、そは誠にたやすき事に候、各々我ら部屋々々に、一疋づゝ飼置たらんには、其數少くも侍らねば、ともかくも試みて然るべからんと、實に困じ果たる折柄なれば、相談頓に一決して、さて銘々より御下男の輩へ、此由を申聞け、さるべき犬を連來りて呉候へとありしに、何がさて、大奥にて威勢ある人々の頼みなれば、委細畏りて候と申て、やがて我も〳〵と犬を牽來りけるが、さしも年久しく椽の下に棲息して、人々に害をなしたる狐狸の類も、これよりして、いつとなく影だに見えぬまでになりしかば、女中等の悦大方ならず、此犬どもを各々愛し養ひけるが、其頃より三の丸なる、御母公の御住居及び小谷の方の住居より、二の丸の別殿など、稀には狐狸の遊び狂へる事ありしが、いつとなく次第々々に、其數多く成て、今ははや白晝と雖も人を憚れず、御座所、寢殿の嫌なく狂ひ廻りて、食物などを窃み喰ひ、其害甚しかりければ、いかにもしてこれを追退けんと、人々相談しけるに、先に御本丸に於て、か樣々々の事ありしと申ものありしにぞ、さらは此方にても其如く、犬を飼置れ然べしと、此由御母公及小谷の方に申せしかば、そは面白し先試に飼置ばやとありしかば、早速御下男に斯と申付しにぞ、畏りて後御話の序でに、彼犬の事を申出しけるに、御母公は、さればなり、此程いつとなく狐狸の狂ひ來て、か樣〳〵なりし故、之を追退けんとて女どもの飼置たるなりと仰られけるに隆光彼護持院隆光、御母公の御住居へ御加持として出仕しけるに、犬數多飼置たるを見て御加持畢護んで、是が全く佛の御計ひと存じ奉りて候、仔細は恐ながら上樣(將軍家)には戌の年の御誕生にて、入らせられ候えば、尤も犬をこそ御愛憐あらせらるべき御事に候、まして唯今は御子孫御繁榮御祈願の御事なれば、別して犬を御憐みあらせられ、然るべきに、私儀も、そこまでは心付き申さず候て、言上に及ばざりしに、ふと狐狸のために、御城内に數多犬を召置せられ候樣に罷成候儀、凡慮の及ばざる所を佛の計ひたまふなるべしと、感涙に堪へず有難く存じ奉ると申上ければ、御母公は、彙々御歸依深き隆光の申事なれば、實も然るべしと、御心に鈍く

も信じたまひければ、早々公へ隆光のか様に申て候は、實に此尼も尤もと承りて候へば、今より犬の事御心に掛させたまへと、憐れませたまへと、御歎きありければ、公は御孝心の上に、兼々經學を好ませたまひ、殊に此程は周易を講ぜさせたまひて、專ら氣數循環の理を、御研究あらせらるゝ際なれば、實に理りなる申條かなとありて、それより老中の方々を召世され、御母公の仰を傳へ、且御自身にも、學理上然るべしと思召さるゝ間、早々此事を申付候へと、仰出されければ、畏りて直ちに、犬の事是までの如く、無慈悲なる取扱致すべからず、萬一違背のものは急度嚴科に申付べしと觸出し、且武家町家ともに飼犬これあるものは、牝牡毛色年の程まで委細書記し、屆出べしとありしかば、こは珍らしゝ、何事ならんと驚きながら、中々の大騒ぎなりし、されども飼犬の事のみと御老中方も心得て、其趣に觸達せしかば、飼主のなき犬どもは、猶舊の如くなりしにぞ、彼護持院隆光より内々にて、主なき犬どもは何人も憐み申さず、猶も是までの如く人々無慈悲に取扱ひ候、哀れ主なき犬までも、諸人憐み候樣に、御沙汰あらせられ度由、御母公の許へ言上せしに、儲は諸役人共我らが趣旨を取違しか、又は將軍家の主なき犬の事は、御心に掛たまはざるか、いづれにも捨置べきにあらずと、早速公の御聽に達しけるに、公にも驚かせたまひて、御老中の方々を召出され、

斬る事ある由聞つるが、汝らいか樣に申付しぞとの御尋なり、御老中方も飼犬の儀は、大切に憐愍を加へ飼申べき由を申付、且右に付、銘々より毛色年齡等まで、書付に仕り奉行所へ申出べき由申付て候が、主なき犬の儀は別に申付樣も御座なく候えば、其まゝに致し置候と申上ければ、公大に御不興ありて、飼犬の儀は申までもなき儀なり、縱ひ主なき犬なりとも無慈悲の取扱致さず、隨分憐愍を加べき由を申付たるなりと、散々の御氣色なりければ、御老中方大に恐入り、全く上意伺違ひに候えば、早々改めて右の通申付候はんが、先以て一同御咎の御沙汰を待奉つる由申上しに、重て此度の儀は思召旨あらせらるゝに付、御咎めの御沙汰に及ばざれば、早々犬の事申付候へとありしかば、御老中方より直ちに書付を以て、

犬の毛色牝牡年齡等屆出の儀、最前は飼犬と申觸候えども、右は年寄共(老中の事なり)御意を伺ひ誤り候にて、飼犬は申に及ばず縱ひ主なき犬に候とも、其町其村に居付候は元より、他所より紛れ來り候犬にても、其町其村に於て大切に飼立置諸事飼犬同樣相心得申べき事と觸渡されけるにぞ、主なき犬は俄に町村飼付の犬となりて、是亦毛色年齡等屆出たる上に、出生あれば、早速に屆出、死亡あれば直に訴へ出て、檢使を受たる上に、疏略なき樣取置申べしと、申付らるゝに依り、形の如く埋葬するなど殆ど人類同樣の取扱ひなれば、ために町村に

混雑大方ならず、元來畜類の事なれば、往々所在を失ふものあれば、その度々に訴へ出るなど、中々の手數なれば各々手心にて、犬の總計を合せたるまでにして、訴ふるなどの事はなさゞりしかば、疾くも彼隆光聞知りて、内々にて斯と御母公の御聞に入しかば、忽ちに公の御聞に達しけれぱ、又々御老中方へ御沙汰ありて、左の如く觸達されたり。

犬見えざる時は何方よりか、他の犬つれ來り數を合せ置候由相聞え候、右にては生類御憐みの御旨意に相背き不埒の至に候、向後犬見えざる時は、早々訴出成べく尋求候樣致すべく候、若相知れざるに於ては其趣訴出申べく萬一等閑に相心得候ものこれあるに於ては忽度曲事に申付べき事

市中にて荷車大八車牛車等にて、犬をひき傷け候ものこれある由、兼て仰出され候御旨意に相背き、不埒の至に候、向後必ず宰領一人相添、右樣の儀これなき樣堅く相守り申べき事

これよりして日本國中にて、犬こそ百獸の王ともいふべき勢となりたり、中にも最も可笑しきは城附の犬といふもの出來て、幕府より城地を賜はる時も、又は諸大名の城地を收公せらるゝ時も、偏知目錄に添て、城附武器類などの、有品を記したる城附道具目錄といふものを、請取渡しするの制規なるが、此道具目錄の中に犬何疋、但何毛何歳の牝何疋何々の牝何疋と記して、請取渡しせしかば、幕府に於て城地に犬を附て賜りしは此御代に限れり。

されば元祿十四年四月十九日に、彼の淺野内匠頭長矩朝臣が領知、播州赤穗城收公の時、家老大石内藏之助良雄等、別て此犬の事に心を用ひ、城内二の丸の明地に、方十間程を區畫して、犬置場となし、ここに飼置たる犬五疋を一々毛色年齡等より、病氣の有無まで委細帳面に書立て、これに引合して城番たる、脇坂家の人數へ引渡したりしには、其時城受取として赴きたる御目付（但し此時限りの御目付にて、幕府御役人中にある御目付とは別なり）荒木十左衞門、榊原采女の兩氏も、殊の外感心されたりと、然るに脇坂家にて城番中、其内の赤斑犬一疋いかにしけん行方を失ひてければ、所々方々と搜索せしも見當らず、當惑せる折柄、右赤穗城を永井伊賀守直敬朝臣に賜はり、信州飯山より入部あるべき由、御沙汰ありしかば、彌當惑して如何はせんと、一同相談せしが外にせん術もなければ、死亡の由にいたさんとありしに、普請方の小吏某は心利たるものなりしかば、或日何方よりか同じ樣なる犬を連れ來りてければ、一同は大に悦びこれにてやう〳〵城附犬の數を合はせたりとなり、既に大名の城地に於てすら右の如くなれば、まして江戸市中の樣子はいかばかりなりけん、諸人の難儀今も推測られて氣の毒

なり、されどかゝる折には、亦一種異風のものも出來るものにて、其頃は犬としいへば、武士町人の差別なく、人々怖れてうかと手も觸れぬ程なるを、彼の任俠と稱せる無賴の少年等、この有樣を見て、こはいひ甲斐なき世人の有樣かな、縱ひ何と上より仰らるゝとも、高が犬の事なるに、餘りに人々の大切にせらるゝものから、見よ女子供にかみ付吠かゝりなどして、迷惑を掛る事日に幾度なるや、知れ難き程なり、我らなどは輕くとも、天下の御百姓の一人なり、哀れかみ付犬などもあらんには、卽座に蹴殺し打殺して捨んづものをなど、肩肘を怒らかしていひ觸廻りしが、疾くも此事町奉行配下の聞所となりて、所々にて召捕られけるが、段々御吟味ありて、其黨十一人の內二人は、全く犬を殺したる事分明なりしかば、兼々觸示す所の御法度を相背き候段、公儀を恐れず不屆の至とありて、斬罪申付られ、殘り九人は新島へ遠島申付られたり、實に元祿三年二月なり、されども又犬のために思ひ寄らず訴訟に利を得たるものありき、そをいかにといふに、彼の日光御門主（上野の宮）と、淺草觀音別當の爭訟なり、始め幕府に於て東叡山寬永寺を建立ありて、關東天台宗の諸寺は、新古の別なく寬永寺の配下たるべきは、當然の事なるに、彼の淺草寺に於ては、關東第一の古刹といふを以て、とかく寬永寺の支配を受るを屑しとせず、又寬永寺に於ては自

の寺よりも、第一の古刹たる淺草寺を、配下に屬せざれば、貫首たるの效なしと、事毎に就て寺務に干涉せんとする事、數年に涉りたるが、此淺草寺の別當は、御城內紅葉山東照宮の御別當を兼帶する事にて、紅葉山東照宮は上野東照宮よりも、古き御宮にて、其頃は未だ寬永寺御建立なき事とて、淺草寺の別當にこれを、兼帶仰付られし由緖あれば、餘事は格別紅葉山御宮の事に付ては、寬永寺も彼是容喙し難きを以て、いかにもなるべしとは、寬永寺の冀望なり、されば淺草御門主の御手に歸せば、淺草寺の事はいかにもなるべしとは、寬永寺の冀望なり、されば淺草寺に在ては、餘事は格別江戶最第一なる、紅葉山御宮の御別當職にてあれば、此一事に對しても、關東第一の古刹たる寺格歷然たる事なれば、縱ひ貫首御門主と雖も一般寺院同樣に、末寺にひとしき支配を受くべきにあらず、必ず特別の御取扱あるべき筈なりとは、淺草寺が寬永寺に對して抗辯の趣意なり。

右の如く寬永寺と淺草寺とは、內に表に互に相軋轢する事數年にして、或時は淺草寺より漸くにして、大奥へ手を入て、特別の御祈願所となさんと企つれば、流石は上野の事とて、忽ち宮の御聽に達すれば、大奥は素より御老中、御側御用人の向々へ、宮の仰として御一言御賴の遮りを、內々にて申入るれば、手もなく淺草寺の計畫は、水泡に歸する事度々なるのみならず、

或は淺草寺の住持を除かれし事さへ有しなり、然るに其頃淺草寺觀音別當は、知樂院忠遷とて聞えたる學僧なる上に、御大老堀田正俊朝臣と親しかりしかば、種々に取入て内々彼關東第一の古刹にして、紅葉山東照宮の御別當たる由緒を、委細に申入れて、寛永寺の配下を離れ、無本寺の寺格になされん事を願ひしに、正俊朝臣、ともかくも奉行所へ申出られ、然るべしとありしにぞ、忠遷大に悦びそれよりしては、とかく寛永寺の干渉に對捍して、漸く獨立の色を露してければ、寛永寺にては又しても懲ずまにといふ勢にて、益とやかくとせし程に、やがて双方爭の端を啓きて、貞享元年七月淺草寺より、寺社奉行所へ格別の寺格たる由緒を以て、特別の御取扱あるべき樣、寛永寺へ御沙汰なし下され、其時の寺社奉行月番は本多淡路守忠豐朝臣なりしが、兼てより事六つかしき、兩寺の爭訟なれば、いかにもして無事に濟さんと思ひ、種々に諭しけれど、忠遷一向に承伏せざれば、此の上は上聞に達し、追て裁許に及ぶべしと申渡され、さて此の由を御老中方へ申達しければ、正俊朝臣より早々上聞に達しけるが、是より先御母公には、常々觀世音御信仰にて、既に御持念佛なる觀音の靈像を安置せんため、新たに一寺御建立あらせらるゝ折柄（大塚の護國寺なり委しくは既に前に述べたり）なるに、今又淺草觀音の別當より、願事ありと聞せられければ、早速公へ斯る事承り

て候が、此尼が常々信仰の寺なる間、いかにもして、能樣に御計ひあれかしと、歎かせたまひけるまゝ、公にも此爭訟は前々にもありし事にて、隨分面倒なる事なれど、御母公の斯までに仰らるゝに、まして予が代始めとして、諸事改正の折柄なれば、急度吟味を遂げ、向後の違亂なき樣裁許に及ぶべしと、正俊朝臣へ仰含められしにぞ、兼て内々願意の委細を聞置たる事なれば、異議に及ばず、畏りて、早々裁許に及ぶべきとの上意なりと、寺社奉行中へ達せしにぞ、直ちに上野執當凌雲院權僧正を召呼れ、淺草寺別當知樂院より斯の如く申出たり、依て早々御門主の御聞に達し、猶仰立らるゝ次第も候はゞ、書面を以てさし出さるべしと達しけるにぞ、畏りて退きけるが、其の後寛永寺よりは日光御門主守澄法親王薨去にて、天眞法親王御繼承あられしが、未だ御年若と申、殊には御法用の外は、御事務等總て御不關に入らせられ候間何共御當惑あらせられ候、去ながら執當共にて先々の御舊規等取調べ此度の訴訟に對し申立仕り候儀、成難き事には御座なく候えども、（萬一調違ひ申落し等御座候て不慮の儀にも罷成候ばば、他日御門主御事務御關れなされ候上、御殘り多き儀に思召れ、重て御手數を掛け上候樣にては、御不本意に思召れ候間、先以て精々御取調べあらせられ、仰立らるべきの間暫時御猶豫の儀願思召候と申立たりしかば、其旨御聞に達しけるに、申立の趣は誠に餘儀なき事なれば、

暫時猶豫の儀は、御門主御願の通聞召分られたり、去ながら執當以下、年久しく相勤め候ものども、少なからねば、精々念入れ候て、速かに御引立相成様に取計ふべしと仰出されたり、是しかしながら何かと御門主を種にして、一時の氣焰を避んとする、上野執當輩の常套なりけるが流石に日光御門主の御願なれば、御母公もいかんともし難くてけるに、此年八月に正俊朝臣營中に於て、變死されしかば、忠遷も大に力を失ひ、さらばこれよりは、一意御母公の御助けを仰がんと思ひ、彼の護國寺亮賢僧正に、内々事の子細を申て、御母公への執成を頼むなど、中々に奔走しけるが、やがて其の年も暮てける、さて又上野にては、第一の鉾先は、御門主御寺務御不調といふを以て、輒く引外したれば、此上は徐かに例の手段を以て、大奥を始め手を入れんとて、これも淺草寺に劣らず、種々に奔走しけるにぞ、何はともあれ、日光御門主よりの御願なれば、いつを限りともなく、猶豫に月日を過されける内、大奥にては女中の改革ありて、しかも水無瀬家の姫君なる、右衞門佐の局、今は一人の如くに時めきけるにぞ、幸ひ水無瀬家は其頃の日光御門主天眞法親王には、御因みもありてければ、内々にて局が養子分なる、桃井内藏助を以て、淺草寺よりの願は、實に上野の宮を蔑ろにしたる致方なるのみならず、台徳院殿、大猷院殿御定の御條目を犯したる事なれば、長く御捨置あらんこそ、然るべしなど、

種々に申なして、局より公へ執成あらん様にと、只管に頼み入れしかば、（一説に此桃井内藏助は始め上野の宮御用人桃井織江といふ者の子なりとあり）内藏助も、何かは知らねど、軽きれしまゝに、局に委細申入たりしに、其後はとかくの御沙汰もなきは此効驗なり、然に其後護持院隆光の内々申上たる旨ありて、俄に犬の儀無慈悲に取扱はず、厚く憐みを加ふべしと仰出されて、武家も町家も犬を大切にいたしてけるに、淺草寺の境内はさしもに廣き事とて、何方よりともなく、犬の入來る事數多く、從つてかみ合ふ事なども、度々なりしが、一日知樂院の門前にて、何れより來りしか數十疋の犬群れ來て、かみ合たりしが、餘りに喧しきのみならず、參詣の群集も怖れて近寄る事、能はざりければ、下男ども、これを追拂はんと手々に、石瓦を抛付たりしに、如何したりけん、一疋の犬斃れたりければ、直ちに事の委細を書面に認めて、寺社奉行へ届出たりしかば、やがて寺社奉行中より斯と披露ありて、公の御聽に達したりしに公は籠てより上野の宮と爭訟の事、右衞門佐の局より申旨も聞召され、又先には御母公より仰せられし旨もありて、いかにせばやと御思慮の折柄、今斯と聞召されて大に御不興ありて、直ちに御側御用人太田資直朝臣を以て、知樂院忠遷事、先年より日光御門主に對し、本末の申分仕り候上、右御沙汰中に候へば、別て諸事相愼み申べき所其儀なく剩へ今度門前の犬を殺し候

事ども、總て出家の身にこれあるまじき所業不埒の至なれば紅葉山御宮別當竝びに、淺草寺別當召離すべしと、御老中方へ仰渡されければ、卽ち知樂院忠遷を評定所へ呼出し右の通申渡されける、されば忠選が所々方々と手に手を盡して數年間、奔走したる訴訟は、遂に一度の裁許もなく、僅に一疋の犬のために、脆くも別當職まで褫れしは氣の毒といふも餘あり、これに反して上野にては、御門主風を吹して一時遁れをなせしに、思掛なき犬のために、眉を披かれしも可笑しけれ、されど此御沙汰は忠遷一人を罰せしまでなれば、淺草寺は猶舊の如くにて、未だ上野の宮の御手にも歸せざれば、程なく後住を定むべき由御沙汰ありてければ、直ちに傳法院宣孝を以て淺草寺觀音別當となし度由、寺社奉行まで願ひけるに、其由上聞に達し、願の通申付べしとの上意にて、猶舊例の如く、紅葉山御宮別當兼帶仰付られて、先規の如く御目見を仰付られたり、然るに上野にては訴訟の事は、手もなく立消の姿となり、剩へ知樂院忠遷は別當職まで、褫がれしかど、淺草寺後住の事は猶諸事舊例の如く、仰付られしは遺憾なりと、所謂隴を得て蜀を望むの諺の如く、いかにもして淺草寺觀音別當が兼帶せる、紅葉山御宮の別當を引離して我方へ取んものと、いよ〳〵内々にて右衞門佐の局へ賴こみしに、局も元より東照宮の御事は、日光御門主の管領なれば、御城内の御宮に於ても、淺草寺の如き凡僧を以て、

御別當たらしめんよりは、御門主の御預りとなさんこそ、當然なりと思ひ、公へ斯と申上たりしが、公にも淺草寺住持へ、一旦諸事舊例の如く申付たる上は、今事もなきに、これを取上難ければ、宮の仰らるゝ所尤もの事ながら、急に御沙汰に及ばれがたしとありければ、さらばとて上野の方にては、何事ぞあれかしと事の序でを待たりけるに、淺草寺にては、傳法院宣孝後住となりてよりは、先住知樂院御咎めの跡なればとて、諸事を愼み何事も扣目に致す程なれど上野寛永寺に對しては、先々よりの行掛りより、軋轢は殆ど舊例の如き有樣なれば、是のみは更に一歩も讓らずして、猶も窃かに先住の仕來りに倣ひ、彼の護國寺亮賢に依りて、偏へに御母公への執成を賴み、いつか本望を達せんものと、これも折を待居たりしに、其頃御母公の御弟本庄因幡守宗資朝臣(後ち松平氏を賜はり七萬石を領す)に、御女四人ありしが、其第二の御女は上野御門主守澄法親王の御兒にて、後ち諸太夫となりし、六角木工權頭廣賢朝臣の許に嫁したりしが、此廣賢朝臣は烏丸大納言光廣卿の御次男なれば、其身の由緒といひ、且は御母公御因みのゆゑを以つて、御旗本に召出され、新規千俵を賜はりて、越前守と改め、寄合にてありしが、御側衆仰付られ、且高家の勤めを見習ふべしとありてければ、大に時めきけるにぞ、上野にて又も一人の方人を得たる思ひをなし、密かに廣賢朝臣の許にも、兼ねての望みを

明して、東照宮御別當の儀は、是非とも御門主の御預りになされ度間　折を以て、上聞に達しくれ候へと申てけるに、廣賢朝臣も外ならぬ上野の事、殊に自身のためには、舊主家同樣の因みなれば、委細相心得候と申けるが、さて將軍家には未だ打附に斯る事申上べき程の、御親しみもなけれど、御母公には御姻戚の御因みあれば、彼方の御聞に達し置なば、いつか公の上聽に達するに相違なしと思ひ、直ちに御母公の方へ伺公して、委細内々にて申上たりしに、御母公も始めは觀音御信仰の故よりして、淺草寺を執したまひつれど、今東照宮御別當の事に付て、上野にての存寄る所は、實に尤と思されしかば、異議なく御聞屆ありて、やがて公へ此由を申て餘事と違ひ、御宮の事は一般、日光御門主の御計ひたらん事、神慮にも叶ひ申べけれと仰られしにぞ、公にも折を以て其如くなさるべく、思されし上に、今又御母公の斯仰せらるゝより、いよ〳〵其事に決したまひしに、元來公は、苛察峻嚴を好ませたまふ御質なれば、平日の時刻なども、中々に正しく守らせたまひし、別て御宮の事に於ては諸事嚴重に守らせたまひしに、いかなる事か、元祿六年十二月朔日紅葉山御宮奉仕の事に就て、傳法院宣孝不都合の事してけるにぞ、（一書に時刻を取違へ出仕遲なはりとあるも、時刻などは餘寺は格別、時鐘御免の淺草寺にはあるべき事とも思はれねば從はず）忽ち公の御聽に達しければ、大に御不興ありて

早々吟味を遂げ候へと、御側御用人柳澤保明朝臣を以て、御老中へ仰出されけるにぞ、直ちに寺社奉行の許に召呼ばれ、尋問ありしに、陳ずる詞もなく、恐入たる由申立しかば、此由上聽に達しける、是によりて公より重て柳澤保明朝臣を以て傳法院宣孝事紅葉山御宮別當仰付置れ候所、勤め方思召に應ぜず、是に依て其職を召離され、且淺草寺住持の儀も止め申べしと御老中方へ仰出されけるにぞ、同じく九日宣孝を寺社奉行役宅へ召呼れ、其趣申渡されける、さて上野の方へは、御老中阿部豐後守正武朝臣を御使として、今度傳法院宣孝事、紅葉山御宮別當勤方思召に應ぜざるにより、別當の職召離され、且淺草寺住持も止められ候、然ば向後は御宮別當竝に淺草寺住持の儀も、其器に相當るべき人體を選まれ、早々言上これあるべし、それまでの間、然るべき僧侶を以て、假に右の職に充られ候樣、總て御門主御計ひあるべし、申に及ばず候へども、御念入れられ、尤もの由御意なされ候と、仰遣はされたり、茲に於て數年の間、内に表に軋轢したる上野、淺草兩寺の間も始めて圓滑に成りにける、こは日光御門主數年の御望とは申せ、實は大奥の内助によりて、斯く結局せるは右に述たる如し。

因みに云、御母公の御生家は、二條關白光平公の家臣にて本莊太郎兵衞正宗と申されしは、御養父なりしが、京都に於て義きに歿せられ、其子宮内少輔道芳朝臣は、御母公とは實に他

人にてありしが御母公館林殿を産せられて後、召出されて御旗本に列し、後ち館林城三十萬石を賜はるに及で、御附となりて千石を賜はりしが、公御繼統の後は次第に御取立ありて、一萬石を賜はりたり、其次を平四郎といひしが、是實に御母公とは異父同母の御兄弟なるを以て、館林を賜はりて後、召出されて五百俵を賜はり、名を次郎左衞門宗資と更められ、其後加增ありて八百石となり、公御繼統の始め千二百石を加へられて、二千石となり、其後ち叙爵仰付られて因幡守と更め、次第に御取立ありて、七萬石を領し、從四位下、侍從に叙任し、且松平の御稱號を賜はりて、剩へ其次子内膳正宗長朝臣は、十八歳にして越前丹生郡に於て二萬石を賜はり、殊に御近親の故を以て公及び御母公にも、度々其邸へ成せられ、種種の賜物などありて、一方ならぬ、御懇遇なりしかば、此人にして、彼の視眼嗅鼻たらんには、いかなる事をもなすべきなるに、此宗資朝臣は御母公に似させられず、萬づ謙退なる質にて、斯く榮達をきはめしかど、聊も侈る事なく、加恩官途又は賜物などある時は、手を合せて勿體なき事かな、冥加に盡くべきぞと申され、或は斯る御因みの身柄なれば、おのづから諸大名も何くれと心に掛て、時々に國産の獻上物ありて、御老中、若年寄、其外御側向の御役々へ贈り物する時は、必らず此宗資朝臣の許へも贈るのみならず、公及び御母公が御成の折には、諸大名中我も〳〵と、宗資朝臣の許に至りて、勝手に詰ん事を願ひ（御成の時に は、其家の勝手の方に詰居る大名は、還御の時に召出されて、御詞を掛らる、なれば、當時は何れもこれを榮譽として勝手詰を望みしなり）さて御成相濟て後は、勝手に詰させくれたる禮に、種々の贈物などする度毎に、宗資朝臣は一々其使者に對面あり、涙を流して厚く禮を申さる、事、一生替らざりしとなり、又常に居間の床の間に三本入の扇箱に錢二百文を入れ置て、毎日三度づゝ、頂かれたり、懇意の人々これを見て、始めは何事にか呪ひ事かと思ひ居たりしに、數年同じ樣にてありしかば、何故にて左樣になされ候やと、尋ぬる人あれば宗資朝臣答て、これぞ子々孫々に至るまで、上樣の御恩の程を露忘却させまじきため、一つは我ら冥加に盡きざる樣にと斯は仕りしなり、其故は我ら京都に罷在候砌は、各御存の如く平四郎とて、かすかなる體にてこれありしに、ふと當上樣御爪の端に罷なり候とて、江戸に召出され候由、所司代衆より申來り候に付、先御禮のため所司代衆の許に罷出候とて、始めての事なれば扇箱を持參致すべくと存じたれど、何程の物にて然るべしとも存ぜざれば、人人に聞合せ候所、三本入にて然るべし、價は二百文位なるべしと申され候が、其二百文も手元に揃ひ申さゝるに付、方々と才覺仕り候にも、日合もこれなき間先有合せたる鳥目を懷

中致し、扇箱商人の許に委細を申て、借り受け申べしと存じ罷越候て、三本入の扇箱望みの由申て候に、はや我ら江戸へ召され候事、相知れ候と見え、亭主罷出さて〳〵此度は、目出度御事とて叮嚀に祝ひ申され、偖扇箱御川の由畏り奉り候、早々持せ差上申べしと申さるる間、我らいや〳〵それに及申さず、只今持歸るべし、價は何程にやと申候へば、亭主中々只今價には及び申さず候、早速持せ差上申べし、一又其上何なりとも御川の品御座候はゞ澤山に仰付られ下され候へ、早速手繰仕り御間に合せ申べし抔、數々追從申され候に、我ら肝を消し、それに付ても關東の御威勢の程恐れ入りたりしが、段々御高恩を以て、今は大名衆の内にも算へられ候えども、其昔は二百文の鳥目と、三本入の扇箱さへ調へ兼たる身なれば、子孫までも昔しを忘れさすまじと、斯はしつるなりと物語りありし。

斯る性行の人なりければ、何事にも無頓着にて、唯御高恩難有し冥加に盡くべきとのみ、明ても暮ても心に思ひ口にもいひて、世の事などは、聊も思はざりしかば、御稱號をも免され、七萬石の城主とまでなりたれど、當時は元より、後世までも一點人に批難を受けざりしは、所謂君子人とは是らをや申べき、さて又右衞門佐の局俄に大奥に於て勢力を得たるより、從て御側向の人々も勢に靡く習とて、何がな其意を邀へて、公の御前執成に預らんと、思ひ〳〵に心を盡し、中にも御側御用人は密接の關係あれば、各々に右衞門佐の局とか、御母公とか、小谷の方とか、一方に依るは當初よりの勢なれば、遂には一方に用ひらるれば、一方より白眼付らるるより、自然に御側御用人中に黨派を立ては内々軋轢するに至りけるが、先に御子孫繁榮御祈願のため、護持院を御建立ありて、住持隆光御祈を勤むるより、此事に付ては右衞門佐の局も、小谷の方も申合たるにはあらねど、同じ樣に信心を凝すものから、彼隆光が内々言上しつる、犬を憐れむ事なども、亦同じ樣に心に掛てけるまゝ、往々餘りに大切に過つる事もありて、其都度事に依ては罪蒙る人もありしかば、人々竊かに眉をひそむる事も度々なり、然るに御側御用人南部遠江守直政朝臣は、常々此事を馬鹿々々しく思はれけん、折に觸ては、犬の事なり左程までに致さずとも、然るべからんなど申さるゝ事もありしかば、素より直政朝臣は右衞門佐の局方なる人なれば、此事疾くも小谷の方に聞えてければ、憎き遠江守が申條かなゝど、竊に憤ほる事も度々なりしに、或時桐之間番永井主殿といふもの、下城の途にて、何方より來りけん、數疋の犬に吠かゝられ、追ども拂へども更に愕く事なく益々近所近邊より犬ども集り來り、取卷て吠立ければ、進退維谷り今は我身も危き程なれば、是非に及ばず、下人に申付て切て捨させけるに、流石の犬も一二疋切捨たるに怖れて、四方に散じたり、斯て主殿は辛くも犬

の難を遁れつれども、重き御法禁を犯し、殊には御側近く奉仕する身なれば、此まゝに罷在んに仰天して先ともかくも、御邊は歸宅の上深く愼み罷在候へ、我ら直ちに此由を御側御用人中まで申上んと立出たり。

事恐れ多しと、直ちに桐之間番頭内藤主膳信幸の許に詣り、事の委細を訴へしかば、内藤も大

夫より内藤主膳は御側御用人まで、事の委細を申述しに、何れも大に驚き、縦ひいかなる事あればとて、上様御生年の故を以て、御子孫御繁榮御祈のために大切に致すべきと仰付られたる犬の事なるに、御身近く御奉公申上る身として、切捨つるとは、上を恐れず言語に絶たる所業なり、先主殿事は急度愼ませ置かれよとて、儲直ちに公の御聽に達せんとありし時、南部直政朝臣は、暫く御待候へ、各唯今の御評議のまゝを言上申さば、不便や主殿は切腹仰付らるべし、殊にこれは態と殺したるにもあらず、聞所にては既に其身も危く罷成り、已む事を得ず切捨たるなれば、それ等の次等を委細に言上ありて、此度の儀は御免しを願ひ奉らん方然るべし、左もなくては、御旗本の一人を高が犬の一疋や二疋に換られん事、誠に口惜き次第なりと申されければ、兼て内々不和なりし喜多見若狭守重政朝臣、大にこれを難じ、天下の御掟は人間畜類に差別あるべからず、若此度の事御免しあらんには、忽ち斯る類方々に出來なん、然れば御制禁も行々は相立申さゞるべければ、急度仰付られ候方然るべしと申けるに、直政朝臣中々屈せず、互に言たきまゝ申張てけるにぞ、牧野備後守成貞臣朝これを制し、御兩所の申さるゝ所、何れも道理なれば所詮其通りを我ら言上申べしとて、公の御聽に達しければ、公は大に御不興ありて、縦ひいか樣の事なりしとも、高が犬の事なれば、すべき樣もあるべきに、切捨つるは無慈悲至極、殊に昵近の身として、兼ての制禁をも顧みざる段、不屆なり、去ながら日頃身近く奉公せしもの故、死罪を宥め遠島に申付べしと、仰出されければ、其趣御老中方へ達しけるにぞ、元祿元年十月十九日永井主殿を、評定所へ呼出し、右の科に依て八丈島へ流罪申付られたり、さればこれにより直政朝臣は、何となく面目を失ひたる心地して、快々としてありつるにぞ、小谷の方は兼々儀からず思ふ直政朝臣が、自身の方人の如き喜多見重政朝臣に鼻をひしがれたりと聞きては少しは愼ほりを散ずべきに、さはなくて又しても犬の事を、とやかくといひ罵るこそ安からねと、彌愼ほり深く、遂に遠江守こそ犬の事をば常々斯は申て候なりなど、公の御聽に入れしかば、何かは以て堪るべき、忽ち御前の首尾悪しくなりて、直政朝臣には御詞も掛られざりしにぞ、翌元祿二年正月廿六日、病氣と披露し御役御免を願はれしに、即日願の如く免るされたり、さて又永井主殿が事ありしより、重ても斯る事出來らんも計られ

ずとて、左の如く觸られたり。

犬ども往來のものに、吠付候を見受候はゞ、飼主罷出早々取鎭申べし、若飼主これなく、他所より來り候犬に候はゞ、其近邊の者ども、早々罷出水を洒ぎ追拂ひ申べく、決して無慈悲なる儀致すべからざる事

犬ども互にかみ合候節は、早々互の飼主ども罷出引分け、連歸り候樣致すべく、若飼主これなく、他所より來り候犬どもに候はゞ、其近邊の者ども、又は辻番人ども早々罷出、水を洒ぎ追拂申べく、成べき丈犬ども怪我これなき樣取扱、決して無慈悲なる儀致すべからざる事

と、武家町家一般に觸示されたり。

さて又南部直政朝臣御役御免に付ては、犬の事よりなれば右衞門佐の局も、とかくの憤ほりもあらざるべけれど、彼小谷の方の取成にて、御取立ありし喜多見重政朝臣と、端なくも申爭ひしより事起りて、遂には小谷の方よりも公へ聞え上たる、子細もありてなりと聞しものから、其憤ほり一方ならず、折もあらば重政朝臣を取ひしぎて、小谷の方に鼻あかせんものと、彌〻親眼嗅鼻に內々申付て事の序でをまたれたり、然るに幾もなく重政朝臣身上滅却したり、そをいかにといふに、重政朝臣の弟なる彼茂兵衞重治に一人の養妹ありて、先に淺岡縫殿頭直國朝臣とて、御小姓衆たりし人の許に嫁したりしが、直國朝臣天和二年五月罪ありて追放されければ、其妻女は實家たるの故を以て、茂兵衞方に身を寄せ、且淺岡家の家財までも、茂兵衞方へ引取預りたりしに、元來茂兵衞は放蕩無賴のものにて、常に大酒を好み、よからぬものとのみ交りてければ、家計自づから困迫なるにぞ、彼淺岡が家財を、追々に沽却して、何一つ殘らぬ程に遣ひ盡したり、然るに元祿元年十二月淺岡縫追放御免ありて召返されしが、未だ邸宅を賜はらざりし故、妻の緣を以て、茂兵衞方へ同居する事となりしかば、茂兵衞の驚き大方ならず、元よりいつか一度は御免にて、召返さるべしとは思ひつれど、昨日今日には、あらざるべしと、高を括たるに早くも召返されて、殊に己れが宅に同居するといふには、大に閉口してけるが、無賴もの、習とて、忽ち一策を案じ出し、先づ妻女不緣の儀を申向け、緣邊を斷ち切るに於ては、同居は元より、家財の事も何とかせん方もあるべしとて、無法にも縫殿が召返されを披露し、且同居の儀を申入れに來りしを、妹事存寄る次第あれば、今日より不緣に致し度、尤も此儀は前方より申入るべきなれど、それにては其元の落目を見侮りたる仕方などゝ、人にいはれんも心苦しければ、今度召返されたるを幸ひ、此儀を申入るなりとありければ、縫殿も驚きて、成程次第柄に依ては、不緣の儀承知も致すべけれど、何を申も久々他方に罷在候